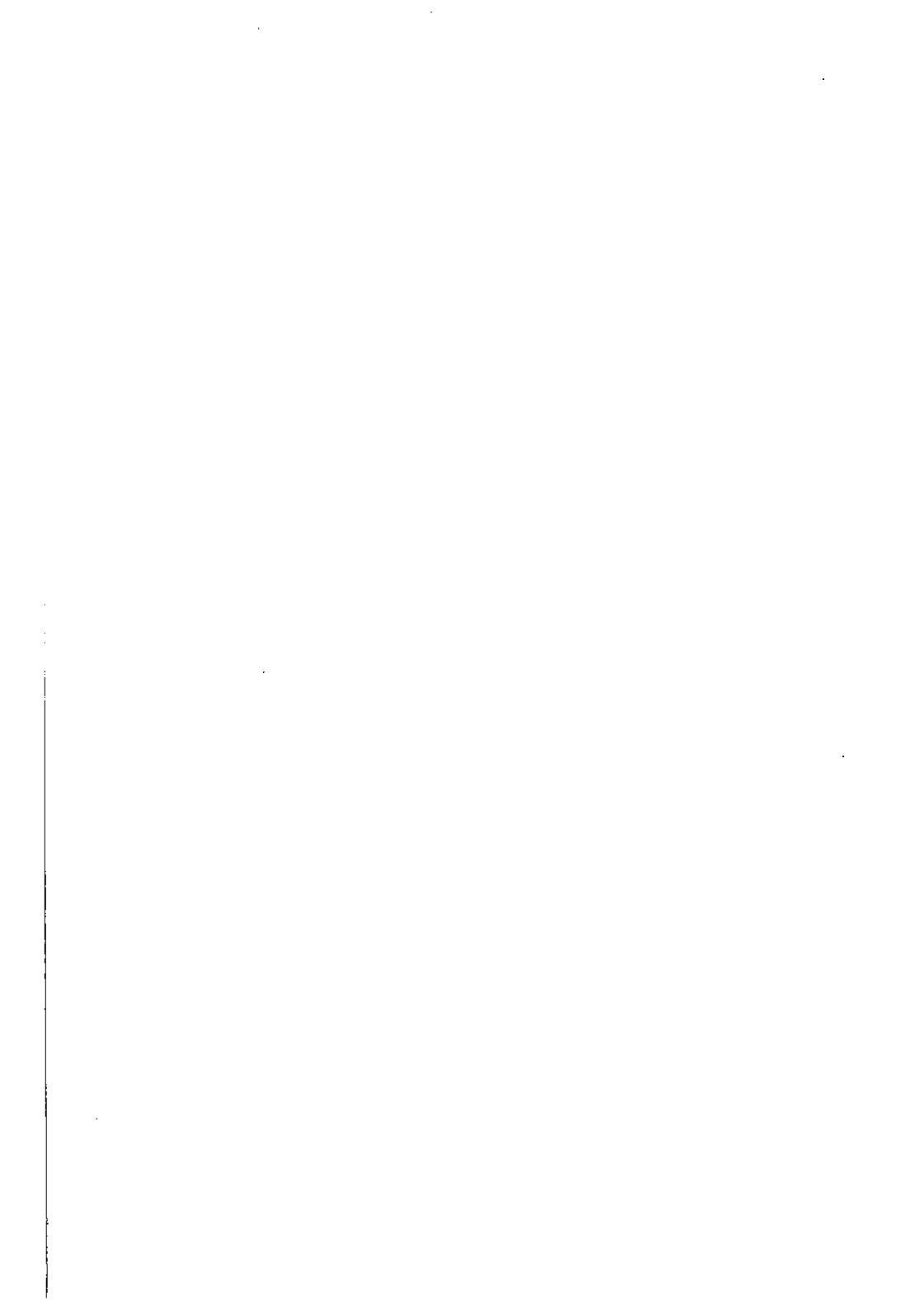




連続フォーラム「チョゴリときもの」  
～専門分野の職場から～

財団法人 京都市国際交流協会



## はじめに

第十六回目のこの年度は「専門分野の現場から」というくぐりで八人のコリアンの方からその思いをうかがつた。あえてここで「在日」といわないのは、そのうちのお一人が一九五二年以降、日本へ韓国からこられた方であるからである。しかしこの方も日本で専門教育を受けて、専門職の経験も長い方なので、仕事の現場では「在日」の方々と同様に日本社会に貢献していくだいている、ということにかわりはない。ここで今回、「専門職の現場から」というタイトルにしたのは、戦後六五年を越え、また「在日」が「在日」であることを法律的に強要された一九五二年以降からでも五五年を過ぎた今日、専門的な資格や技能をいかして活動されておられる方々が多くおられる、という現実があるからである。ひょっとするとその方々の全職業における比率は日本人よりも高いかも知れない。そのことの要因は長い間、「在日」に対する差別、結婚とならんで就職差別が厳しかったという日本社会の現実から出発している。今回お話をいたいたい方々は、貴重な青春時代を、将来の唯一の希望がみえる先として、それぞれの専門資格を取得するために入れられた資格であり、技能である。まずはそのご努力に心から敬意を表したい、ということ私が率直な気持ちである。

そしてその成果は「自身や」家族の生活のためだけではなく、大多数が日本人であるこの日本社会で立派に生かされ、社会に貢献されていることに着目しなければならないだろう。もちろん、名前の問題

や法律の適用をめぐつて、「在日」特有の問題も依然としてあり、そのことにもかかわっておられるのだが、それ以上に、この方々がそれぞれのご家族が経てきた苦難の歴史を越えて、日本社会で生きるすべての人々のためにその資格や技能を活用され、日本人もまたその活動の恩恵を受けているのだ、ということを改めて認識しておきたい。法や制度は万人のためにある。多文化共生社会では、とりわけそのことが強調され、またその趣旨通りに実践されねばならない。あらためて八人の方々に感謝の気持ちをお伝えしたい。

京都造形芸術大学客員教授

仲尾 宏

## 目 次

「チョゴリときもの」

～専門分野の現場から～

第一回 「地域保育からみえるもの」

.....

第二回 「在日コリアンの家族と法」

.....

第三回 「病院と地域で」

.....

第四回 「裁判の中の在日コリアンと

在日コリアン弁護士であること」

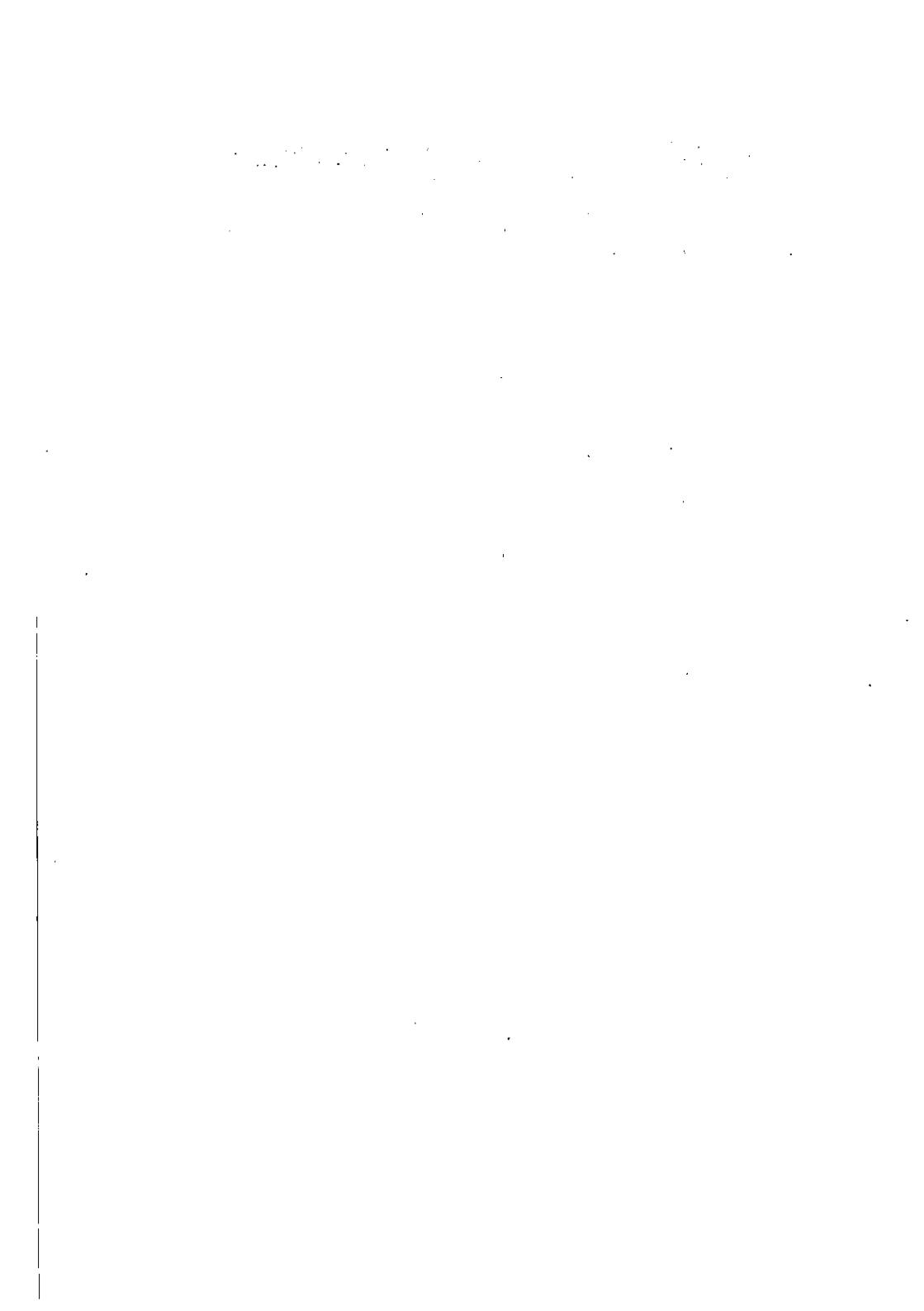
.....

99

67

39

5



## 第一回 「地域保育からみえるもの」

パネリスト

張 貞京氏 (チャン チヨンキョン ニユーカママー・

保育園相談員・大学講師)

柳 恩愛氏 (ユウ ウネ 在日二世・保育園園長)

仲尾 宏氏 (ナカオ ヒロシ)

(京都造形芸術大学客員教授)

コーディネーター

二〇〇九年二月十三日 (金) 開催



## チョゴリときもの

司会：ただ今からチョゴリときもの第一六回を開催いたします。本日はご参加いただきまして誠にありがとうございます。今年度は、昨年の「医療と介護」に引き続きまして、四つのテーマで専門職の現場からお話をうかがいます。一九四五年に先の世界大戦終了により、朝鮮半島や台湾などが解放されました。二年後、日本で日本国籍を持つて生きてみえたそれらの人達に、「外国人とみなす」という「外国人登録令」が出され、更に五年後一九五二年、サンフランシスコ講和条約の発効により、日本国籍は喪失されました。以降外国人に関する法令は作成、あるいは改定され、一九八〇年の中盤くらいからは国際化という言葉のもとに、外国あるいは外国人という存在が私達の中で非常に身近なものになってまいりました。しかし、長く私達の生活と一緒に生きてみえた外国籍の方々、いわゆる在日コリアンの存在というのは多くの人にとりましてはその意識があり及びませんでした。それはどうしてかといいますと、広い意味、深い意味での人権というのがまだなかなか根付いていなかつた事とともに、日本の自分達の歴史として生活の中で知らない、あるいは知ろうとしないという時間が非常に長かったからではないかと言えます。

現在は四世五世が次の時代を担う、そんな時間の流れの中で今回も一人の、個人のご意見としてお話をうかがってまいります。本日



お二人のパネリストをお呼びしております。最初にお話していただきましのは張貞京様です。私立保育園を臨床発達心理士として巡回していらっしゃいます。大学でも教えていらっしゃいます。張様は大学卒業後京都の方に進学のために留学されましたニユーカマーです。今、市内にお住まいです。本日は専門職の在日外国人として、また児童教育の側面から一緒にお話をうかがうということでお願いしております。

二人目にお話いただく予定の方はオールドカマーである西京極保育園の園長の柳恩愛様です。地域保育の現場を通してお話をうかがいします。今こちらに向かっていらっしゃいます。コーディネートをお願いしておりますのは、京都造形芸術大学客員教授の仲尾宏先生です。第一部パネリストのお話終了後皆様のご質問を受けまして第二部につなげてまいります。途中に事業記録のために写真を後ろから撮らせていただきますがどうぞご容赦ください。それは先生よろしくおねがいいたします。



仲尾 宏 氏

仲尾 宏：皆さんこんにちは。天氣があやしいところをよくお越しいただきました。そのた。昨年は医療あるいは介護の現場からということでお話をいただきました。その時から思つていたことですが、今も岡村さんがいわれましたように、戦後の在日の生活の中で仕事が見つけられない。就職問題が大変厳しいということが長く常識になつておりました。そういう中からとにかく自分なりの専門職につく、あるいは専門的な資格を取るということから医療や介護、看護の先生になつていかれた方がおられたわけですが、そう考えると、今の日本社会には他にも様々な専門職がある。そこに働いてらつしやる、あるいは活躍されている在日の方も少なくないのではないかというように思い至りました。

その場合、いろんな表現がありますが、侍の士、それからお師匠さんの師ですね、そういう何々士という資格を持つといふことが専門職として認められるということになつていくわけです。そうなつてみると国籍条項、公務員なんかの国籍条項があつても、そういう資格職については比較的早くから道が開けていたということもございました。ついでに申し上げますと私は侍の士とお師匠さんの師とどういう違いがあるのかということを調べてみたんですけどよくわからないんです。侍の士は、弁護士さんとか司法書士さんとかあるわけですが、これはある人によると、何でも

知つてゐる人だと。一から十まで知つてゐる人で一と十で「士」だと。こんなことを言つてゐる人があつたんです。で調べ直してみるとそうではなくくて、士というものは大地の上に鍔を突き刺した形だと言うんですね。それがまあ武士の初めだと。なんで武士と鍔と関係あるかと言いますと、鎌倉時代とその少し前の院政時代から全国の荘園の管理、あるいは新しい土地の開墾、そういうことを自力でやつて來た人が武士のそもそもその根源なわけです。

武士というのは元々農民だつたわけです。そして荘園の管理をする。そういうことから次第に役人になつていく。行政職になつていつたわけですね。江戸時代を見たらよくわかります。平和な時代になつたら武士は、刀や鉄砲は全く無用になつて、旗本や、あるいは藩の行政マンとして活躍するところになつてまいります。すると一定の知識が必要だということになつていく。またそういう知識を得る機会もございました。どうもそういうところから近代以降になつても何々士といふ侍の士をつけるという資格、あるいは職種が続いてきたようであります。

もうひとつのお師匠さんの師の方は人を導いていくという意味がこのつくりじやなくてへんの方にあるようですが、そういううところから師範とか師匠とかそういう言い方がなされたようです。いずれにしてもそんなわけで、今回も保育士や臨床発達心理士、あるいは弁護士、薬剤師、司法書士などの方々に登場していただくということになります。いずれにしても資格を取るのはそれほどやさしいことではないと思います。

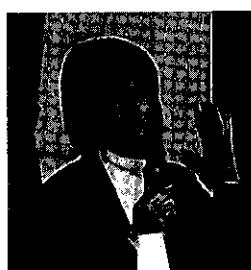
今日、お越しになつていただいている方はご紹介にありましたけども在日ではなくてニューカマーといふご紹介でした。これはなぜそういう言い方があるかと言つて、戦前日本の本土に居住され、暮らされていた方は大日本帝国の臣民でした。四五年の日本の敗戦、植民地支配を受けた人々にとつては解放の年から後、国籍の問題が非常に宙ぶらりんになつたんです。果たしてそのまま継続して日本の国民であるのか、あるいは外国人であるのかということが宙ぶらりんになつたわけです。日本政府はとりあえず一九四七年に朝鮮半島出身者は全員朝鮮、台灣出身者は全員中国として外国人登録をしろという命令を出したんです。そういう面では外国人扱いをしたという面があります。しかしながら日本国籍を否定されたわけではありません。講和条約も整つております。講和条約を待つて国籍問題をはつきりさせようということが占領軍当局と日本政府によつて話し合われておりました。そして一九五二年の四月二八日、これはサンフランシスコ条約が発効した日ですがその日をもつて旧植民地出身の人々は日本国籍を失うというよう日本法務省の民事局長が通達を出しました。そのために本人の意向、意思に関わらずその日から明確に日本国

籍を持つていた、あるいはこれからも持つということを否定されたわけです。

そのためにいろんな不利な条件が出てきたわけですけれども、つまり五二年の四月二八日以前から日本に住んでおられた方、それからそのご子孫についてはオールドカマーという、これは日本語じゃなくて申し訳ないんだけれども、以前からおられた方という意味でオールドカマーという表現を学会でも統計上もしてあります。そしてそれ以降朝鮮半島から来られた方、あるいは台湾から来られた方についてはニューカマーという表現をしております。あくまで便宜的な表現です。在留資格としては、一九九一年に入管特例法ができた時にオールドカマーについては特別永住という在留資格で一本化して、資格を付与する。こういうように日本政府が決めたわけです。これは当時の韓国の盧泰愚政権からの強いはたらきかけもありましてようやくそれができたわけです。したがって戦前からおられる方々の一世、あるいはご子孫である二世、三世、四世、五世の方は特別在留という資格なんです。

ところが今からお話ししていくだけ張さんのようにそれ以降にお越しになつた方は特別永住という資格ではございません。それぞれ一般永住であるか、あるいはそれ以外の在留資格であるかということになります。一般永住の場合はどうからのご出身であるとないと問わらず、最低条件として五年以上の居住の実績がある方々についてはその条件があるというように日本政府が認めてその資格を与えていくということになります。今日はそんな話を中心にするつもりはございませんので、新しく来られた張さんが日本の中で韓国人という民族的出自を持ちながら日本の福祉の現場で頑張つておられる。その中でのいろんな感想、それからどうしてそういうお仕事に就かれるようになったか。そんなことをお聞かせ願えたらと思います。

それではよろしくお願ひします。



張 貞京氏

張 貞京：こんにちは。眠たい時間ですね、この時間は二〇分ほど時間を与えられているというところであるので、簡略に話をさせていただきたいと思います。今二ユーハカマーという紹介をしていただいたんですけども、最初にこの話で声をかけていただいた時に、在日三世くらいだと思い込まれて声をかけていただいて、実はそうではなくて勉強の為に来てそのまま居つてしまつたと。ミイラ取りがミイラになつてゐるような状態なんです。

ニューカマーというのを知つてゐるわけなんですけども、これまでにも度々ニューカマーフていう表現をされたことがありますし、日本人でも同じように、韓国人でもあって、様々な見方をしてるんですね。在日の中でも、ニューカマーだけど同じ韓国の出身だから、韓国の血が流れてるから同じだとおっしゃる方もおられれば、お前はニューカマーだから何も在日のことはわからないとおっしゃる方、全くお前は違うんだといふうにおっしゃる方もおられますので、同じような立場で、同じと分類してくださるか、共通するところもあるけれども違うんだと分類される方もおられるので、それぞれの立場によつても見方によつても人は様々な捉え方があるんだなと思うところがあります。

人間が他者を見分けていく時に同じか違うかっていうふうに見分けていくのは私が関わっている障害児の保育や教育の中で考えていく時でも、人間が同じか違うか分類していくのは非常に本能的なものだと思うんです。障害を知つていくことによつて、人間にとつて同じか違うかを見分けていくのは非常に大切なところであるんだっていうことは思います。出発点でもあるんですね。その話をつなげて考えていくと在日問題とか日本での問題とか全て人間の基本的な発達や障害とも深く結びついていてそこが出发点でこのような事態になつていることもあるのかなと思うところがありますので、なぜ私が障害児保育に関わることになつたのかについて話します。

本当に小さい時から考えていくと、人生の中での思い出す一番早い時期の、原風景と言うんでしようか、記憶に残つている場面がひとつあります。おそらく三歳くらいだと思うんですけども、生まれはソウルなんんですけども、育つたのが小さい地方都市なので、畑が広がるような場所ではなくて都市なんですが、家の入り口なんかもう開け放しながらですよ。庭でままごと遊びを一人でしてたんですね。一人でして、母親がそこに洗濯物を干しててのような場面なんですけども、入り口が開いてるもんですから近所の子どもが入つて来たわけなんです。全く知らない子で、その子を見た時になんか違う、と思つたんですね。後から気付いたんですけどダウン症の子だつたんです。母親は洗濯物干しながらつていうのであんまりちゃんと見てないし、どちらかといふと障害とかに対する深い理解があるわけではなくて、よくあると思うんですけども障害があるし可哀想、氣の毒つていうふうに思うような方ですけども、あまりちゃんと見ないで、私がかなりひいて、嫌つていう風にしてた時に、母親が遊んでやりつて言うんですよ。

の後ちゃんと遊んであげたのかどうかっていうのは記憶にないんですけど、その子が入つて来られて私が嫌だと。なんか自分と、周りの子どもと違うんだなど感じたのとそれに対して母親が遊んであげなさいと言つていたというその記憶が強烈に残つてるんですね。記憶の中に。そのダウン症の子がたまたま家に入つて来た事によつて記憶に残るんですけども、もう一人近くにある店の息子さんだつたんですけども、眼瞼下垂つていうので瞼が下がつてくるような状態のものと知的障害も持つていて、非常に肥満傾向も強くて人を見る時に、眼瞼下垂もありますので、三三リぐらいですかね、隙間が。人を見る時に、こうやつて上からこう見ていくんですよ。その子がいた時は小学校に入つてた時期だと思うんですけども、その子が不思議だつたんです。なぜこの子はこういうふうにものを見るんだろう、どうしてしゃべらないんだろうって考えていくと気になつて仕方がないんです。で、その後も小学校、中学校、高校など転校もありましたけども近所や街を歩いたり、バスの中から電車の中から見た時に必ずダウン症の子どもを見つけるんです。友達にほらあの子ね、なんか違うよねつて言うと友達は気付かないんです。誰、誰、誰つて見分けられないんですね。見分けられないんですよ。日本の場合とかでもありますけど、NHKなどでも、障害つていうのが身近になるくらい様々な番組が流れて来るじゃないですか。でも当時韓国の中で障害に関することが取り扱われる是一切なく、どちらかと言うと地域で見かけるのも本当に珍しい状態だったと思うんですね。その中でとにかく気になつて自分でも仕方がないような状態になつてくるわけですね。それで、知りたいと思うんですね。

大学進学の時には是非是非、当時は特殊教育つていうので障害児教育じやなくて本当に特別な、特殊教育と言われていて、そちらに進みたいと言つたら、親が反対するわけです。家族も。わざわざいく必要ないじやないかと。四年制大学出て、嫁にいけと言われるわけです。そこで絶対私がこの勉強したいと通さなかつた理由は、ちゃんと勉強もしてなかつたつていうのもあって、絶対目指したい学科に入れる保証が自分でも自信がなかつたですね。四年間大学に通うんですけども、なんか違うと思うんです、これは違う、と。四年出た時に次に仕事をどうするかとなつた時に、結婚せえつて言うんだから見合いの話も来るわけです、興味はなく、何かがやり残した、自分が進むべき道があるような感じがするけども、どうにもならないんです。じゃあ、自分の世界を思い切りえてみようつていうので外に飛び出そうと。親のいないところにいつてみてのびのびとしてみたいつていうところもあつたんです。じゃあ、韓国では

なくて外に出てみようというふうに思つたんです。出てみたい時に何を勉強したいかつて言つたらやつぱり障害でした。その時に母親がやっぱりやつてみたくてそこまで思うんであれば応援してやろうつて言つてくれたんで、留学することは可能だつたんですね。留学したとか言うと、すごくお金があつてと思われますけども、やりたいと思えば借金もできるんですね。お金も借りられます。奨学金でも授業料免除でもなんでもやるうと思えば道を一応拓くことは可能だなつて思つたんです。お金も借りたりバイトもしたりしました。大学院に入つた時も授業料免除を受けないとやつていけませんから、授業料免除の書類を書くのも目的に合わせて相手に訴えるような書き方も勉強になりました。いかにお金がないか、私を助けてくれなければ困りますつていうような事を書くわけなんです。

障害を学ぼうと思った時に先生から言われたのが、障害を知ることは発達を知らなければいけないつて言われたんですね。発達を知つて来なさいと言われて保育園に入つて子ども達と遊んでおいでつて言われたんですね。それで、発達も障害も勉強していくようになつてくるわけなんですねけども。障害のことを知つていく中で、自分の元々の始まりとなるダウン症について、いろいろ勉強していくと、ダウン症からいろんなことが見えてくるわけです。ダウン症といふのは染色体異常で、人間の基本的な情報といふのがお父さんとお母さんからもらつた染色体ですよね、その遺伝子をコピーしてコピーして次の子どもができるいくわけなんですねけども、人間の染色体は遺伝子の情報が複雑すぎますので一〇〇%同じコピーっていうのは有り得ないわけなんです。皆さんでもこのよつにこの話を聞かれてここに座つておられますけども、障害者だとそういうことは全く思われたりしませんよね。私自身もそうですが、調べてみると実は私の中にも染色体異常があるわけなんです。

染色体異常は非常に起つ確率が高くて、例えば、染色体にダウン症のような異常が起つて障害が明らかな場合は実際には生じても生まれてこないことがほとんどなんですね。染色体異常が起つた場合の約九五%くらいは死産といふか早期に流産してしまうのがあつて、染色体異常が起つた中で本当に五%くらいしか生き残れないわけです。染色体異常がある子ども達で生まれてくる子は非常に生命力のある子なんですね。生まれてくる子は五%ですけども実際にいわゆる受精卵ができる、精子と卵子が出会いつて受精卵ができる赤ちゃんが生まれる時を考えた時に、死産するケースまで考えるとき色体異常が起つ可能性は実は八%なんですね。八%くらいの確率で必ず明らかに障害を持つ、染色体異常ですね、その場合が八%くらいあることを考えていくと、人間は異常が起つ可能性は非常に高い

ことになります。染色体異常が起ることには様々な理由が考えられると思うんですけども、異常が起ることということはそれだけ人間の複雑な情報をコピーしていくから、異常が起ることの確率が、八%くらいあるっていうことは人間が進化し続けられるっていう意味でもあると思うんです。なので、人間が変化していく、変異していく、いい方向にも、中には遺伝子の情報などで捨てるべきものは捨てて、いいものを蓄積して次世代に残していくことになつてきますので、確率は高くなつてくるように思うんです。染色体異常が起ることを考えると、ダウン症の染色体異常に関しては八%で起こるので、ダウン症がその中にはいつてきますし、八%の染色体異常の中で生き残る五%の中にダウン症がいるわけですよね。それを学ぶと、この染色体異常で考える障害っていうのは人類がいわゆる共同責任ではないけれども、運命を共にしなければいけない、担つていかなければいけない、責任があるんではないかというふうに思うんですね。人類は進化し続ける限り染色体異常は生じるんですね。そうすると私達もその染色体異常、障害のある人と共に生きることを考えなければならない。人間の生命の仕組みからそのようになつてているんだつていうことを考えさせられました。何を学ぶべきなのか、障害について。次世代に残すべきものは何かつていうことを私達は考えなければならないんだなど深く考えさせられたんです。

そのような障害に対することを考えていくと人間の発達というのがとてもすぐくて、素晴らしいと、人間の発達を私たちが考えた時に、発達から障害を見ることが可能であり、障害から発達を考えることが可能であり両方は密接な関係の中でのないと理解されることはできないんです。人間の通常の発達と障害っていうのはワンセットになつておりますから一緒に考えていかなければ人間つていうのは見えてこないと思うんです。障害に関して考え方させられたことで、発達も見、障害も見ることができるように仕事つていうことで、発達心理士として障害を持つての子ども、障害が心配されるような子どもを支援する仕事として保育園の相談の方にも行くことになつてゐます。元々は成人の方の知的障害の方がメインの仕事ですので、保育園がメインではないんですけども、どちらかと言えば第三者的な立場で保育園などにいる子ども達を見ていくことによつて、次世代を担う子ども達にどのような問題が生じてゐるかつていうことが若干見てきてるのではないかと思うんです。保育園を回つてますと明らかな障害の子どもさんはどちらかと言うと早い段階で発見されて、療育につながつていくことがあるので、保育園にはどちらかと言うと保育園のベテランの先生方も判断に迷う子ども達が相談の方にあげられてくることが多くなつてきます。そのような子どもを見

ながら考えさせられたことなんですけども、最近、朝日新聞に「バカの壁」を書かれた養老孟司さんが、中学生を相手にして授業をされた時の話が載つてまして、人間と猿は何が違うのかつていう話をされた時に猿はりんごがあつた時にこれは食べられるりんごなのか食べられないりんごのかつていうことを区別できると、でも人間はそれが区別できる上にそれをりんごと、さらに果物つていう上位の概念で分類していくことが可能なんだ。そこが猿と人間の違ひなんだと説明をされてるんですね。そこを読んで非常にわかりやすい例だなと思って読んでたんですけども、これも同じか違うかですね、この同じか違うかつていうのは見たことがあるかないかつていうところもそうですし、馴染みがあるかないかつていうこともそうですし、全て区別をしていくつていうところにつながつてくるんだと思うんです。その在日とか日本人か韓国人かつていうところの問題もそうですけども、全て自分の知つていることを元にして、この目の前のもの、例えばお水なんかでもそうですよね。これが飲めるか飲めないかを考える時でも、自分の知つてることと同じか違うかつていうことを考へるつていうところから出発しているんだと思うんですね。目の前のものもそうですし人間に關してもそうですし、同じか違うかつていうところを考へていくつていうところから人間はものだと考へることが可能になつてくるんだと思うんですね。同じか違うかつていうことをね。

今保育園などでいわゆる障害に近い、ボーダーラインつてふうふうに言われることがある子ども達なんですけども、皆さん新聞などテレビなどありますけどもADHDともいう注意欠陥多動性障害とか広汎性発達障害、自閉症やとかね、LDは、今、発達障害といふことでよく言われますけども、恐らくその診断やそこに近いものとして思われる子ども達を見ていくと、好き嫌いとか、知つてるものと知らないものつていうので受け入れる間口が非常に狭いことが傾向としてあるんですね。

もうひとつ大事なのは同じか違うかつて分けていて見比べていくことが、見た時に違うなつて思つた時に周りのもも見てね、でもこっちの方はちょっと同じかなつていうことに気付かなければいけないんですけども、その為にじつくり眺めていくよくなその瞬間つて必要ですよね。間が必要ですよね。一緒かな、とか。違うかな、とか。というような間が必要になつてくると思うんですけども、特に注意欠陥多動性障害の子どもや広汎性の子どもは間が短いことがあります。瞬間に反応してしまうんですね。もうちょっと、様子見て、観察して、手出し。とか思つんですけども、すぐ手を出してしまつたり、すぐ逃げたり、すぐカンカン叩いたり、様々な行動をしてしまうわけなんで

す。

今の障害を持つてゐる子ども達、障害があるかもしないとか障害まではいかなくても非常に生きにくさを抱えているんだろうと思われる子ども達は見比べたり聞き比べたり感じ比べたりしてくるんです。誤飲とかで洗剤とかを飲んでしまつたりするような子ども達がいるんですけども、本能的に、同じか違うかって比べて間を持てるとあの匂いとか、味とかでは躊躇してしまうのが本来の人間の本能なんですね。でもそこが働くくなつてきているのが今の発達障害と言われてゐる子ども達の姿の一つとして個人的に感じることです。

研究者の中でもそのようにまとめておられる方は研究としてはまだ成り立つてはいないと思うんですけども、現場で見ている私自身の個人の感想として考えると見比べたりとか聞き比べたり感じ比べたりとかしてくるところに支障が生じてゐるのが今の発達障害の子ども達の特徴の一つであり、その比べて判断していくまでの間、その間を持つのは、これは何かとか、何をしてるのかとか、ここはどこなのかとか誰なのかとか、ゆくゆくはなぜなのかつていうところを考えいく時間が持てないということは、それこそ障害であり生きにくさを感じることになつてきます。世界は広がつていません。もし広がつていふことが可能であればね、次に進むことができるわけなんんですけども、考えることができずに、区別できませんから恐怖になつてきたり、受け入れられなくなることの方が多くなつてくるんだと思うんですね。

広汎性発達障害や注意欠陥多動性障害の子ども達を見ていくと、抵抗の強さはここから来ているんではないかと思うところがあります。このように障害が疑われるような子ども達を見ていくとやつぱり区別していく。同じか違うかつていうところの違いが、弱くなつてきていることが考えられると思うんです。じゃあ、本来障害ではなくて自分が生きていく中で自分の発達や、自分が自己実現をしていく中で進んでいく為にはやつぱり同じ、違うところで間を持つて次に進んでいくことが可能だと思うんですね。

障害とこの在日問題や韓国人、日本人の違いでも、これは同じような次元ではないんですけども、同じような概念で捉えることは可能だと思うんです。日本人、韓国人、違います。でも一人一人見ると非常に共通点というものの沢山あつたり、同じ韓国人でも相違点が沢山あるわけなんですね。じゃあ違うんだけども、同じなんだけども、じゃあどこが共通してどこが違うのかつていうことを見つけることができるかどうかつていうのは、何が大事かつて

言つたら、じつと見て、一歩進んで知ろうとするかどうかだと思いますよ。一歩進んで具体的にそこに飛び込んでみるとか、知るようにはたらきかけていかなければいけないんだなって思うんですね。

私自身大学にいく時は勉強もあまりちゃんとしてなかつたので、反対されるとそうかなつて、なつてしまいましただけど、やっぱり一步飛び込んで少し知るようになつてくると前に進んでみたくなつてくるんですね。私自身今の仕事の中ではニユーカマーや韓国人っていうラインでは全く仕事をしていませんし、全く日本人と同じような立場で仕事をすることになるんですね。もちろんながには頼りないと、仕事ができてないなと思われることも多々あると思うんですけども、同じような一人の人間として専門職としての人の発達と障害をどのように考えて支援していくかっていう事になつていきますので、日本人であるか韓国人であるか、オールドカマーかニユーカマーかとかいろんな様々な要素があると思いますけどもその中で大事なことつていうのは、結局その知つていくことができるかどうか、間を持つて考えていく為の時間をかけることができるかっていうのが、間を埋めていくための出発点であるのかなと思います。障害を知るために障害理解、人間理解ができるなければ、実は国の境目など文化の違いなど全く問題はないんですね。

人間でお互いに知つていいこと、知り合つていいことお互いにあなたは違うつていうところに留まるんではなくて、そこから何が違つて何が同じなのかを一步踏み出した時にわかりあえるんではないのかなと思うことがあります。おそらく私の周りでもニユーカマーで来てここで仕事をし始めている人達がどんどん増えてきていますので、いわゆる日本の国際化、仕事上での専門職などもどんどん増えていくことになると思います。

何かをカテゴリー化していくのはもちろん相手を理解し自分の立場を理解する為に大事なところではあると思いますけれども、そのカテゴリー化で留まるんではなくて、そこから一步進み出ることによってお互いに心地よく暮らしていくことができる。お互いに補い合うことができていけばそこから一步進んでいくことができるんではないのかなと思います。はい、与えられた時間は二〇分でした、ありがとうございました。まとまりのない話でしたけどもまたよろしくお願ひします。これで終わりにします。

仲尾 宏：どうもありがとうございました。発達障害に関する大変専門的ないともわかりやすくお話をいただき、ま

た、民族の違いといふものにどのように考へる道筋があるかということをお示し願つたように思います。今日はもう一人お願ひしていまして、柳恩愛さん来ていただきました。丁度、間に合いました。ありがとうございます。柳恩愛さんは西京極で保育士として頑張つておられる二世の方です。一旦家庭にお入りになつて、そしてまた仕事を再開されなんですね。その辺りのことを含めて今のお仕事に絡めた地域保育、在日の問題についてのお話をうかがいます。よろしくお願ひします。



柳 恩愛 氏

柳 恩愛：はじめまして、すみませんでした。大変遅くなりました。少しだけですけれどもお話をさせていただきたいと思つております。今紹介にあずかりました柳と申します。元々は大阪の方からこちら京都の方に嫁いで来ました。現在は右京区にあります、社会福祉法人の西京極保育園というところで三年程前から園長というかたちで仕事をさせていただいております。いろんなかたちでのフォーラムが続いていること、いろんな立場からお話があることを事前にうかがつております。私がどんな話ができるのかと思いましたが、在日を代表するというかたちで考えなくても今の自分の立場で思つてること、感じてること、今まで自分が経験したこと話をしてくれればいいですよとうかがつたので、沢山の先輩達や先生達がいる中で、ごくごく簡単な、自分のことも振り返りながら今感じることを話そうかなつて思つてます。又こういうことを経験して、こんなことを考えてる日本人じやないけれども日本に住んでいる一女性、一母親、一職業人、一人の人間がいるんだと思つていただければと思つています。

どんな話をしようかなと思つたんですけども、どうしても自分の両親のことを話さないと、自分があること、今自分自身がこここの場所においてお話をさせていただくことのスタートができないと思いますので、少しだけその話を最初にしたいと思っております。

今日来ていただいている方は多分いろんな場所でこういう会議に参加する、映画を見る、本を読む機会で、在日一世二世つていう方の話を直接聞いたり、戦前戦中戦後いろんなかたちでしんどい思いをした人のことをいっぱい聞い

てると思ひます。そんな事にも近いと思ひますが、私自身は自分の父、母なので、両親のことを思いながら少しその部分の話をしたいなと思つてます。

昔にはよくある話で「二人は若い時に結婚して、母は数えで一四とか言つたので、どんでもない年やなど思つんですけど、結婚式の夜に初めて顔合わしたというようなパターンの結婚だつたそうです。沢山の人がそうであつたようにうちの父が日本に働きに來たので長い間離れて暮らしてた、とても貧しい生活環境の中で暮らしてたつて聞いております。私が小学校六年生の時当時大阪に住んでたんですけど父が突然家族全員で東京に遊びに行くつて言いい、そんな珍しいことはないのにおかしいなと思つていました。後で振り返れば、どうも母が、今は大丈夫だと思うので言うんですけど、密入国者であり、知り合いの教会の牧師さんの紹介で東京に行つてきちんと法務局に申請をして永住権を得るということがその時あつたようです。私達はまだ子どもだったので、東京に二泊三日で新幹線に乗つて遊びに行くつていう感覚だつたんです。母からは父と長いこと離れて、一人で韓国で暮らして寂しかつたとか、どうやつて船に乗つてきたとか、よく聞きました。

母がちつちやい小船に揺られて何百人の方と一緒に船底で苦しい思いをしてやつと九州に着いたつてことは知つていました。三年程前に初めてきいたことがあり、日本に来るのに四回トライしたつて聞いたんですね。四回トライして四回目に成功やつたつて言つてね、じゃあ後三回はやっぱり届かなかつた。無理だつたらしく結局は九州の地にもたどり着いてなかつたらしいんです。その時に私が思つたのは「母は諦めることを知らないな」と。諦めないと、なにかわからぬけどその心がきつとずっと長いこと伝わつて、今の私があるのかなつていうのも思ひます。そんな母なんですけども、もちろんほんどの一世の方がそういうふうに文字は読めない、書くこともできないといふ人生を送つてきました。日本語はもちろんですが、韓国語もきちんと習つたことがない。学校に行つたことがないつていう世代なので、子どもにはとにかく勉強しなさいつてよく言つていたんです。

私が大学生の時に初めて母と二人で母の田舎に帰りました。うちちは慶尚道つていう所、慶尚北道は昔の京都の古都と似てる町で、その近くが田舎なんです。今まで旅行で韓国はたまにいつたことがありました、母と二人で田舎の田舎まで行つたことがなかつたんです。初めて行つた母との旅、一週間くらい行つたんですけど、いろんなことあつたんです、本当に。親戚を訪ねて山の奥までタクシーも通れない道を歩いたり、ばあつと牛が出てきて一緒

に歩いたり。もう三〇年以上前になります。田舎の見たこともない親戚が、よく言われるみたいに皆泣き出したり、夜元気やつたなあと想つていたにわとりが明くる朝にはスープになつてたり。とかそんな驚きの連続でした。その旅で一番思つたことを話します。

慶州は京都と同じなので、大きな博物館、美術館がいっぱいあり、そこにももちろん一緒に行きました。私も、そこは初めてでしたが、学校で韓国語も習つていたし、歴史も少し知つていました。緑の翡翠の玉が並んでたりとか、何朝時代のどんな国の時の物つて展示物に書いてありますよね。それを読みながら母と話をするんですけど、その時に母が突然すごく寂しそうな顔をして、哀しそうな顔をするんです。なんでかな、つて聞いたら自分が生まれて田舎に帰つてきてるけれど、学校に行つてないから一切そんな話や歴史も知らない。言葉は日常的に使うからしゃべつたり聞いたりはできるけど、国の歴史もなんにも知らない。今、初めて聞いたつて言つてね。だから自分がいかに本が読めないとか、ものを知らないつてことがすごく惨めであるし寂しいことでもあるとその夜ずっと母が私に話をしました。とてもとても私の大好きな母だし、文字は読めなくとも、字が書けなくとも、ほとんどの方はそうかなと思うんですけど、世界で一番尊敬しています。私にとっては時には人生の哲学者であり簡単な言葉だけど私が人生に迷つた時に必ず大切な言葉を言つてくれる母なんです。その母が知らないといふことは、勉強してないといふことは、とてもとても哀しいことだと教えてくれました。そのことは今でも私がこの仕事に向かっている時の一番思つているスタートラインなんですね。その時に、知らないとか勉強しないつていうことは一体どういうことなんかなつていうことをずっと考えたんですね。例えばすごく勉強ができる、いい大学に行く、それもいいと思うし、大切なことだと思います。性格的に好奇心が旺盛で、どんどんどんどん知らないことにチャレンジしていく、読んでいくつていうことも大事だと思います。じやあ私にとって知らないこと、私にとって勉強ができるないことって何なのかなつていうことを当時すごく思いました。

私は民族学校にも行つていたので多くの在日二世、三世の人達が日本の学校に行くだが、日本の名前を名乗るつてことも逆にいうと一回も経験していない珍しいタイプなので、私が多くの在日の立場を代表することはあまりないと思うんですね。私は多分ある程度特別な環境の中で韓国の学校に行つてたり、両親も教育熱心であつたので、同じ立場である多くの二世の気持ちとか三世の気持ちちはわからない部分が多いかなつて思つています。二世ですが、

ある程度誇りや自覚もしてた私が、もつと、今足りないこと、本当に私が勉強しないといけないこと、知らないことっていうのは一体何だろうと考えた時に、韓国のことや日本のこと、そして人が生きていくつていうことも含めて、あまりきちんと知ってる人が私も含めて少ない。特に小さい子は周りの影響、周りの大人の価値観によつて育つことが多く、例えば今私の周りにいる沢山の人達の価値観、一步外に出た時の価値観つていうのが、当時の在日の子ども達にとつては、正しく知る機会が少なく、ちょっとしんどい部分がありました。もしそこで自分の出自、生が嫌になつていろいろなことを学ばなかつたらその子達は母と同じように何も知らないまま、知らないつてことの罪を知らないまま大きくなるんぢゃないかなつていうことを思いました。もし私にできることがあればちよつとでもいろんなことを知つてもらいたい。知るつて中にはマイナスのイメージもあるかもわからんけど、できるだけ正しく、真ん中に立つて、できたら今までマイナスと思つてたこともプラスにできるような機会だとか、チャンスがいっぱいあれば母のようく物を知らなくて哀しい思いをする、自分が知らないことで哀しい思いをするつていう人がこの世の中に少なくなるかなつて。すごく思いました。それは勉強だけではなく、いろんなことにあてはまると思います。

私が大学生の時に、近所の韓國のおばちゃん達の中で自転車に乗れない方が非常に多く、何故か自転車に乗りたいつていうブームがあつたんですね。でも自転車に乗ることができないんですよ。どうしてかつていうと乗つたことがないし、ほとんど学校も行つてないし仕事ばかりやつて子ども産んでね、家事もやつてるからいわゆる運動神経とかが全然ないんですよ。大体のおばちゃん達は、でも子どもに手伝つてもらうとかそんな事をしながら練習したんですね。最初に小学校行く前の子が、親や誰かに後ろに持つてもらつて、だんだん距離がのびて、一人でやりますよね。気がついたら手が離れて乗れたわつていう。正にあの状況がいろんなお母さんやおばちゃん達が自分の娘とか息子にやつてもらつて乗れてたんですね。うちの母も乗りたいと言いだし、兄弟四人いるんですけど四人順番に手伝いました。空き地みたいなところで母一人乗せて今日はあんたの番や、あんたが後ろ持つてと言ひながら。一週間ぐらいしたら乗れるようになつたのかな、気がついて振り向いたら誰も持つてないから。その時がものすごい嬉しそうでした。できないことできるようになるつてこんなに嬉しいものなんだなあ。経験してないつていうことはほんまになかなか難しいなつて思いました。

勉強のことも含めてそうだし、今の自転車の話もそうなんですけども、まあ知らないよりは、ちょっとでも知る機

会があつた方が人生はきっと楽しいやろうなつて。もつと面白いやろうなつて。せつかく生まれてきたんだから楽しいことといつぱいやつた方がいい。時代的なこともあつたけども、そういう経験が少なかつた人つていうのがうちの母の世代だとかいつぱいいると思うんです。でも世代的なことだけではなく今も知るチャンスが少なかつたら同じ思いする人が多くなるかなつて思い、ちょっとでもそういう人が少ない方がいいと思つたのがまずこの仕事をしたきっかけでした。

ちょっとでもそういうことをまずは知らせたい、知つてもらいたいなつていうことがありこの仕事を選んだんです。それで在日の子達にも文化を知つてもらつたり、日本の子達にもそういうの知つてもらいたいと考えていました。そういうことをずつと思いながら保育士をやつていったんですけども、自分も結婚して子どももできて一〇年ぐらいは仕事してなかつたんです。たまたまチャンスがあつて、今再び保育の現場で仕事をしていますが、そのことに重きを置いて毎日仕事に向き合つてゐるかというと、基本はああそやつたな、そう思つたからこの仕事したんだなつていうことはあると思いますが、今は目の前にいる子ども達、目の前にいるいろんな家庭の子ども達のことを考えたり、育ちを支える、これがますあります。よく言われるみたいに少子高齢化だが、子どもが少ないのお母さんお父さんの問題つてすつごい多いし、昔やつたら子どもつてほつといても普通に育つ、みたいな感じでした。でも今は毎日いろんな事件ありますよね。どうしてそうなるのかなあと考えながら自分の園の子ども達の問題、それから園のお母さん達がいかに子育てを楽しく、やつぱりこの子のことを作んでよかつたつて、私はこの子がいてだからより豊かな人生になれたつてお父さんもお母さんも思つてもらいたいなつて思ひながら仕事してゐるのがほとんどです。

自分がすごく意識的に在日のこと伝えるとかいうことは日常的にはあまりないのは事実です。ただ私は仕事をしている時にこの名前でしているので、周りの先生達やお母さん達、子ども達も私が韓国人だということを知つてます。

そして元々がいろんなことをするのが好きなので、ある保護者に間に立つてもらつて保育園にも同志社や阪大、いくつかの大学の留学生達が節分の時とクリスマスの時に必ず五、六人来てくれるんです。アメリカとかオーストラリアよりもアジアのイランとか、アフリカのコンゴとかそういう国の人が多いんです。こないだチエコの人とかが来てくれました。そういう人達に日本の文化も経験してもらつています。子ども達にも日本にいろんな外国人が住んでいて、勉強してることも伝えます。節分で鬼をやつてもらつたり遊んだりサンタクロースにもなつてもらいます。そ

してそういう機会には必ず自分のことを紹介します。子ども達の前でも自分はこういうルーツがあるということを話します。誰かとしゃべる。誰かと接する。新しいことを知る。知つていることを広めたいっていうのがあります。

又、うちの園では毎月二回お弁当の日つてあるんですけども、二月の第一回目のお弁当の日だけは私が韓国料理を作ります。昨日レジュメをめくつて見たらもう一二回になつていきました。毎年旧正に一番近いというわけで、職員三〇人分と、年長と言われる子ども達が二五、六人いるんですけども、その日はその子達のお弁当はなしです。私もつくれる限りがあるんですけども、お雑煮も含めて韓国料理食べていただいて、韓国料理にはレシピもつくりそこにまつわる話を書いたり両親への想いやこの仕事への想いを書くとか、韓流ブームなどのおもしろいことを書きます。本の紹介もします。そんなかたちで、別に誰かがこれをしなさいとか、してくださいは言われてないんですけど、自分ができることでちょっととも知つてもらえた嬉しさなどやつていてることはあります。それと、今、大人社会の反映として、どこの国の子とかじやなく、どの子もそなんですけど今いろんな問題があります。経済格差の問題、親の問題、様々な家庭の子どもがいてる中で、全ての子ども達にも思うし、自分自身もそうありたいと思うのが自分を大事にすること。「自尊感情」っていうものですね。自分を大事にできなかつたら絶対他の人は大事にできないです。

保育園では赤ちゃんから預かっているのでちつちつやい時からいつぱい皆に、周りの人人に大事にされた経験、大事にされて愛されてあなたは大事な子やで、大切な子やでつていうことをとにかくいつぱい経験してほしい。そうじやなかつたら、大きくなつて自分が経験したことを見返せないというか、大事にされてない子は多分人を大事にできないと思います。自分が愛された体験がない子はいくら人を愛しなさいって言つても愛せないかなと思うので、いつぱい大事にしていっぱい愛してあげようと思つてます。もうそんなん勉強するとかそんなんじやなくてね、それが一番大事かなと思うので、小さい間は。そうすることですね、自分はとつてもいい人間やし、大事な人間やねんなつて、皆にとつて。そういうのが多分自尊感情つていうかたちで呼ばれるし、それが大きくなつてとても必要。社会と関わる中で。思つてるんです。じやあその自尊感情の中にも自分というものの、自分がここにあること、自分のルーツがあること。自分が一体ここでどうやつて生きてるのか。こうことも皆含めて、例えば在日の子やつたら在日でもいい

し、ニューカマーの人ももちろん含めて自分を大事にしてほしい。自尊感情を持つてもらいたい。そうなるとだんだんだんだん自分のことが好きになる。だんだんだんだん自分つてええやつやなつて、自分つてなかなかやるやんとかね、自分のこと大好きになつてくれたらきっと周りの人のことも好きになれるし、優しくなれるんじゃないかなあつていうのが今私が一番子ども達に伝えたいことです。そのことで自分のルーツも本当に好きになつてほしい。自分のおじいちゃんおばあちゃんも好きになつてほしゅうことを思います。どのくらいしゃべつたんでしょうか？長くなりすいません。そんなことを一番思つています。

今いろいろなところで言われているように日本の社会もそうだし日本にもいろんな人達が沢山入つて来てると思います。外国人つて言われる方達が。昨日もちょうど朝日新聞に中国人の女性と日本の男性の結婚が一番多くなつたつていうニュースがのつっていました。昔は農村で結婚相手がなかなかないとか、そういうかたちの結婚が第一期の中国人の花嫁さんだつたけども今は全然違う。きちんと勉強もしてキャリアもあつて日本の女性となんら変わらない中でお見合いパーティーみたいなものを日本の男性としている第二世代と呼ばれている人たちがいるそうです。

その次がフィリピン人との結婚らしいです。私は保育の現場ですが、もうひとつ福祉の現場でいえば介護、それから病院、ナースの人手不足があり、もうフィリピンの方が入つてます。今後インドネシアの介護ヘルパーなども増えていきます。日本人だけではもう無理、外国人労働者が労働として入つてくる可能性が多くなる。いろんな人が住んでる。いろんなことが許されるというかいろんな生き方が、これじゃなかつたらあかんとか、これは決まつて、だけじゃなくつて、大人も子どもも男も女も、若い人も年寄りもいろんな可能性がある。いろんなことが選べると思うし、いろんなことがオーケーの時代にちょっとずつなつてきてるかなつて思うので、私達の同じ立場の人でもいろんな生き方をしてると思います。

その中でその人が大事だと思う生き方、選び方をするのがとても大切なことじやないかなと私は思います。さつき言つたみたいに自分のことが大事、好き、そして周りが好き、つていう社会になれば自分のことと周りのこと含めて皆が違つても一緒に住める、違つても許しあえる、それだからこそ面白い。それだからこそいろんなことができる社会にこれからもつとなつていけばいいなあつていうのを思つています。

仲尾 宏：ありがとうございました。お母さんの生い立ちのことから始まって、自尊感情がなにより大切だ、それを育てたいという今の思いを伝えていただきました。お母さんのことですが、何年ぐらいにこちらにお越しになつたかはわからないんですねけれども、「密入国」といわれましたね。「密入国」という大変悪いことをしたというように思われるがちですが、実は一九四五年の日本の敗戦、朝鮮、台湾の人々の解放の時から少なくとも一九五二年までは講和条約もなく、先程言いましたように日本国籍を潜在的に持っていたわけですから、それは「密入国」という言葉には当たらんと思うんです。それから、仮に朝鮮本土にいた人でも一九四八年の大韓民国、朝鮮民主主義人民共和国成立までは日本国籍者であるという一面もまだ消えてないんです。まだパスポートもない時代です。ですからその方々が日本にいろんな事情で来られたということもあるので、これを一律に「密入国」で括ってしまうということは、国際法上の観点からも問題があるので、「密入国」ということじやなくって、自主的に入国されたというふうにお考えいただいたほうがいいんじゃないかと思います。我々日本人も同じ感覚を持たなければいけないと思うんです。じゃあ以上、お二人の方のお話終わりましたのであと岡村さんお願ひします。

司会：では第一部を終了いたしまして、お二人のお話、あるいは先生の方の解説等につきましてご意見やご質問ございましたらこちらにお持ちいただきますようお願いいたします。第二部は二五分からさせていただこうと思います。それまで少し休憩を頂戴いたします。ありがとうございます。

司会：お待たせいたしました、では第二部を続けさせていただきます。本日は六つのご意見、それからご質問を頂戴しております。ひとつの中に複数あるものもございますがそれぞれ先生の方で振り分けていただきます。よろしくお願いいたします。

仲尾 宏：六の方から「質問いたしました。今岡村さんもいわれたように、重なった部分は一度に答えていただくところ」とで進めます。まず一番の方、張さんへのご質問です。少し専門的な内容になりますが読んでしまいます。「発達や障害の勉強をする場所として日本を選ばれた理由はなんでしょうか。アスペルガーやスペクトラム症

候群の疑いのある子どものこと」で、専門家に相談するのに一、二年待たされることが当たり前のようないい国なのですが。」次は、「臨床カウンセリングや面接において、言語や成長に与える影響としての文化的背景についての高度な知識や理解が要求されると考えますが、言葉の壁を越えて他の国において臨床の仕事に従事することは可能なのでしょうか。」最初は日本の現状と合わせて、日本はどうか、ということと、二番目は言語の問題ですね。三番目、「私にも染色体異常があるとおっしゃったことは一般的には人は染色体異常、あるいは変異があるものという意味だと理解しますが、一方で染色体に異常を持つたものの九五%が死産であるとおっしゃるのは、ご発言の内容を私が理解できていないかもしませんが、矛盾があるように思えます。」で、もうひとつ張さんへのご質問です。「ダウン症の子どもの染色体異常は特別なことではなく、染色体のコピーにおける一部のミスプリントみたいなもの、との内容がありました。人類の進化における多様性を確保する為に必要なミスプリントといふことでしょうか。良い多様性として発現する場合もあればマイナスとして見られる多様性もあるということでしょうか。もう少し」説明願います。」以上が張さんへの第一回目の質問のお二人のことを申しましたので、まとめてお答えいただけますでしょうか。

張 貞京：最初の日本を選んだっていうことにに関する質問ですけども、確かに障害だとか教育に関する事で先进国って言つたら、当時アメリカに行くことの方が多かったとは思うんですけども、個人的にはとにかく外に出たかったというのが正直にあるのと、実はお話しになかったんですけども、日本に来られた理由のもうひとつが兄が先に来ていました。兄の方は経済学をやつていたので、日本を選んでいて、兄についていくのであればいつてもいいよと。兄の意見としても、よく言われることですけども治安もアメリカに比べると日本の方がいいしと、それやつたら行つてみたらっていうこともあります。どちらかというと個人的に韓国を脱出する目的を叶える為には、どこでもつていうところがまずあつたと思います。

勉強をしていて思うんですけどもアメリカに行くか、日本に行くか韓国にそのまま留まつて勉強するかの違いではなくて、自分が突き進むきっかけを掴むまでの手段のひとつであつたとしか思えないんです。自分が突き進みたいと思つた時の条件整備が日本に来ることだったんで、もつと自分がきっかけを掴めていたとしたら韓国にそのまま留まつた状態で障害児教育を勉強する方法もあつたと思いますし、手に入れようと思えば実際にこれだけの様々な手段

がありますので、韓国でも十分勉強するには可能ではあったと思います。自分は研究をしたいのではなく、実際の現場に関わるような仕事をしたいと思ってましたので、それは韓国にそのままいても可能なことだったとは思います。相談するのに一、二年待つのが当たり前というのは、この一〇年ぐらい急激に待ちが多くなつてるのが日本の現状ではあるんです。これは発達障害に関する理解もありますが、これは障害者自立支援法が成立したことによつて発達障害に関する支援を国が進めようとした動きもあつてなんですね。それと世界的にも発達障害に関する枠組が二〇年前、一〇年前より広がつてきてますので、今の発達障害と診断される子どもの中には、おそらく二〇年前三〇年前やつたら発達障害つていわれない子ども達がいるんです。そういう意味でも多くなつてゐることもあるかと思います。

日本が全然進んでいないということではなくて、障害に対する理解が変わってきたのと、国の方が前に進めようとしたことによつても変わってきたのが背景にあるかと思います。国のやり方とか、韓国人ですが、ここでやつてますと自分の身近に関わっている人達のことを考えると腹立つことがいっぱいあつて、政治家とか行政の人々に腹立てる事も多くあるんですけども、逆に意見を出して変えていかなければいけないと云ふことでは、手こたえのある国なのがもしれません。

一番目にある臨床にいることで、文化的なものや言語ですけども、言語に関しては努力あるのみです。自分がやつてみて思うんですけども、相手を知る為に自分がいかに努力するかによつてその壁は越えられていくのではないかと思うんです。どちらかといふと大人に鍛えられてるんじやなくて保育園などで、子どもと接するところに入つていると言葉が感覚的に磨かれていくのがあるんですね。大人はちょっと違つてもふんふんつて聞いてくれるんですけど、子どもには「へん」とか言われるんですよ。子どもの方が、鋭いです、厳しいし、一番いい先生達であります、子ども達の方が。子どもに教えられて一定の言語理解つていうか、感覚的なものはそこで磨いてもらつてきてるんかな、まだまだ不十分だと思うんですけどもこれからも磨いてくれるかと思います。

文化的なものでは、実際に発達や障害に関する事になつてくるので、文化が深く関わっていくよりも、発達と障害なので基本的な筋が共通していきますので、そんなに違いがあるようには思いません。相手の文化が違うことで、より理解しようと思つてた方が間違ひが多くて、わかつてくれるだらうと思つた人との相

談の方がうまくないことが多いんです。違うだろうっていう人に対し、知らないし教えて欲しいし、どうコミュニケーションをとつていきましょうとした方が、逆にうまくいったケースが多かつたんですね。当たり前だつていうところから出発してるのが臨床の場面では失敗が多いと思います。当たり前じゃなくて共通するところはあるけれども、見方とか考え方とか違うかも知れないところにいた方がいいなっていうのは実感としてあるものです。

三番目なんですけども染色体異常に関することで矛盾してるんではないかといふご指摘なんですけども、明らかに障害としてわかるような状態で出る染色体異常とちょっとした染色体異常つていう、染色体異常のレベルが様々にあるわけなんです。実際に調べてみると染色体の形で実は異常があるけども全く表面的には障害として発現しないケースなどもあるんです。ダウン症でもタイプのひとつの場合は転座型があるんですけど、それはその染色体異常を持つていてもダウン症としても発症しない例もあるんです。染色体異常のレベルも様々にあるので、いわゆる障害としてはつきりと表面的にわかるようなものであればそれは死産に至るケースの方が多いんですけども、そうじやなくて日常生活にも、社会生活を営んでいく上で支障のないケースの場合は、ほとんど気付かないような、調べてみて後からわかるようないケースで、実はあつたということなんですけども、人間の遺伝子の情報が複雑すぎるんで、ちょっとと誤差が出てしまうのはどうしてもあるかなって思います。異常のレベルによって違つてくるかなと思います。それと重ねて人類の進化における多様性を確保する為の必要なミスプリントつていうことで書いておられるんですけども、中にはそのような役割を担つているような染色体異常もあります。でも、ダウン症などの場合は私達がいわゆる満喫しているといえるかもしれない文明、文化生活が実は染色体異常などに関係したりするとも言われるんですね。

オーストラリアなどの原住民のアボリジニの場合は、電気水道のない生活をしていた時はダウン症など生まれてなかつたんですけども、電気水道のある生活を始めた途端ダウン症が生まれるようになつたと言われます。恐らく環境的な要素つていうのは染色体異常にかなり関わっているんではないかと思うところがあります。ただ、原因結果といふことでそこが始まりと云ふことではなくて、様々なものが関わっているんだと思うんです。よくいわれるのは障害が生じることでも蛍光灯、騒音や食品の添加物なども関係するって言われますし、何がどこでどのように作用してののか分からぬところではあるかと思いますので、進化をし続ける為のものとしては、どうしても染色体とか遺伝子が変わつていくのがありますけども、多様性を確保する役割をする場合もあれば、環境に影響されて止むを得ずそう

なつてしまふ場合もあるといふことなので、どちらかといふ理由ではなくて、両方から考えて人類が背負つていかなければいけないことなんだと考へるべきだと思います。そんなことによろしいでしょうか。

仲尾 宏：ありがとうございました。まだいくつか質問がありますので続けさせていただきます。次はお二人への質問ですが、また張さんからお願ひしたいんです、「在日の子と発達障害児、同じか違うを感じられることがありますか。」

張 貞京：在日の子とか発達障害、基本的に発達に関する違いは感じられないんですけども、ただ文化的な違いを考えると、文字を教えたりするのが在日じゃなくて韓国はものすごく早いんですよ。全般的に、日本の場合でも満三歳四歳とかでもう文字を書いてます、読んでもますつていう話を自慢してたる友人や親戚のどこの子はというのが結構いて、それが発達にどのような影響を及ぼしてたのかまだ確認はできていません。文化的な違いは若干あるかなと思うんですけども、実際にやることは同じで、発達の道筋に関しては共通してると思いますので、そんなに違いは感じたことはないです。

仲尾 宏：今おっしゃっているのは韓国でしょうか？

張 貞京：韓国です。在日の場合では、在日の方で結婚されて生まれた場合と韓国から奥さんが来られた場合とかいろいろあるんですね。家庭のその文化の違いつていうのは若干生じてくるのかなと思うんですけども、発達に関しての違いは特にないですし、発達障害がある子は同じように発達障害になってしまいます。広汎性発達障害や、注意欠陥の場合とかでも同じような発達障害の子は発達障害ですし、言葉の遅れのある子は同じなので、障害に関しても同じなのかと思います。人間の場合に生じる障害の姿としては共通してると思います。

仲尾 宏：ありがとうございました。この方のこ質問で柳さんへ。保育園と地域とのつながりに何か配慮されてい

る」ことがあれば、という質問です。

柳 恩愛：今ここにいる皆さんには子育ての真っ最中ではない方が多いかも知れませんが、現在子ども達を育てる二〇代三〇代の多くのお母さん達の為に、京都市や国を含めて子育てステーションというものを作り、子育ての支援を進めています。いろんなところで子ども達を育てるのにお母さん達がもっと楽しめるようサポートしましょう、お母さん達を孤立させないようにしましよう、自治体、各園が取り組んでいます。基本的にどこもそれはやっていますが前提だと思います。私の園はどうであるかって言うともちろんしています。でも、保育園って子どもを実際預けてる人達はあそこに保育園があるっていうのは知ってると思うんですけど、ちょっとと上の世代、自分の子どもがもう保育園行っていない人達や、老人世帯の方はあそこに保育園があるってことは日常生活や自分の社会と関係ないのあまり知らない。逆にいうと地域の中にあってもここにこんな保育園があるというのを知っているのはそこに実際子どもを通わしている人がほとんどです。そういう意味では子育て支援はあるんですけども、もうちょっと大きい意味でいろんな方が保育園利用してくれたらいいと思つてます。

年をとつた人も若い子でも、何か足らんもんがあつたらあそこにいつたら借りれるとかね。それは物も人も場所も含めて。困つたらあそこにいつたらいいと。子どもだけじゃなくて地域の拠点に、もつとなればいいかなと思つてます。老人クラブの方でも、コピーリーしたいんやけどローソンいつたらお金とられるとか、やり方もわからへんし店員さんに聞かなあかんしとか思つていたら、「いいですよ。」って。保育園の使つたら無料の時もありますよ。親切に教えますよ。そこに住んでいる周りの人が困つた時、必要な時にコンビニよりもっと暖かい所、困つた時にあそこいつたらなんとかしてくれはるやんな、みたいななればいいかなと思つてます。

そして、実際子どもに關してのことですが、ちょっと話がそれるかもしませんが、先程言つたように三年前から初めて園長になつて、園長会つていうところに月一度ほど行つてます。保育園は幼稚園みたいにお母さんが入りたいですって言つたら「はい、いいですよ。」って入れるところではないんです。「保育にかける」って言葉があるのと、福祉事務所を通してこの保育園入りたいとか、入れるというのを調節するんです。今現在は、今後日本の児童教育がどう変わるかはまだわかりませんが、今は文科省で幼稚園があつて厚労省で保育園があるという形です。他の

国のスタイルとは違うとあると思います。各園長が「はい、いいですよ。入ってください。」だけでは入れない場合も多い。園長会に行くといつも、この区で何歳の子が入れないから何人待っているという資料があります。今少子高齢化社会ですが、働き続けたいお母さん達が多い。例えば自己実現も社会のニーズも含めて経済不安も含めて赤ちゃんを預けたい方つて非常に多いんですよ。よく新聞で聞く待機児童っていうのはほとんど〇、一、二つて言われる乳児なんですね。赤ちゃんが実際に入れてない人の話をいっぱい聞くし、自分の園にも電話がよくかかってきます。ある時、まだ園長になつて二、三ヶ月の時に、園長会の資料を見たら五歳の待機児童がいてたんですね。私は最初五歳の待機児童つて意味がわからなかつたんですね。普通五歳つていうのは来年小学校行く子ども。つてことなんですね。五歳の待機児童つてことはこの五歳の子は今現在幼稚園も行つてない、保育園も行つてないつてことなんか?この子五歳やけど家にずっとおるのかな?すごい不思議やつたんですね。なぜかというと、幼稚園が全ていいとか保育園が全ていいとは言いませんけども、私の頭の中には基本的に今の日本の国の中では、皆小学校行く前にある程度幼児教育を受けて行くと思ってたので、ほぼ義務教育に近いと思っていました。でも、そういう五歳の子がうちの区だけでも四人くらいいる。ちょっと不思議でした。終わつてから福祉事務所の方に聞いたんですね。これはどういう意味なんですかつて聞いたら、今言つたように正にどこにも行つていらない子がいてると。じゃあどうするんですかこの子達は。と聞いたら、福祉事務所の人の答えは幼稚園行つたらお金がかかるから行かせられないとお母さんが言う。保育園は保育料がその家庭によつて違います。源泉徴収などで保育料が決まつてくるので無料の家庭もあります。兄弟何人行っていても。だから幼稚園は高いつて言うから保育園入つたらいいじゃないですかつていつたら、保育園側が五歳の子でもいっぱいやからうちの園は困るつていうところもいっぱいあるんですつて言われて、ものすごくびっくりしたんですね。もう考えられなくて。そんなことがあつていいのかなつてすごく思つたんですね。なぜかと云うと、私は三〇年ほど前大阪の生野区つていう在日のとても多い保育園で五年程保育士をしていました。その時に保育園の子どもを連れて近くの公園にいくと、どうみても小学校前後の子が朝や昼間に遊んでいたんですね。何人も。たまに行つても、いつ行つても兄弟なのが走り回つてはるんですよ。あとでわかつたのが、当時も生活の為にこそつどといふか、素性を明かさずに日本に来て、生野区は在日が多いので親戚を頼つてスリッパをつくるとかゴム工場つていうところで働いて、子どもができるそのお母さん達は日本には住んでないことになつてゐるから、子どもは行く

ことがない。お金もないしつてことで、その子達はずーっと近所を走り回つて遊んでたんですよ。その時に私は、お母さんがこっちは黙つて来て、黙つて働いてるといふか見えない存在。なので子どもがそうなつて。でもそれはいけないこと、もちろん経済のことも含めて。でもせめて子ども達にだけはきちんと教育は受けさせないといけない。じやないと教育を受けさせないことで、そういうことが何代も何代も何十年も続く。それが人にとつては一番貧しくて悲しいことつて思つたのでその時すごく胸が痛かつた。

当時自分が働いていた保育園の園長先生とかにも相談しました。なかなか解決できない問題でした。それから三〇年ぐらい経つてゐるのに、今のこの日本の京都でそういう子がいてるつていう時に私はどう考えたらいいのかなと思いました。でも私がすぐに全てを解決はできない。ただ唯一私に解決ができるのはうちの園を希望する五歳児の子がいてたらうちの園がいくら定員オーバーであつても五歳の子は一年間預かります。それが今の私にできることと思いました。うちの園はいつも四歳までは二三、四人ですが、五歳になると急に一人増えたりします。それはそういう事情がある子なのでせめて小学校行くまでの一年間はきちんと、きちんととかどうかはわかりませんが、せめて児童教育と呼ばれる集団の力や、一人一人が大切にされること、おいしい給食も食べるという経験を一年間たっぷりして、小学校に行く方がせめてその子にとつてはいいことかなつて思います。それが地域とのつながりかどうかはわかりませんが、私が今できることなので必ずそれはしたいと思います。

**仲尾 宏**：もし皆さんの中でそういう五歳児がいたらぜひとも西京極保育園を紹介いただけたらと思います。時間がありませんので先へ進みます。次もお二人への質問です。まず張さんへの質問。幼少の頃のお話で、韓国では障害に対する認識が全体的に低いようをおつしやいましたが現在はいかがでしようか。発達障害者に対する教育を取り巻く環境の日本と韓国の違いはなんでしょうかという質問です。あまり長くならない程度におねがいします。

**張 貞京**：日本との違いで考えると韓国の方が何年か少しめぐらめに進んできたところがあると思うんですけども、この一〇年間で考えると、非常に韓国がスピードアップしているところがあつて、日本とほぼ同じような状態になつてきてると思います。幼少の頃に関しては日本の場合でも三〇年前とか四〇年前となつてきますと、家族の責

任で発達障害の人を見る傾向があつたと思うんですけど、それは日本も韓国も共通していたんだと思うんですね。今は行政や社会的な資源を使っていくように考えられてますけども、日本の場合でもまだ家族で責任を負わなければいけないし、自立支援法で地域に、地域について言われてますけども、結局家族の責任が減ることではなく、法的に負わざれてしまつているのが現実かと思うんですね。その傾向に関しては韓国でも日本でも共通するところがあると思います。

教育とか、一応かたちの面で情報が国際化してる分、いろんな情報が入つて、よりよい教育であるとか、環境をつくるうえでの取組はされてるんですけども、実際には意識的にも、わが子に対する家族の思いとか、保護者の思いが強いぶん家族で抱えてしまつし、それに家族で抱えてしまつことのもうひとつの理由は、障害のある子を抱えた保護者にとつて使える社会的な資源など制度の情報が行き渡つていないことがもうひとつ問題だと思うんですね。そのような状況はかなり共通してると思います。

仲尾 宏：では次、柳恩愛さんへの質問。「現在園長として保育に関わっていて、日本と韓国の保育、教育の違い、また、ご自身が経験された保育と現在の在日の方の保育（幼児教育）の違いがあれば教えてください。」こういう質問です。

柳 恩愛：ほんと韓国の幼児教育のことを知つてゐるわけではないので、そこでの違いのことは申し訳ないんですけども私自身があまり知らない、というかほんとわからないということが現状です。ただ幼稚園も保育園もあるつてことは聞いてます。私が若い時にキリスト教教会の牧師の方達が貧しい地域で沢山、親が働いてばかりで子ども達のことをきちんとみれないということで、教会が保育園を通して活動をいろいろしてていうのは本を読んだり見たり、聞いたことはあります。今現在韓国で実際に幼児教育がどうなつてゐるのかつていうのはちょっとわからないので申し訳ないです。次の、現在の在日の保育がどういうかたちでされているかについて話します。日本には何ヶ所か韓国のキリスト教教会があるので、そこの教会がしてる保育園っていうのはあります。牧師先生や保育士さんが他の園に比べると在日の人が沢山いてるつてところもあります。地域の問題もあると思うので、通つてきてる園児さん

の中には在日の子が多いっていう保育園が何ヶ園があると思います。ただ、そこはほとんどがキリスト教関係の保育園なので、教会としての保育をしてることがまずは基本だらうなと 思います。

実は私が大阪で五年ほど仕事をしてたところもそういうことだったんです。そこは生野だったので八割五分ぐらいは在日の子ども達でした。今現在そこに通つてる子が何%ぐらいが在日の子どもかは知りませんが。二五年ぐらい前はそこの保育園では歌とかそういう目に見えるところや、食べ物だとか掲示だとかそういうのには沢山韓国語が使われていました。今現在もずっとそれをしてるのか、他に京都や川崎にある保育園が全てそういうのはちょっと全部わからないですけども、一般的な日本の保育園よりはそういう保育園に限つては少し韓国語が多かつたりだとか、民族的文化に触れたり話をする機会が多いと思います。でもほとんどの在日の子は日本の保育園、幼稚園にいつてのが圧倒的だと思いますので、そこでは特に幼稚園、保育園が何かをするわけではないと思うので、家族、両親、自分のおじいちゃんおばあちゃん、家族の在日の在り方の意識によつて違うと思います。幼児教育で受けてるというよりは家族の影響で四歳五歳といわれる幼児であつても、自分がどういうルーツがあつたり自分の家はこうであるつてことを知つてしたり、知らなかつたり、そういうふうに捉えたらいいんじゃないかなとは 思いますが。

仲尾 宏：はい、ありがとうございます。お二人に対する直接のご質問は以上ですが、これ以外に別のお尋ねがあります。ひとつは柳さんが国際結婚のことについてですが、こういうご質問です。「日本人男性と中国人女性の婚姻に関しては現場で日常接している感覚として、邪推かもしませんか、在留資格を得ることが目的と思われるものがしばしばあります。」こういうご意見です。もうひとつこれに関連して、中国人と日本人の結婚は、国際結婚で一番との記事は私も見たと思うが、実質的には朝鮮人と結婚が一番と思つて読んだ。というのは、日本国籍をとつてゐる人は全て外してゐるはずだ。年代が新しい、若い人間程朝鮮人に對する抵抗というか、は薄れてると思う。私は老者だが、建築士を通じて朝鮮人の能力が優れているのをよく知つてゐるし、同等として話しており、インテリ層とは少し違つ。司馬遼太郎のように美しいコリア女性もよく見ており、憧れもある。と、こういうご感想をいただいております。この国際結婚のことについていいますと、たまたま私も朝日新聞で讀んだので、あるいは中国人のことだけを取り上げたことなので、国際結婚一般の統計とか数字には基づいてはおりません。在留資

格を得ることが目的と思われる場合もあるでしょう。それはこういうことです。日本に入国する為にはビザがいりますね。九〇日以内までは短期滞在です。その期間、九〇日滞在を何回か繰り返している。その中で日本人や在日の異性と知り合って結婚すると。こういう人がいる。そうすると日本人の配偶者という在留資格あるいは永住者の配偶者という在留資格がありますから、それを取ることは不可能ではありません。そういう人もいるかもしれません。しかし、この資格は一年です。一年経つたらまた更新しなきゃいけない。三年経つたら定住者ビザを取得する可能性はあります。しかしそれでうまく二人が結ばれたらそれはそれでいいんです。別に違法でもなんでもありません。ただ問題はどちらかのいき違いがあつたり思い違いがあつたりして、離婚に至る。するとの在留資格は取り消されるんです。だから結婚してもその人は離婚と同時に帰国しなきゃいけない。問題は子どもができるいたら、子ども共々帰国するか、子どもを置いて帰るか、ということを迫られます。子どもは日本語しか知らないといふことになると子どもを置いて帰らなきゃいけない。そういうことになるので、在留資格だけ取りやいいといふ目的で仮に来ておられる方があつたとしても、それは決して満足な永住資格に結びつくとは限らないといふことがあります。

もうひとつはこれに関連しますけれども、「ニューカマーについてもう少し詳しく教えてください。今の日本では専門職でないと生きていきにくいくらいと思いました。」と書いておられます。このニューカマーと呼ばれる方々もやはりなんらかのビザ、在留資格がないと日本で働いたり生活することはできません。留学生・就学生がそうです。それから、あるいは教授、教育、宗教、報道、あるいは企業内転勤、人文知識・国際業務、などのいろんな在留資格があります。それを持たないと、韓国人であろうとアメリカ人であろうとアフリカ人であろうと、入国して日本で暮らすことはそもそもできないんですね。ですから韓国から来られた方についても何らかの在留資格を持つて来ておられるはずです。例えば張さんは来られた時は留学でしたね。それから日本で働くようになつてそれにふさわしい在留資格を取られたんじゃないですか。

**張 貞京**：最初留学で、その後仕事での資格を取ればよかつたんですけども、配偶者のビザにすると楽なんですよ。というのもあって、留学ビザから配偶者ビザに変えました。なので自分の就労とかであれば、収入とかも証明し

ていかないといけないんですけども、そういうの一切なしでやつてしましましたので、何にも悩まずに楽な方を選んでしまつてます。

仲尾 宏：ありがとうございます。そういうかたちで他のビザに変えられたというわけですね。ところが先程も言いましたとおり離婚ということになるとまたひどい目になる、その逆のことが全部集中しますから。そういうこともござります。そんなわけでニユーカマーの方は、特別永住者、いわゆる在日の方、それから五年以上居住することによって申請の結果永住ビザを取られた方、その方についてはどんな仕事をしてもいいんです。あるいは定住者ですね、三年以上の定住資格が申請の結果得られた人についてはどんな仕事をしても問題ないんですが、それ以外の人については全て特定の在留資格、特定の活動しかできないということが今の日本の入管法の決まりなんで、ニユーカマーが不特定の目的で日本で働いてなんとなるだらうということは法律上は有り得ないんですね。またそのあたりの甘い考えがあつたとしても、どこかで破綻を来たすということになります。けれどもそういう方々含めて今日日本には、一昨年末の統計ですが二一五万人の人が生活しておられます。在日の方も含めてですけどね。在日の方はその内四三万人です。そういうわけで残りの一七〇万人くらいがいわばニユーカマーであるわけですね。それが必ずいざれかの在留資格、ビザを持つて働いておられる方があるということをご認識ください。それ以外に九〇日間を過ぎても帰らないで働いておられるといういわゆる超過滞在者、「不法滞在者」と呼ばれてる人も一〇数万、ないし二〇万くらいおられるだらうというように推定されておりますが、そのような範囲なんです。大部分は合法的な滞在者であるというふうにお考えいただいた方がいいと思います。以上でいろんなご質問、ご意見は網羅できたと思いますがもう時間が超過しておりますので他のご質問ある方はまたの機会といふことにしていただいて、これで今日のフォーラムを終わらしていただきまます。ありがとうございます。

司 会：ありがとうございました。本日のチョゴリときもの第一回を終了いたします。お手元の方に昨年度のチョゴリときものをまとめました冊子、緑色の冊子をお持ちの方がおいでだと思いますがはじめの言葉の中で一部欠損しておりますので、お帰りの時にその部分をお渡しいたしますので冊子の中に挟んでお読みいただきますようにお願い

たします。一番はじめの仲尾先生のはじめの言葉という部分になりますのでどうぞよろしくお願ひいたします。次回は来週金曜日、二〇日になります。どうぞまたご参加いただきますようにお待ちしております。

次回



## 第一回 「在日コリアンの家族と法」

パネリスト

李 光雄氏（リ ミツオ 在日三世・司法書士）  
趙 慶濟氏（チョウ キョンジエ 在日二世・司法書士）

コーディネーター  
仲尾 宏氏（ナカオ ヒロシ）  
(京都造形芸術大学客員教授)

二〇〇九年一月二十日（金）開催



司 会：ただ今より第一六回チヨゴリときもの第二週目を開催いたします。今年度は、昨年「医療と介護の現場」に引き続きまして、専門分野の現場からパネリストをお呼びしお話をうかがっております。第二週目本日は、市内で事務所を開いてらつしやいいます二名の司法書士の方をお招きしております。

近い歴史を見ますと、先の大戦を中心にして、外国人の方に關する法令が変更されてきております。戦前自國から日本国籍へ、終戦によりまた日本国籍を喪失され、ただその間に戦争直後ですがタイムラグがありまして、それは終戦六四年を過ぎました今でも在日の方の生活に少なからず影響を与えていると言えます。

本日お二人からは、日本と朝鮮半島の二ヵ国がどのように関連して在日の方の生活の中にあつたか、そういうものを含めてお話をいただこうと思つております。では本日のパネリストをご紹介いたします。お一人目が右より李光雄（リ・ミツオ）様で

李 光雄：じんじやく。

司 会：お二人目は趙慶済（チヨウ・キョンジエ）様です。

趙 慶済：じんにちは、じゅうわ。よろしくお願ひします。



司会：コーディネーターをお願いしておりますのは、京都造形芸術大学客員教授の仲尾宏先生です。

仲尾 宏：こんにちは。

司会：いつものように第一部パネリストのお話をうかがい、休憩をはさみましてその間ご質問を頂戴いたします。二部はそれに基づきまして続けてまいりますので、どうぞよろしくお願ひします。なお、記録の為に写真を後ろから撮させていただくことがあります。ご協力の程よろしくお願ひします。

仲尾 宏氏



仲尾 宏：それでは今から始めさせていただきます。まずお手元の資料の説明をさせていただきます。岡村さんが今おっしゃいましたように今年は専門分野で活躍されている在日の方々をお招きしております。今回は司法書士試験をパスして司法書士という資格を取られた方、お二人をお招きいたしました。

まずこの資料の一ページを開けていただきすると裏側に、知事権限の資格といういくつかの資格を羅列しております。これは京都府の場合、京都府知事がこの資格を与えるという権限があるのです。幸い国籍条項は一切ありません。ここには司法書士はありませんが、司法書士というのは国、つまり国家試験をパスして取得できる資格でありますので、ここに掲げてある以外の資格は全て国家試験をパスされた方々ということになります。例えば弁護士さんがそうですね。次の資料、二枚目から八枚目までは今日のお二人の資料ですので、これはお二人のお話の中で話していただきますので省略させていただきます。

終わりから二枚目に、在留資格別外国人登録者数という一覧表がございます。これによりますと現在、つまり二〇〇七年未現在の外国人の総数がでておりますけれども、京都の場合、京都府で見ると、特別永住者、つまり戦前から日本に居住しておられた方とその子孫の方が三万一八二〇名という数字であります。それから、国籍別に見ていくままで一番下のところに、国籍別外国人登録者数、韓国朝鮮五九万八二一九人となつております。その内特別永住者は

全国では、一番下の欄ですが、四三万八九七四人となつております。この星のところ、韓國の内と書いておりますが、韓國朝鮮の内、朝鮮が抜けておりますので、ご挿入ください。そんなわけでこれだけの在日の方が全国あるいは京都で暮らしておられるということになります。その中でかなりの方が特別の資格、あるいは専門分野で活動されてるということになります。

それから一番最後に年表がござります。これは私の著書の中でつづった年表のひとつですが、傍線を引いてあります部分はそういった仕事に関わる部分です。例えば一九七四年、日立就職差別裁判闘争で、在日の原告勝訴ということがございます。それから七七年には、在日初の司法修習生が誕生しました。この方は金敬徳さんといいまして弁護士になられたんですけども、残念なことに三年前に若くしてお亡くなりになつております。

裏側にいきますと、八二年に国公立大学教員の外国人任用法が制定され、国立大学、公立大学へも在日の方が専任として採用する道が開けた。八四年には郵便外務職員、いわゆる郵便配達をなさつての方々の国籍条項が撤廃された。八八年には東京都内各地で一般事務職採用の国籍制限条項が撤廃。九一年には、教員について、教諭とは認めないが、常勤講師ならいいというようになりました。九六年には白川自治大臣の時に、地方公務員採用の国籍制限条項は地方自治体の判断に任せるというように変わりまして、それを受けて、京都市始め各地の自治体で門戸が開かれていくということになりました。最後は二〇〇三年で終わっておりますが、実は二〇〇五年に、東京都で看護師の在日の女性が管理職試験を受けて管理職に登用されたいという希望があつたんですがそれを東京都は拒否しました。そして最高裁まで争いましたけども、敗訴ということになりました、看護師資格を取ることは認めるけれども、管理職としては認めない。こういう壁が依然として立ちはだかつているということがござります。

今日お話を聞くと司法書士という仕事については管理職ということは有り得ない。大半の方が自営でなさつてゐるわけですので、今日はそのあたり、どうして司法書士という仕事に就こうと思ったか、それから資格を取る時にどんな困難があつたか、あるいは開業、それから今までの営業の問題なども個人史としてお話をいただきますが、同時にこの司法書士のお仕事のかなりの部分は民法の中の家族法に關わる問題です。例えば婚姻とか養子とか相続とかですね、そういうことですから在日の方の日々の生活に關わる、あるいは日本人が在日の方と結婚したり、あるいは養子縁組をしたり、国籍を変えたりする時にやはり関わつてくる問題です。そういう非常に大事なしかも非常にデリケートな

問題を扱つていらつしやるお二人ですので、いろんなご体験をお聞かせいただけることを楽しみにしております。それでは今日のお一人ですが、まず在日三世である李光雄さんから約二五分ぐらいのお話をうかがいたいと思います。よろしくお願ひします。どうぞ着席してください。



李光雄氏

李光雄：では座つて話させていただきます。李光雄といいます。ハングル読みではイ・ガンウンといいますけども、「リ・ミツオ」で通しております。私ももちろん通称名という名前があるんですけども、大学生の時にある人の講演を聞いて、とりあえず本名で生きてみようと。司法書士の試験を合格しまして自分で開業するようになつてから、在日韓国人李光雄として生きたらその司法書士という仕事がですね、できることのできないのか、仕事が来るのか来ないのかとかですね、何か差別を感じるようことがあるんだろうかとか、一応自分で試してみようと思つてですね、本名で開業しまして今に至ります。

そのような話をするよりも、司法書士の仕事はどういうものかとか、在日韓国人の司法書士として特にどんな仕事をしてゐるのかという話をした方がいいかと思うんで、とりあえず簡単に自己紹介だけしますと、レジュメに書いてありますね、一九五五年に京都で生まれまして、ずっと京都で暮らしております。私の祖父母がですね、祖父母が一緒に日本に来たのか、祖母が後で遅れて来たのかちよつとわかりませんが、私の父と父の兄弟を連れて日本に來たようです。今日、自分の韓国の戸籍、お祖父さんが戸主の戸籍を見てきましたら、戸籍から察するにどうも一九三七年頃に京都に来てたような記載があります。それからずつと今に至るようですね。

私は一九五五年に生まれたんですが、韓国の戸籍を見たらですね、一九六七年一〇月に韓国の戸籍上の出生届がしてありました。私の兄弟五人いるんですけども、五人の内四人はまとめて同じ日に出生届をしてどんどん韓国の戸籍に載せてあります。真ん中の三番目だけはなぜかちょっと遅れてしてありました。

これは重要なことなんです。実際仕事では。日本で生まれたら、例えば中京区に住んでましたら中京区役所に出生届を出すんですが、韓国側にはすぐにはしない方が普通なんですね。日本の役場がですね、韓国人の方が生まれまし

たよと/orことで韓国の役場に連絡することもありません、今は。

昭和五四年にですね、司法書士試験に合格しまして、仲尾先生司法試験とおつしやいましたけど司法書士試験です、我々は、念の為同じように思われるとややこしくなるんで。合格して二年後に開業しまして、仕事もあまりないなあと思ってる二、三年してからやつたですかね、横の趙慶濟氏と出会いました。今度日本の国籍法が改正されると。昭和五九年に国籍法の改正法が成立しまして翌年の一月一日から施行されることになりました。要するに父系血統主義から父母両系血統主義に変わる。つまり母親が日本人でもですね、母親の国籍が子どもに行くようになると。つまり、当時父親が韓国人でその奥さんが日本人の女性、その間に生まれた子どもというのは日本の国籍法が父系血統主義でしたから、父親の国籍を継ぐと。父親が韓国人だから、韓国の国籍を継ぐということは韓国の国籍法が決めるんですけども、日本の国籍法から見たらとりあえず母親の国籍は子どもに行きませんよといふことだつたんですけども、六〇年一月一日から行くようになつた。

そうすると圧倒的にですね、今まで韓国籍とされた外國人登録された、または朝鮮籍として外国人登録された子どもが減りまして、日本人として扱われる。そういうことがどういう影響を与えるんだろうと、司法書士として勉強会をしないかんと/orことで何人か集まりまして、横の趙慶濟氏がリーダーになつてですね、一緒にいろんな勉強してきました。

当時、私も含めて司法書士がどんな仕事をしていたかと言いますと、当時は不動産登記とか会社とかの商業登記が主でした。皆さんもご存知かもしませんけども、簡易裁判所における代理権とか獲得しまして、今はそのような方面の仕事もありますけども、主に登記だつたんです。

ところが私自身もそうだつたんですけど例えは父親が「くなつたとしますね。韓国人の相続ということになりますが、それ自体どのように考えてどのようにするかということが全くわかりませんでした。もちろん在日とはいえ日本人と同じように勉強して日本の法律を勉強して日本人がどうのこうのなつたらどうするという発想で仕事をやってましたから、そういう勉強をしましたから自分らもわからない。

つまり時々誤解されるのは日本人の方が「李光雄です。韓国人です。」って言うとほん韓国語できはるんですねと思われるのと同じ感覚で、日本の司法書士の方が、我々がちょっと勉強してですね、詳しく述べると、我々日本人です

からちょっとわからないんですね、と言われるのはちょっと変な感じがするんですけども、我々もわからなかつた。

それで気の合つた仲間同士で勉強会を継続しないかということで勉強してですね、国際私法とか韓国の家族法とかそういうものを勉強しないと韓国人に限らず外国人が亡くなつた場合の相続について対処できないということがわかりまして、徐々に勉強し始めたわけです。そのグループを「定住外国人と家族法研究会」と我々で名前付けて今まで継続しておりますが、レジュメに書いてありますように、日本評論社のほうから二〇〇六年一月にですね、「在日」の家族法Q&A第二版」を出しています。初版はもうちょっと前に出します。よく在日韓国朝鮮人の話を聞かれると我々もそうなんですけども、権益擁護とか、権益獲得とかいう表現がされてですね、仲尾先生が年表を見ながらいろいろなことを説明されましたけども、そういうことも当然あるんですが、個々人の家庭を見た時にですね、個々人の家とか土地とかをようやく苦労して手に入れられたものがあつて一世の方がそれを買ったとか、その一世の方が亡くなつて二世三世がそれを相続して継いでいくという時にですね、それも権益擁護の一つの問題ととらえています。その手続きをプロとしての司法書士に頼むのが普通なんですね。登記の関係ですから。

司法書士試験に国籍の差別はなかつたんですけども、大体三十年前には京都の司法書士会では韓国または朝鮮籍の方は一人やつたと思います。私が入会した時は二人かもしません。今は一〇数名はいると思いますけども、昔はそんな状態やつたんですね。日本の司法書士さんのどこ行つても今から思えばかなり粗いやり方で手続きをされていて、理論的根拠とかもあまりなかつたように思ひます。

それが悪いとか遅れてたとかいう意味じゃなくつてそんなもんやつたんですね。徐々に司法書士のレベルも上がつてきまして、理論的なこととか研究してですね、外国人の相続いうもんはこのように考えるというのが確立されてきたんですけども、昔はやっぱり外国人の相続とかやとうちはちょっとわからないからとか、帰化申請も関係はするんですけどもうちちはわからないからと。司法書士も普通の仕事だけで食べていいける時代やつたんですね。今は厳しいですけど。でも今でもどこの司法書士さんのどこ行つてもですね、韓国朝鮮人のちょっとややこしい相続とかあつたらですね、対応できるかちょっと難しいところがあります。私も今偉そうにしゃべつてますが実は全然わからなかつたんです。

これは外国人、特に在日韓国朝鮮人ということで日本から見ればすごく例外的で、外国人はほとんどいないので、例外的なことだと思われるかもわかりませんが、実際に仕事をしていくとですね、実は日系移民、移民としてたくさ

んアメリカとか南米とかに渡つておられる方がおられるんですね。その方達が関係する不動産というのは京都は少ないかもわかりませんけども日本全国にたくさんあるんですね。例えば高速道路ができるとか国道ができるとかそういう時にほとんど名義が変わらずそのままになつていて、調べてみるとその親戚の方は日本におられるけどもその土地の名義人の子ども達は皆例えばアメリカに行つているとかいうことがあって、その時にどういうふうに考えてどのような書類を備えてどの相続人と思われる方にその書類をもらわなければならないのかということがたくさんあるんです。そういうことがあまりクローズアップされないで、在日韓国朝鮮人だけが特殊と思われたらちょっと困るかないと。日本人の問題としていつぱいあると。

後で言いますが韓国朝鮮人の問題とはいっても、韓国朝鮮人が日本にすごく関わりを持つた、在日韓国朝鮮人が今現在、特別永住者で約四三万人程いると思うんですけども、関わりを持つようになつたのは、これはやつぱり日本の明治以来の歴史ですね、その結果によつて生まれたわけですから日本としては避けられない。そのようなことに一番詳しいのは日本の法務省が相当するんですけども、残念ながら日本人の司法書士の方はほとんど知らないという感触があります。

と言うのは戦前日本に本籍を持つてゐる人が内地人、台湾とか朝鮮が日本の外地になりましたけども、台湾にも朝鮮にも戸籍がつくられていきます。外地人である朝鮮人と例えば内地人である日本人が結婚したと。その時にどのように戸籍に記載されどこのようないくつかの処理がされたかとかいうことを日本人の司法書士の方がほとんど知つておられない。

日本人の相続だと思っていろいろやつてみると、だあつと相続人が広がりましてですね、ほつんと、例えば日本人の女性の方で昭和一八年ぐらいに朝鮮人男性と結婚してその日本人女性が既に亡くなつておられる。その方の相続人をまた探していかなあかんといふ時にですね、日本の戸籍見たら昭和一八年朝鮮慶尚北道どこどこ、戸主なんとかと婚姻、とこう書いてあるけれどこれはどういうことでこの後どうしたらいいんですかね、という質問がありますけども、本来それは日本の司法書士さんが詳しくならなければならないはずだと思うんですけども、ほとんど知つておられないという実態があります。ではレジュメの具体的な事例を見ていただきたいと思います。

一枚の紙の裏表になつてますが、表の方の三の①いふところをさつき話したつもりなんですけども、逆に私も例えば自分の父親が亡くなつたとして、まだ生きてるんですけども司法書士になつた頃はですね、父親が亡くなつたらこ

れどうやつてするんだろうと、悩んだ。今は悩みませんけども、在日であるが故に韓国人のことがわからないということの苦惱ですね。葛藤するわけです。日本人の先生はできなくても割と平気なんです。ところが我々の研究会にはつんと一回だけ参加させてくれとか続けて来られる方もおられます。どういう動機で我々の定住外国人と家族法研究会に参加されたんですかと聞きましたら、長いこと司法書士やつてるけども、何回か韓国人朝鮮人の相続だということだけで断つたことがあると。すつごいそれが自分の中でわだかまりとして残つて、ちょっとと参加さしてもうたんやと、という日本の先生も結構おられるみたいですが、我々自身も苦惱葛藤がある。在日韓国朝鮮人の相続どのようにするんだろうという会話を同業者同士でした時に、日本人の人とは普通なんですが、在日であるが故に、自分が在日であることと隠し切つては言いませんけど知られないようにして生きてる司法書士の方もおられるんですね。それは結構多いんです。その方とその話をあまり大きな声でしゃべれない。つまりその方が日本人の司法書士から見たら普通の日本人じやないよう見えちゃう場面があるので、司法書士の世界でもちよつと在日の関係するところでしたらどこにでもあるような問題はあります。新しく後輩を募つてるんですけどなんせこの問題は勉強するのにすごいたくさんのこと勉強せなあかんと思つてるんで、なかなか後輩が集まらなくて、我々の世代のメンバーがもう二、三〇年したら死ぬと思うんですけども、その後は誰がするんだろうという余計な心配も今はしております。

レジュメの二ページ目、裏のほうにきまして、とりあえず、在日韓国人が死亡した場合に日本の民法で考えるんだろうか、韓国の法律で考えるのか、つまり誰が相続人になるんだとか、どれだけそれ取り分があるんだろうかとかいう問題があるんです。それは国際私法という法律がありまして、日本では今現在「法の適用に関する通則法」という名前になつております。その条文を見たらすらわかるのかと言うとそういうわけじゃなくて、まずそういうことは勉強せなあかん。仮に韓国人が亡くなつて相続が開始したらですね、どこの民法が適用されるのか。仮に韓国法が適用されるとしたら韓国の相続法を勉強しなければならない。日本の民法とはかなり違います。

仮に男の人が亡くなつたとして、韓国の法律が適用されるにしても、その奥さんは相続人なんですが、相続人と言つては法律上の配偶關係がないと配偶者としての相続は認められない。これは韓国の法律も同じなんですね。そうすると例えば戦後ですね、一九五〇年ぐらい、昭和二五年ぐらいからかな、以降ぐらいに結婚した、例えば在日

朝鮮人同士が婚姻届を必ず出したかつて言つたらそうでない場合が多いんです。婚姻届がないと法律上の婚姻が成立したということにはまずならないんです。ところが外国人登録には例えばある人との関係、妻とか書いてある。で相続が開始したら、妻つて書いてあつても相続人にならないんではないかとかですね。そういう相続の前提として配偶關係があるか親子關係があるかといふことも勉強せなかんと。そして誰が相続人で、相続人同士でこのように決めましたというような内容の書類をつけないと駄目だと。

誰が相続人でといふのはですね、こと日本人だけの純粹な相続でしたら日本の戸籍を片つ端から集める。ある人が亡くなつたと言えばある人が生まれた時に初めて載つた戸籍からその人が死ぬまで、死亡が書いてある戸籍まで全部と相続人の戸籍集めるんですけども、韓国人朝鮮人が絡むとなかなかそういうものはない。つまり韓国のほうの戸籍を取り寄せる格好になるんですけど、先程も言いましたけど私が載つたのも一九六七年、韓国の戸籍にはすぐに載らない。皆載せてるかつて言うとそうでもない。だから韓国の戸籍は絶対ではないんですね。日本人の戸籍でもそうなんですけど日系の人なんかは、仮に移民として他所の国へ行つても日本国籍が残つての限りは日本の戸籍法に基づいて、日本人同士又は現地の人と結婚したといえばそれを報告しないと載らないんですね。だから外国といふ要素が絡むとすごくややこしいということです。在日韓国人の場合でも日系の人でもそうですが、特に戸籍とかの身分登録の関係を中心にしてその歴史を深く勉強しないとわかりにくいくらい思います。

具体的な事例が三つほど書いてあります。ア、例えば内地人女性、内地人女性と言うたらわかりにくいかもしだせんけど、戦前の話や思つてくれたらいいんですけども、内地人女性の戸籍に「朝鮮慶尚北道〇〇郡〇〇面〇〇戸主岩本貞夫ト婚姻届出、昭和一六年〇月〇日京都府中京区長〇〇〇〇〇受付同月〇日送付除籍」と記載されている場合にこれをばつと見てですね、この岩本貞夫というのは朝鮮人で、この岩本貞夫といふのは創氏制度によつて、いわゆる創氏改名によつてつけられた名前だといふことがわからないと駄目なんですね、プロとしては。これわかる日本の司法書士さんまづいない。別に日本の司法書士に限らず勉強しないとわからない。その内地人女性が亡くなつてその相続人を探そうと思ったらこの岩本貞夫の戸籍をなんとかして探さなかんとかいうことになつてくるわけです、理屈上としては。その後どうするんですかといふのは時間がないんでとばします。

イ、こういうのも実際に相談がありました。朝鮮が植民地だった当時ですね、内地人の方もたくさん仕事関係で

行つておられます。ここに書いてある通り、内地人男性Aが外地朝鮮、この外地朝鮮というのは実際は今北朝鮮のほうの地域の名称が書いてありますて、その女性と結婚して子どもが生まれたと。その妻と子はですね、日本人男性と結婚しましたから日本人男性の日本に本籍がある戸籍に妻と子どもとして書いてあると。その男性のお兄さんが亡くなつて、そのお兄さんは子どもとかがいないんでお兄さんの兄弟姉妹が相続人になるということやつたんですけども、その兄弟である男性が朝鮮で亡くなつてこの妻と子どもが相続人になると。どないしたらよろしいかと。この人達どこにいるんでしようと私に聞くんですね。それは時間ないので言いませんけども。

それからウですね、終戦直後内地人女性が朝鮮人男性と内縁関係にあつて昭和二年に子Cが生まれた。当然日本では出生届を出します。昭和二五年にも次の子Dが生まれた。ところが女性Aの日本の戸籍を見るとDは書いてあるんですけどもCが書いてないと。どこに行つたんだ。とかですね、本当はCは日本の戸籍に入つたらいかなんのに、入つたらいかなんと言つたらおかしいんですけども、DよりもCの出生届が遅れたということで載つてる場合もある。何が言いたくてこういうことを書いたかと言いますと我々在日の相続と言うてもですね、他人の相続、要するに他の国の人々の相続じゃなくつて日本人の絡む相続が結構多いんです。こういうのは聞くところがないから横の趙慶済氏とか多分僕らとかに電話がかかってくるんですけど、かなり難しい。

結局韓国朝鮮人の問題はですね、こういう方面の問題でもイコール日本の問題であると言えないこともないと思つて具体例として報告させていただきました。もう持ち時間が過ぎたと想ひますんで終わり方がちよつとおかしいかと思ひますけどこれでとりあえず終わりたいと思ひます。

仲尾 宏：ありがとうございました。今のお話うかがつてただけでもそうした二つの国家にまたがる中で在日の方がどのような苦悩を背負つておられるか、ということが浮かび上がつて来るような気がします。それは同時に日本人の問題でもあるというように示唆していただきました。実は今日に至るまでお二人と下打ち合わせしました時にある程度問題を整理して二つの別な側面からいろんな事例をご紹介したほうが聞いていただくのにいいだろうということから前半に相続の問題を中心にして李さんにお話いただいて、後半の趙さんの方は婚姻の問題について、どういう面からいろんなことが見えてくるのか、そういうお話を聞いていただくという区分けをいたします。趙さんはご自分のこ

ともありますが、そうした婚姻の問題ですね、それを中心にいろいろお話をいただけたと思います。



趙 慶濟：どうも、趙です。本日は普通の日ですのに皆さん方が仕事もあるかと思うんですけどひとつよろしくお願ひします。

まずお手元にレジュメと年表があると思うんですけども、年表からなんとなくの雰囲気を味わっていただきたいたらどうかなと思っております。先程李先生からお話のあつたように「定住外国人と家族法研究会」を継続している中で作成したもので。それをちょっと見ていただきますと、まず在日韓国・朝鮮人の国籍はどこなのかと、いう問題をめぐつて日本政府は、敗戦においてはどこにあるかということを明示しなかつたと言えるかと思います。その経緯については諸研究が出てますので、関心のある方はそれらを参照していただきたいと思います。

大韓民国と朝鮮民主主義人民共和国は一九四八年樹立されます。ご存知のように朝鮮半島は南北に分断されまして、それぞれの法の適用が異なるかたちで進行していくわけです。我々在日韓国・朝鮮人は、韓國系とか、北朝鮮系などかいうふうに一般的に言われるわけですが、「定住外国人と家族法研究会」は南北等距離で見ていく姿勢を貫いています。

そこで朝鮮民主主義人民共和国の法ですが分からぬことが多いので、大学の先生等からきちつとした条文を手に入れまして、その情報をもとに書籍に引用したりしています。もうひとつは韓国の法、ハングルさえ読めればいくらでもとれる状況です。インターネットで判例も日本以上に早く公開されています。そういう意味で韓国の情報は今や普通に情報として取得できるということが言えると思います。

この年表を見て頂きますと一九四八年八月一五日に大韓民国が樹立されます。北朝鮮も同年の九月九日に樹立されます。韓国はいち早く国籍法を施行するということになります。そして在外国民を早く確定しようとして在外国民登録法を制定します。そして日本では一九五〇年に新国籍法が施行されます。ここで一九五〇年から五二年にかけて日本政府は、戸籍、つまり朝鮮戸籍に入っている人は朝鮮人、台湾戸籍に入っているのは台湾の人、日本戸籍に入つて

いる人は日本人であるという戸籍を基準にして国籍決定を行います。それが一九五二年の法務府の通達です。

最高裁は一九六一年にこの法務府通達について大法廷で合憲判決を出します。そのような流れの中で韓国では民法を一九六〇年一月一日から施行し、戸籍法を施行しています。さらに一九六一年には国際私法というのをつくります。一九六三年には北朝鮮が国籍法を施行します。その国籍法はいろいろな人に聞くと朝鮮大学校が公表したということでありまして、北朝鮮の法を入手するのは非常に困難を極めています。その後一九六六年に在日韓国人に協定永住資格を創設するという動きがあります。一九七九年には韓国では民法を改正します。それと一九八二年難民条約が日本で発効します。その時に特例永住許可制度というものを日本政府は新設します。その後はですね、先程李先生がお話をなったように一九八五年国籍法が施行されます。これは父系優先から父母両系への改正です。ここで特筆すべきは一九九一年ですね。日本では敗戦前後から日本に居住継続している在日韓国・朝鮮人及び台湾人については特別永住権という在留資格を創設するわけです。

そういう動きがあると同時に韓国では民法の大改正を行います。北朝鮮でも初めて民法をつくります。その後、家族法というのも施行します。このあたりから北朝鮮もやや門戸を開き始めまして、対外的な交流に備えていくという流れができます。この後経済法を中心北朝鮮はどんどん法律をつくっていくことになります。そして一九九五年ですが、北朝鮮は常設会議で対外民事関係法を制定します。これは国際私法でして、北朝鮮からいって渉外的な法律関係についてどのような法律を適用するかという内容の法をつくります。この法律の適用如何を巡って我々も研究をするということになりました。

一九九八年になりますと韓国は父系優先から父母両系に変更する国籍法に改正します。その後、二〇〇一年に韓国は国際私法を施行します。それまでは渉外私法という国際私法はありました、アジアでは先進的とも言える国際私法を制定します。そして二〇〇五年、韓国は民法を改正します。そこでは戸主制を完全に廃止します。そして父姓承継制度を修正します。修正ですから基本的には父の姓を承継するんだけども、男女が婚姻する時、その婚姻する当事者が自分達の子どもは母の姓を承継させよつといふことを婚姻締結時にその協議書を添付して提出すればその子は全部母の姓を承継するという制度をここでつくります。これは大転換です。

そしてもうひとつ、姓の変更を家庭法院の許可により変えられるという規定を置きます。その理由は子の福祉で

す。例えば再婚家庭に入ると父の名前と子の姓が異なる場合があります。日本でも全く同じような事例で家庭裁判所が氏の変更を認める場合があるんですけども、韓国の場合は再婚家庭が非常に増加し、離婚率が非常に高くなっています。ですから再婚家庭が当然に増えるわけで、その場合の子の福祉のために、例えば子が学校でいじめられるとかいろいろ嫌な思いをするとかいうようなことを申し立て、子の氏を父の氏に変更させるということを民法上規定します。これも大きな変革です。それともうひとつ日本には特別養子制度があります。特別養子というのは従来の親子の関係を断絶して、養子先の親子関係しかつくらないという制度です。日本でも件数が少ないようですが、韓国は日本の特別養子制度に似た親養子制度をつくります。それまでの父母との親族関係を切断するわけです。韓国にとつては大きい改正です。九〇年の改正と二〇〇五年の改正により、今までの韓国の家族法のイメージが大きく変わったといえます。

二〇〇七年、日本は法の適用に関する通則法という新たな国際私法を施行します。そしてなんと言つても二〇〇八年、家族関係の登録等に関する法律が韓国で制定されます。韓国は戸籍をやめるということです。二〇〇八年の一月一日から戸籍を廃止する。本籍地を登録基準地とし、登録基準地を自ら決定できる。そして個人別登録に変える。そして全てコンピュータシステムによつて証明書を発行するというものです。証明書も五つの証明書以外は発行しない。その証明書の身分事項は記載を最小限にして発行するといふのです。

そして二〇〇九年になります。日本では国籍取得は認知と婚姻二つの要件で国籍が取得できたのですが認知のみによる国籍取得が可能になり一月一日から施行されます。そして韓国は在外国民に国政参政権を与えるということを二月五日国会可決しまして二月一二日に公布、施行されています。それにより、これからは在日韓国人も韓国の国政に参画できることになりました。ただし被選挙権については一定の制限はもちろんあります。

次に、例えば韓国人と韓国人が結婚するのだったら皆さん直感で韓国の法を適用し、日本の法ではないだろうなどいう風に思われますね。その通りで韓国の法律だけを適用するわけです。例えば、婚姻適齢という問題があります。日本は婚姻適齢は男一八、女一六でしたね。韓国は男女とも一八になりました。北朝鮮については男一八女一七です。ということは、婚姻適齢はどう考えればいいのかということになります。韓国人同士でしたら男一八、女一八ですね。法定代理人である父母の同意が必要です。朝鮮人同士だったらどうなるか。男一八女一七ということですね。

では韓国、朝鮮人同士の場合どうなるのか。こういう問題が出てきますね。同じ民族でしょという議論も出てくるんです。そうすると男側は一八、これはいいですね。韓国も北朝鮮も同じですから、ところが女人が北であると一七才で韓国になると今度は一八になるという風に別々に適用していくという考え方を持ちます。それは、日本と韓国、日本と北朝鮮こういう組み合わせの場合も同じです。

そうすると離婚の場合どうするかという問題が出てきますね。離婚で大きいのは何でしょうね。日本の場合は協議離婚と裁判離婚、韓国の場合は協議離婚と裁判離婚。北朝鮮の場合は裁判離婚のみです。これをまず知つておく必要があるわけですね。そして、日本の場合は協議離婚は成年者二人の署名がいりますが、韓国はそれだけでは駄目です。更にもう一步踏み込んで家庭法院の確認がいります。つまり家庭裁判所で本当に離婚する意思があるのかということを確認させる手続きがいるんです。そして二〇〇七年の改正でそういう相談期間、熟慮期間を設けています。韓国人が離婚する場合はまず家庭法院の確認がいる。家庭法院の確認を得るまでにある一定の期間子供の養育費や、養育者をどうするのかと言うようなことも決める。そのようなことを全部前提として決めた上でそれを添付して協議離婚届を出すということになっています。北朝鮮は裁判離婚しか認めないわけです。

ところで日本で韓国人同士が離婚する場合は基本的には韓国の領事館を経由してソウルの家庭法院の確認を得てやりなさいというのが、今の韓国の考え方です。そして日本人と韓国人が離婚する場合、これは今の日本の協議離婚の手続きで可能です。問題は朝鮮人同士の離婚は基本的に裁判が必要です。裁判と言つてもご存知のように調停から、判決をもらうまでいろいろな方法があるわけです。調停離婚は最低現必要だらうという風に考えていいのではないかと思います。以上で終わります。

**仲尾 宏**：ありがとうございました。人生の一番大切な婚姻の問題について在日あるいは韓国人、朝鮮人が関わるところまた非常に複雑な問題があり、しかも韓国の民主化の中でこの法改正が積み重なった結果、韓国社会自体も大きく変容するし、在日の身分関係についてもそれが影響を及ぼしていくだらうというようなお話をだつたと思います。趙さんの場合制度面を説明していただいたために趙さん個人のお話をお聞きすることができませんでしたけれども、またそれは次の質問の中で適当に入れ混ぜてお答えいただけたらと思います。それでは今から少し休憩を致します。

司会：お二方ありがとうございました。では、意見ご質問がございましたら、お用紙に記入の上、入り口のほうにお持ちいただけたらと思います。時間は二〇分ぐらいから始めさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

司会：お待たせいたしました。それでは第一部を始めさせていただきます。今回は「質問を七枚いただきましたので、それぞれコーディネータのほうから」紹介、パネリストお二人にお答えいただきます。よろしくお願ひいたします。

仲尾 宏：それでは早速ご質問に対するお答えに入ります。今日はお話をお聞きになつていろんな法の適用の問題あるいは、現実にどう適用されているのか。あるいはその事例はどうかというようなご質問が非常に多かつたです。お二人に答えていただきますけれども、その問題によって先程のように大まかに婚姻と相続に別れますので、それぞれのご説明に応じて趙さんまたは李さんにお答えいたくということにいたします。趙さんにはまず、どうして司法書士の道を歩むようになったかというようなところを最初にお話いただいた上で、まず一番目のご質問からお答えいただけたらと思います。まず一番目のご質問を読み上げます。「朝鮮人は日本に帰化しても趙氏の話では一国籍とあつたが、韓国籍も合わせて持つのか。帰化しない場合子どもは二十歳まで両国の国籍を持つのか。帰化しても韓国への徴兵令が及ぶのか。趙氏は大学で何を教授されているのかボードに書いて欲しい。国籍は何度でも変更できるのか。日本での北朝鮮国籍の者で朝鮮の徴兵に応じている者が存在するのか。」ここでは北朝鮮（朝鮮民主主義人民共和国）国籍という風に書いておられます。北朝鮮国籍者については日本の国内では一人もおりません。というの日本は北朝鮮と国交を持つおりませんから、北朝鮮国籍者については有り得ないんです。ですから、登録上朝鮮として外国人登録されて、韓国という登録をしていない方がおられるというだけの事でありますので、その事はまずは私のほうから説明しておきたいと思います。それではよろしくお願ひします。

趙 慶濟：はい。なぜ司法書士になつたか。やる事がなかつたからです。それ以外ほとんどありません。私は普通の私企業に二年ほど東京で勤めていました。その後不動産の宅建を取りました。その時に入院していたんですけれど、子供も一人、女房もいますし、これは飯食わせなあかんということで、司法書士なら何とか飯食えるかなと思つて必死になつて勉強して、その時は教科書を買うお金もないという状態でやつと受かつて今に至ります。

今のご質問なんですが、これは非常に本質的な問題を含んでいます。つまり国籍の問題ですね。あまり難しくしゃべるとかえつて混乱すると思うんですが、簡単にいうと帰化をするということはA国国籍を持つている人がB国国籍をとるということですから、当然A国国籍はなくなるということが前提になります。ただし、こういうことはあります。A国国籍からB国国籍を取得するというときに、A国国籍の離脱を認めないA国が有り得ます。その時に瞬間、二重国籍状態が起こる場合があります。つまり国籍離脱を認めていない國も世界にあります。

具体的に言うと朝鮮人という概括的な表現なんですが、韓国国籍を持つておられる方が日本の国籍を帰化によって取得した場合は当然、韓国国家はこの人は韓国国籍を喪失したという風に考えます。また、帰化するときに韓国国籍の離脱を条件に帰化を認めるということです。ただし、先程も言つたように離脱を先行するのか帰化を先にするのかというようなのは、どちらを先にするか考えますので一旦帰化をしてすぐに届けを出してくださいということが今的一般的手法です。

そしてもうひとつ、じゃあ日本国籍、あるいは韓国国籍を取得した。そして今まで持つていた国籍を離脱、喪失したといつたことがお互いの国家同士で連絡しあつてあるかという問題は非常に難しい。というよりも通報し合う国のは多くないようです。としか今は言えません。

二つ目、帰化しない場合ということですが、今韓国国籍を持つておられる方ですね。例えば、韓国籍は韓国籍でずっとといられるわけですが、ただし、韓国国籍を持つておられる配偶者と婚姻して子供ができたといつた場合はこの子は韓国・日本とともに父母両系ですからどちらの国籍も取得するわけですね。つまり日本と韓国の国籍二つを持つ日韓二重国籍の状態です。ですからこの日韓二重国籍の状態は、日本では二十二歳までに選択しなさいとなつており、韓国は日本国籍を離脱しなければ韓国国籍を喪失したとみなします。つまり韓国の国籍

法のほうが国籍に対しても厳しいと考えていたいから結構です。

帰化しても韓国の徴兵令は及ぶのかということなんですかね。これは国籍というものは一体何なのかということなんですね。徴兵という制度は国籍のひとつの機能とも考えられますのでもちろん韓国国籍から日本国籍を取得した場合当然なくなるということです。

それと国籍は何度でも変更できるのかという点ですが、何度でも変更できるように各国の国籍法はなつていません。というより、私ある国にいきました。この国の国籍をとりたい。そう簡単に取らせてくれません。例えば五年の居住経験があるとか、その人の素行はどうかなど、そういうようなものを一つづつチェックして国籍取得を決めますから、何度も変更できるといえばできるんですが、そう簡単にはできないというのが実情です。

次に、北朝鮮国籍というのは日本にはないんですけれども、朝鮮表示、外国人登録法上朝鮮と書いてある人の中に私は朝鮮民主主義人民共和国の公民であるという風に考えておられる方はいくらでもおられます。私は北朝鮮の徴兵制度がどうなっているのか詳しく知りませんが、日本にいる北朝鮮国民であると自認しておられる方が徴兵で北朝鮮に行つたという事実を私は知りませんので答えようがないということになります。

最後に大学で私が教っているのは、国際私法、国際家族法です。以上です。

仲尾 宏：大変明瞭にお答えいただけたと思います。次の方の「質問、これも趙さんにお答えいただきたいのですが、「在日の北鮮人夫婦の離婚の場合、北朝鮮の裁判所での判決または調停が必要なのか。日本の裁判所のものでいいのか教えてください。」ここでも「北鮮人」という言葉がありますが、この「鮮人」という言葉。これは日本の植民地支配の時代、あるいは戦後の五十年代くらいまで、日本人が使っていた呼称です。それもですね、日本人に対して鮮人というのは一段劣った民族であるという差別的な色合いで使われていました。戦後もマスコミがそれを一時使っておりましたけれども、それは南北朝鮮両方からそういう呼び名は良くないという指摘もあつたからだと思いますが、今では「北鮮」「南鮮」という言葉は使わないようになりました。マスコミでは北朝鮮あるいは朝鮮民主主義人民共和国。南朝鮮のほうは韓国と言ひ方を日本のマスコミは使うようになり、そしてそれが一般の呼称として定着しつつあると思います。そういう意味で私自身も北鮮人、南鮮人という言葉は使うべきでないと思つておりますので

その事だけ私の見解を述べさせていただきました。それではよろしくお願ひします。

趙 廉濟：はい。実を言いますと、Aという人が北朝鮮法を適用すべきかどうかというのはひとつ問題です。例えば韓国籍であるけど、私は北朝鮮国民であると自認している人もいらっしゃいます。もう一方では外国人登録法上の国籍は朝鮮だけれど、私は北朝鮮国民ではないといつておられる方もいらっしゃいます。

外国人登録法上の「朝鮮」国籍欄の表示というのは朝鮮半島出身者という意味以上のものは一切ありません。しかも今、法務省は「韓国」何人、「朝鮮」何人という統計は一切出していません。「韓国・朝鮮」何人としか出さないんです。この内訳は出していません。マスコミ等は「朝鮮」表示のある在日の方は大体七万～一〇万というように報道した例がありますが、それさえ明確にははつきりしていないと思います。

そこで、Aという人が北朝鮮法を適用するにふさわしい人だということが決定した後の話をします。北朝鮮法を適用する夫婦が日本で離婚したいというケースですね。じゃあ北朝鮮まで行つて裁判受けて、日本に戻つてきて、その判決文を持ってきて初めて二人は離婚した事になるのかという点ですね。それが一番いいのでしょうか。北朝鮮の国家は在日、いわゆる朝鮮人の身分登録をしているか。私は知りません。したことを見たことがないのです。韓国は明らかにしていますね。先程年表で説明した公民登録法はありますけれど、在日が身分登録をしているかというと私は知りません。しているということを一定の法律家から聞いたことがありません。ということは恐らくない。そういうと、この在日の方は生活するうえで離婚を確定したいわけですが、日本の家庭裁判所で離婚が認められればわざわざ北朝鮮に行かなくても日本の家庭裁判所で調停もしくは判決をもらえば日本の生活上離婚と認められるのではないかと思います。

仲尾 宏：はい。ありがとうございました。ですから、いわゆる北朝鮮の公民登録というものの実態がどうなのか。在日の方々がどのようにそれを認識しているのかという判断から今のように日本の裁判所での離婚というのが一番ではないかということだったと思います。

次に参ります。次は相続の問題ですから、李さんにお願いします。「お一人の発表とても興味深く拝聴しました。

民法の中で特に婚姻、相続については法の適用において属人主義が採用されているようになっていますね。属地主義が適用されるような例や、韓国・北朝鮮の法を適用する上で困った例やエピソードがあれば紹介してください。」主として相続問題などを例に挙げてお話しただければと思います。

李 光雄：韓国・北朝鮮の法を適用する上で困った例というよりも、その都度困るほうが多いんです。それから属地主義が適用されるような例がとおっしゃられている質問の趣旨がちょっとと難しくてどう答えていいかわからないんですけれども、手続きに關しては、例えば裁判をするときの仕方やそういうものは法廷地法によるということで、手続きをするところの国、その地の法律が適用されます。

韓国・北朝鮮の法を適用する上で困った例。最近はバブルが崩壊してからずっと不景気が続いておりまして、外国人登録法上の国籍で韓国籍、朝鮮籍の方で債務をたくさん背負って、その方が亡くなっていく。そして、借金のほうが多くてどうしていいかわからんということで弁護士さん等のところに相談に行つて相続放棄しようかという話になります。そうすると韓国籍の方の本国法という話になつた時に、韓国の民法が適用されます。

日本の民法がもし適用されたら相続というのは借金が多いから要らないという場合は、まず亡くなつた方の配偶者、それから子供、それから直系尊属、次に兄弟姉妹が相続放棄をしたらそれで相続人いませんから、とりあえずそれでいいやと。ところが韓国法が適用されると韓国は一応四親等の人間まで相続人になる権利がある。ですから逆に言つたら借金を背負う義務もあると。まずは兄弟姉妹に行って、兄弟姉妹が全員相続放棄すると、今度三親等のものが相続人になります。三親等が相続放棄したら今度は四親等になります。そういう時に、例えば、日本の金融機関でしたら不良債務の処理というのをどの段階でやるのかわかりませんが債権者が徹底して法律に基づいて債権を取りたてるということになりました非常に複雑なことになつてくる。それで中途半端に相続放棄して終わつて後で困つたという例は聞いたことがないんですけども、どこまで放棄してけりをつけようか困るときがあります。

それからですね、特に多いんですけども、朝鮮籍の方が亡くなつた時、あなたは韓国人か北の共和国人かどちらですかと仮に聞けたとしたらどっちを言うかななど。それだけで決まるわけではないんですけど國際私法の世界では亡くなつた方の本国法が北朝鮮法だと認められることは可能なんですね。いろんな判例がありますけれども、ある方

の国籍は北朝鮮だから北朝鮮の法によるけれども、北朝鮮の法がわからないとかいう形で判決が出ている場合もありますし、趙先生のほうからの説明もありましたけれども北朝鮮の法律が適用された場合に北朝鮮の国際私法がどうなっているかを考えなければならないんです。

そして北朝鮮の国際私法で、例えば不動産が日本にある場合でしたらその相続については不動産の所在地国の法によればいいと北朝鮮の国際私法では定めているわけです。そうすると結果的に、仮に朝鮮籍の人が亡くなつてある不動産が日本にあつてその相続人は誰かと考えるときに、日本の法律で考える場合というのが成立する余地があります。もし朝鮮籍であろうともその人の本国法はやはり韓国法だろう、朝鮮籍であるだけで別に朝鮮中学とかを出たわけではなく、韓国の親族とやり取りしているとかいう場合には韓国法が適用される可能性もあります。

又 韓国法と日本の民法とで相続人等が異なる場合がやはりあるんです。その時は非常に苦恼します。例えば、男性が仮に韓国人だとしまして、日本人の奥様がおられる。そして一人には子供が全くおられない。そして、男性の両親とかはだいぶ前に亡くなつておられるという時に、その男性韓国人が亡くなつたら、結論だけいいますと韓国法だと奥さんが兄弟姉妹の有無に関係なく一人で相続します。日本の民法が適用されると、兄弟姉妹とその奥さんとで共同相続人になつてもめる可能性がある。そういう時には人間というのは自分の都合のいい法の適用を望むということで、これは司法書士が決められるものでもないんです。裁判になつたらどうなるかと非常に困る場合がある。

仲尾 宏：ありがとうございました。いろんなケースが出てくると思うので、その都度現状に応じてアドバイスをするという風に考えてよろしいでしょうか。次に四番目の方にいきます。これは内容を見て私が答えたほうがいいと思ひますので順次答えていきます。「京都市職員の国籍条項がどうなつてあるか教えてください。何人在日外国人が採用されていますか。」

およそ、今から約十年前に京都市の国籍条項は大幅に緩和されました。それまでは資格職。例えばお医者さんであるとか看護師、検査技師さんであるとか。現業職の方については国籍条項は事実上撤廃されていましたが、今からおよそ十年前に一般技術職、一般事務職のほうにも国籍条項制限を緩和するということになりました。ただし制限はあります。ひとつは「公の意思形成に関わる職務」にはつけない。これはどういうことかというとラインの課長以上

の職にはつけない」という制限です。もうひとつは「公権力の行使にかかる職種」ということになります。この公権力の行使というのはどこのまでがどこの定義があるわけではありません。具体的に申しますと消防職は国籍条項が今あると私は理解しています。なぜかというと災害や火災の現場で上司の命令に沿って強制的に立ち入りをしたり、家屋や建造物を取り壊すことがあります。それは公権力の行使のひとつとの例ではないかというところから公に公権力の行使なので外国籍の人にはやらせないという解釈のもとに制限されているようあります。もし間違えていたりしたら行政の方がおられたら訂正して欲しいんですが大まかにはそういう状態です。

「何人在日外国人が採用されていますか。」これは昨年もご質問があつて資料はその時にあつたんですが、今はちょっと覚えていませんが十数人だと理解しております。これももし間違っていたらご訂正下さい。

三つ目「仲尾先生の年表の中で二〇〇〇年の石原都知事の『三国人などの民族差別に関する発言をするも撤回せず』のことをもう少し教えてください。初めて聞きました。」ということです。これは年配の方はご記憶あると思うんですが、先程の「鮮人」と同じように戦前から戦争直後にかけて三国人といふ言い方で在日の方を呼んでいた時期がありました。なぜ三国人かといふと、四五年の八月一五日の日本の敗戦以後、国籍が台湾、朝鮮半島出身者があいまいになつていていた時期があります。日本国籍を離脱したものと認めたのが一九五二年のサンフランシスコ条約の発効までの時期です。するとその間その人々は日本国籍を持つているのかいないのか。あるいは連合国民であるか、つまり解放国民であるかといふとそうでもない。しかも本国ではまだ大韓民国も朝鮮民主主義人民共和国も成立していない、というゆるやかな状態でした。そういう時に火元はどこかわかりませんが、マスコミの中に第三国人という表現が出てきました。これはいいプラスイメージで語られていますに三国人がそういうあいまいな立場を利用して勝手なことをしておる、というような解釈のもとで使われていました。でもそのような言い方は正しく事態を反映していないということで使われなくなりました。ところが石原都知事はその時恐らく小学校六年生くらいの年令だったと思いますのでその記憶があつたんでしょうね。それをそのまま大人になってからも用いられているというわけでその時用いられていた三国人の意味合いの背景、それは多分に朝鮮民族、漢民族に対する差別的感情がこめられていたと私は理解しているんですが、そういうことについて撤回を求められていても撤回をしなかつたという事実をさしておられます。最後にこの方は「国にこだわらないで生きていけたらよいと思いました。」とこういうご感想があります。

次に趙さんに戻ります。「現在外国人登録における国籍、朝鮮は朝鮮半島出身者で韓国籍を有していない人を意味し、北朝鮮国籍との解釈はしておりません。韓国籍と朝鮮籍の方の婚姻は常居所を日本ということで受理し、韓国籍の方は従来の婚姻要件具備証明書に代わり、基本事項証明書、婚姻関係証明他、場合により国籍証明、家族関係証明書を添付してもらっています。朝鮮籍の方については婚姻要件が不明として取り扱い、本人の申述書と登録原票、記載事項証明書を提出してもらっています。従つて北朝鮮国籍女性の婚姻可能年令一七歳は審査の対象とはなっていません。もちろん父母の同意が必要ですが。」これは恐らく現場の行政の方のご説明だと思いますが、これに關わつて趙さんご意見ありましたら。

趙慶濟：非常に詳しいお話をうたうと思います。その通りだと思います。ひとつだけ私のほうでコメントすれば、韓国籍と朝鮮籍の方の婚姻は常居所という形で受理すると書いてあります。恐らくそういうような考え方は、この根拠となつていて、恐らく通達とか取り扱い基準等がおありかと思いますが・・・。実務ではわからないから韓国籍にしてると私は思います。どういうことかというと韓国国籍なのか朝鮮国籍なのかをあいまいにしながら受けているんじゃないかと私は思います。その為に当人に申述書をださせて、その申述書に全てを封じ込めてしまうわけです。

私どもは北朝鮮法を明らかにするということをやつてきたんですが、法の適用に関する通則法が施行する中で、立法担当者である法務省の参事官が初めて北朝鮮の国際私法に言及しました。つまり、北朝鮮は对外民事関係法という法律があつて、在日の北朝鮮系の人はこの法律によつて相続の問題は日本法に反致しますと明示したのです。私の知つている限りでは文章としては初めてです。それまでは一切そういうことを書かなかつた。ただ、これだけは言つております。未承認国家の法であつてもその法を適用するのは当然であるという点です。法務省の立法担当者であれ、法務省の解説書であれ全て書いてあります。ただ、北朝鮮については非常に政治的な微妙な問題も含むということもあるんでしょうか。とりあえずわからないという処理をしているんではないか。だから申述書で私らには婚姻を阻害する要因はありませんと。だけどころかに法律の根拠を認めている。

それが韓国法か日本法かは定かではないと理解するのが私は穩当なところではないかと思つています。従つて、ここで言われている北朝鮮国籍女性の婚姻可能年令は審査の対象となつていらないのはおそらく実務の現場では当然視さ

れていると思います。ただ、この事實を知っているかということを知っているかという点は明示していないと思います。前提として、そこだけ私は指摘しておきたいと思います。以上です。

仲尾 宏：ありがとうございました。次はまた李さんに戻ります。「外国人登録上の家族登録は実情と異なった登録（母の氏名、生年月日が間違つて登録されているものなど）になつているものが多いが、相続の手続き上、どの程度家族登録証明書を信用して手続きを行えるものか。外登法上の家族登録は本来、外登の切り替え手続きの際本人確認の手段として使用されるべきものであるが、本人の申し立てだけで確認されていないものが多い。」というコメントがついております。これは先程も李さんおつしやつたように日本でも時々ありますけれども、親が子供の出生届を法律に基づいて何日以内にするというようなことがない慣習の中でこういうお母さんの氏名、生年月日が違つているということが出てきていると思うんですが先程ちよつとおつしやいましたけれどもそういうことを含めてお答えいただけたらと思います。

李 光雄：外国人登録法が変更されまして、家族登録をするようになった。私の場合何年かに一回外国人登録の更新をせなあかんのですけれども、その時に私の妻そして子供二人を家族として登録しました。その時に窓口ではあなたの奥さんの名前、記録ではこうですね。生年月日これですね、娘さんこれですねと言つてくれません。自分で書くんです。私も生年月日いつやつたつけという感じですよね。そうすると、年寄りの人によつたつて正確に書けるはずがない。かえつて違う名前で出てきたり、旧暦で書かれたりして合わないことが多いんです。ですから、あくまで外国人登録というのはその家族事項以外のこととも含めて真実を届け出してください。そうしないと懲役とか罰金とか課しますよ。故意にやればですね。という建前になつていてできるだけ真実を保とうという建前です。

例えは、世帯主が金〇〇、その統柄が女性は自分の外国人登録みたら妻となつていてる。でも、法律上妻かどうかはあくまで日本の国際私法にのつとつて婚姻が成立しているか見て行きます。例えは韓国人同士の場合でしたら韓国のやり方で婚姻する。つまり韓国に行つていた時に韓国の戸籍法に基づいて婚姻届をすることもありますけど、普通はないので日本で婚姻をしようとしたら日本で婚姻届を出しているはずだと。ですから、韓国籍の場合で、今は「家族

関係の登録等に関する法律」と言いますけれどもそこに婚姻の事実が書いていない場合、又は朝鮮籍の場合は韓国の戸籍に載っていない場合もあるんですけれども、私は裏づけとして婚姻届の受理証明書と婚姻届の写しを取るようにしております。そして子供って書いてある場合でも外国人登録ではあくまで疎明資料としかいえないと思います。これは法務省の担当者もはつきり明言しております。あくまで身分関係の公証資料というのは本国の資料によると言つてますので、外国人登録はあくまでも参考と。

でも、参考にするだけで手続きが行えるかどうか。例えば不動産登記では法務局、又は銀行預金をおろす銀行の担当者等がもし外国人登録の書類だけで手続きをしてくれても、それはたまたましてくれたというだけであつて基本的には法律を理解していると外国人登録だけでは駄目だと。戸籍を丁寧に揃えてこういう相続関係ですといつても、登記官が、外国人登録を全部詳しく書いて持つてきてくれといわれることもありました。だから、逆転しているような要素もあるんですけど基本的には両方照らし合わせてやつていく。で、戸籍等で証明できぬ場合は出生届等もとらないかんということです。日本の民法でもそうでしょ。子供なんですと言うても例えば認知を受けていなかつたら相続権がないとかいうのは常識になつていますね。それと一緒だと思います。

仲尾 宏：ありがとうございます。今お話を出てきました外国人登録法によつて家族事項を登録するようになったのは一九九三年のことです。それまでありました指紋押捺を廃止して、その代わりに本人の署名と写真を貼り付けてラミネートカードにして常時携帯義務をもつカードを作るようになつたのでそのようになつています。それから、現在の外国人登録法ですが実はこれの改正が今俎上、まな板の上に載っています。

つまり外国人登録法の目的は「外国人の公正な管理に資する」と書かれておりまして、外国人の権利を保障してないではないかという批判が一方であります。もうひとつは外国人登録というのはあくまでも本人申請なので本人が申請しなかつたらその人の居所がどこへ行つたかということが事実と違つていても探しよがないという問題もある。そこで、そこで入管法と外登法をあわせて外国人住民台帳法を作つて日本人の我々がかわつている住民登録に近いものにしようという素案がまとまつており、審議機関の討論も終え報告書が出ております。次の通常国会でこれが上提される予定と聞いておりますけれども、その法案の中身はまだ聞いておりません。恐らくこれによつてかなり変

わつてくるというように思われます。これが管理強化につながるのかあるいは、人権を守るほうにつながるのか非常に微妙な線上にあると今私は考えております。

それでは以上でご質問を終わりますけれども、今日のお話は半分以上勉強会になりました。いろいろ私達の知らないことを良く知ったと同時にこういった三つの国家、そして三つの国の法律の中で在日の方々がどのような暮らしをされているか、どのような生涯を送つていかれるのか、あるいはどのような問題をその人生において関わらざるを得ないのかということもまた知れたと思います。特に先程趙さんのご紹介がありましたように韓国の国内法が大きく変わつたということ。これも在日の方々に大きな影響を与えるでしょう。それから将来日朝国交が回復したとすれば大きく北朝鮮の法律や法制度について日本人や在日の人が知り、関わるということが出てくると思います。そういうことを含めて今日はお二人から色々なことを学ばせていただいたと思います。ありがとうございました。

それから、先程のご質問の中でありました京都市の外国籍職員在職者。これは国籍は韓國朝鮮籍に限つております。なんけれども人数がわかりましたのでご報告いたします。合計で私は十数名といいましたけれども訂正いたします。十数名というのは技能労務職の方が十九名で、合計で四十六名おられます。ざつと人数だけ申し上げますと、一般技術職一人、薬剤師一人、保健士一人、看護師五人、森林職員一人、保育士三人、栄養士一人、大学教員二人、これは京都市立の大学ということになります。高校教員一人、中学校教員二人、小学校教員六人、小学校養護教諭一人、技能労務職の方が先ほど申しましたように十九人、バスのドライバーさんがお二人、合計四十六人ということになります。それで、この中には今年あと二回の中で登場していただく方もおられる方もおられるかもしません。とりあえずご報告しておきます。それでは時間が来ていますので今日のセッションはこれで終わらせていただきます。お二人の方々にお礼の拍手をしたいと思います。どうもありがとうございました。

司会：ありがとうございました。二点ございまして、最後に相続税とかに関するご質問を頂戴しております。お時間の関係上この二点質問いただきました方おられましたら直接パネリストよりお答えできるという風に聞いておりまますのでよろしくお願ひします。次に京都の同志社大学に留学していたユ・ドンジュさんという方がいらっしゃるんですけども、その方の碑を建立するに当たっての署名を集めていらっしゃいますのでご協力していただける方がい

ひつしやいましてお帰りに受け付け場のところにおいでください。第一週日の「チラリ」ときもの」を終了いたしました。来週も引き続きございますが場所はまた研修室のほうに戻りますのでどうぞよろしくお願ひいたします。どうありがとうございました。

## 第三回 「病院と地域で」

パネリスト

具 明徳氏（ク ミヨンドク 在日三世・薬剤師）  
張 潤実氏（チャン ユンシル 在日三世・薬剤師）

コーディネーター

仲尾 宏氏（ナカオ ヒロシ）  
(京都造形芸術大学客員教授)

二〇〇九年二月二十七日（金）開催



司会：皆様こんにちは。チョコリときもの第一六回、三週目をただいまより開催いたします。本年度は専門の現場からと  
いう事でお話を伺っておりますが、今日二週目は病院で薬剤師  
としてお仕事をしていらっしゃるお二人の方からお話を伺いま  
す。

まず最初にお話しいただきますのは具明徳（ク・ミヨンド  
ク）さんです。具明徳様は京都市内の病院でお仕事をされてお  
ります。お二人目は張潤実（チャン・ユンシル）様です。張潤  
実様は大阪の共和病院でお仕事をされています。薬剤師さんと  
いうのは病院内だけではなく、市中にある薬局でもお仕事をさ  
れておりますし、いろんなところでお活躍されているわけなんで  
すが、今日はお二人とも病院でお勤めになつていらっしゃいま  
す。そのお立場から、一個人としてのお考えや、ご意見をお話  
いただきます。コーディネーターはいつもお願ひしております  
京都造形芸術大学客員教授の仲尾宏宏先生です。ではよろしくお  
願いします。

仲尾 宏：足元の悪い中今日もお越しいただいてありがとうございます。今日は三回目の専門分野の現場からという事ですが、薬剤師さんというひとつの中の専門分野がございます。今お話をあつたように今日来て頂いたお二人の方はいわゆる町のお薬屋さん、薬局、ドラッグストア、あるいは調剤薬局という意味での地域ではなくて、病院と地域でというタイトルであります。





仲尾 宏氏

すが病院勤務の薬剤師さんです。それぞれの病院というのはそれぞれの地域と関わりがあるつて私たちもなるべく近いところに病院があるというは大変心強いんですがその中に薬剤師さんがおられます。だからあまり人目につかない存在といえばそうですが、ところが、お医者さんが診断して処方する。その処方を実際に担当されて投薬される。とりわけ入院患者に投薬する材料を安排して処理していくという大変重要な役割を担つております。お聞きしますと男性の薬剤師さんで病院勤務の方は非常に少ないと聞いています。薬学部を卒業して国家試験にパスすると多くの方が公務員になつたり、あるいは薬剤師さんになつていくわけですが、それに比べてなぜ病院勤務の薬剤師さんが少ないかといえば給料が安いという事だそうです。そんな中でも今日のお二人は病院勤務を選ばれた。そしてお二人とも在日です。さらにお二人の病院はこれから具体的にお話いただきますが、最初にお話しいただきます具明徳さんは、東九条ほどではないにしても在日の方が比較的沢山住んでおられる地域の病院です。もう一人の張潤実さんは大阪の生野区にあります共和病院。生野区は四人に一人が在日の住民だという日本でも有数の在日集住地域です。ですから在日の方の患者さんも非常に多いわけで、そういうことも含めてお二人が病院で在日の方と向き合っています。近年は特に病院の薬剤師さんが、薬局だけではなく病床へ行つて色々薬の説明をするという事も仕事の一部として入つてきてるので接觸されているわけですが、その様な職場での在日との関わりという事もありますけれどもお二人がそれぞれ別の人生を辿つてこられた中でどうして薬剤師という専門職に就こうとされたか、あるいは小・中・高の教育をどういう現場で在日としていろんな事を考えながら生きてこられたかも含めてそれだからお話を聞かせていただきうと思います。それでは具明徳さんからお願ひします。

具 明徳：はじめまして、ク・ミヨンドクと申します。今ご紹介いただきましたようだ、二〇〇床ほどの中規模の病院で働いています。今救急医療の崩壊といわれておりますけれども、それを何とか支えているというような病院で、地域から御来院される方も多い病院です。今日は、私個人のストーリーとして薬剤師という仕事をどう選び、今どうしているのか。そして在日として生まれ育ち、どういう考え方を持つているのかという事を交えながらお話をさせて



具 明徳氏

いただきたいと思います。

まず私が今に至る生い立ちについてです。私は一九六三年生まれの在日三世です。生まれは大津市なんですが、神戸市長田区の在日密集地域で育ちました。父は二世で、そんなたいした家ではないんですが、代々の本家の長男でした。在日の人はよく、向こうにいたときは両班（ヤンバン）やつたと、ようするに貴族でええといの奴やつたというような事をいうんですが、その本家の本家の長男やということで非常にわがままに育ちました。

しかしやはり一世というのは一世とも私たち日本で定住している三世とも違う、微妙な位置にあり、また違った苦勞があつたと思います。多分に漏れずうちの父親もなかなか上手いこと行かずにして職を転々としました。テレビの修理業やら、長田区というのは靴の製造で有名なんですけれども靴底の製造工場の労働者だつたり、あとは電線解体業つていつて、造船所の太い電線を払下げてもらつてそれを解体して、プラスチック、ビニール、電線とに分けて売りさばいていくような仕事ですね。それを一家で子どもを交えて休みの日なんかはほとんど遊びに行くというよりはそつちで仕事をさせられた思いがあります。母親の生まれば九州のほうなんですけれども、幼少時に両親なくしまして、祖父がたまたまどさくさの時に日本人女性と一緒になりまして、祖父とその日本人女性に育てられたんです。もちろん朝鮮人として育てられたんですが半分日本人という事も含めながら育ちました。弟をその日本人女性の遠縁の親戚の方を養子として迎えて、血筋でいえば生糸な日本人と朝鮮人が同居するという中で育ちました。そういう影響から私自身も自分が朝鮮人であるという自覚はいろんなところでありながらも義理とはいえ日本人が肉親にいるというちよつと変わった環境で育ちました。

名前については、高校まで日本名で通っていたんですが、高校卒業前に、いわゆる熱心な先生によつたたかつて強制的に「本名宣言」をさせられました。元々自分自身は民族名を聞いて知つてしまたけれども使うことはありませんでした。やはり高校になると中学までの在日密集地域でのんびりした雰囲気ではなくて、ピリピリとした差別感が何となく漂うところでしたので、隠して生きてきたんですが、その先生方に無理やり「本名宣言」させられたんです。そうしないと、例えば大学の推薦書とか書かへんぞというように脅されて僕ともう一人がクラスの前でやつたん

ですね。そういうようなきっかけもあり、民族名を使うようになつたんですが、ある意味背中押されたような、今やつたら笑い話で言えるという事なんですかけれども、そういうことがありました。

小学校のころから父親には薬剤師になれといふように刷り込まれっていました。それで何も考えずに高校行く時も理系で薬学部受けるというふうにすつと行つたんですね。なぜ薬剤師やつたんかというのはあるんですけども、父親は「資格があつたら朝鮮人でも尊敬されるんだ。その為に資格をとらなあかん」と。「お前は医者嫌いの俺の息子やから医者になるのはむかへんから薬剤師くらいにしとけ」というような感じでずっとと言われてまして、法事のたびにおじいちゃんたちにずっと毎回毎回説教されていました。一族に医療関係者は全くいませんが、皆貧しかったんで一族の希望の星というか薬剤師になつて成功するんや的な、薬剤師のこと良く知らないでそういう風なこと言われてました。学校行つていたときは目に見えた差別というものは受けたことはなかつたんですけど、日本名を名乗つていて、高校では隠しているという事もあって、やっぱり自分は嘘ついて生きているんじゃないかというふうに息苦しく感じる事がありました。友達関係とか、恋愛関係も含めてそういう矛盾を抱えながらも、薬剤師になろうと受験勉強に励んでいました。大学進学を機に、先程の先生の強制も一つのきっかけになつて民族名で大学に行く事を自分で決めました。

大学入学と同時に在日韓国人のサークルに入りまして、歴史や言語等を学んでいきました。そのプロセスで社会意識、政治意識をいろいろ持つようになります。自分自身が先程言つたような重苦しさから解放されるにはやっぱり社会変えなあかんのちやうかという風に思つて色々とそういう政治活動にものめりこんでいつたんです。で、薬剤師なんかになつても一緒に学業放棄して、一時は中退しようかなと思つたりもしたんですが、結局八年かかつて一九九〇年に何とか卒業、國家試験に合格して薬剤師になつたという次第です。

そして就職活動ですが、やはり成績も悪かつたつていうのもありますし、八年かかつて出るような人間を探るようなどころつてなかなかないんですね。特に病院とかは。自分自身は色んな社会活動をやりたいつていうのもあつたので、転勤が多い製薬メーカーさんに勤めるという事はまず考えず、病院または薬局という事で就職を探していました。でもやっぱり民族名で成績もこんななんやつていうとなかなか難しいと。それで朝鮮奨学会の先生に頼んである病院を紹介してもらいました。その病院は共和病院さんほどではないですけれども、在日の同胞のための病院と謳つて

いる病院です。そこに入つてからしばらくして、関連病院の人が辞めるという事もあつて配置転換で今の病院に行くことになりました。私は今、日本名で仕事しています。それは一番最初の時、就職の面接の時に日本名での勤務を強く勧められたからです。普通やつたら断るんですけども、就職先がなかなか見つからないという事もありましたし、逆に同胞からそういうこと言わるとなかなか断りづらいというのもあって、「職場だけですよ。職場での呼び方だけですよ」と。「保険から何からその他プライベートは全部、具明徳でいきますから」という事でその条件は受け入れました。

自分の職業観といふか薬剤師としての職業観についてなんですが、当時は医療人になるという自覚は全くありませんで、とりあえず資格があれば就職が何とかできるし、飯を食う手段という風に割り切つて考えていましたし、本当の自分はプライベートのところにあるんやと考えていたので、日本名も職場内だけでやつたらしゃあないと受け入れて働きました。当初今の病院に来たときは薬剤師が少なくて、あとから入つてきた人は皆自分の部下になる状態でしたので、自分がどうこういうよりも成り行きで管理職になつていくことになつたんですけども、その時に部下が不満を言つて次々辞めていくんですね。入つては辞め、入つては辞めという状況だつたんで何があかんのかと思つたんですけど、やはり根本的に考えると自分は医療人というわけではなく先程のような考え方で仕事をしていたので当然といえば当然だつたんですね。その事をそういう状況になつてから気がつきまして、やっぱり自分の仕事に対する考え方を根本的に変えんとあかんなど反省しました。何からしようというわけではないんですけど、一生懸命やつていくうちに医療をやるという事はこういう事なのかなと、医療に関してまじめにやるということは本当に自分の仕事としてやらなあかんなという風に考えるようにならなくなつてきました。

一方では、在日として民族性を保持しつつ平等に生きられる社会にしたいという気持ちがやっぱりありますので、そういう社会活動にも仕事をしながら参加していくんですけども、その時は医療人としてどうやるか、まじめにやるうという事と民族的にこの社会をしていきたいという事とは全然別の問題として分離して考えていました。ただ、医療人として働いていくうちに現場から見て在日の中でも格差があるし差別があるという事をすぐ実感するようになりました。やっぱりお金持ちはは何万円もする個室に入つて言いたい放題やりますし、かといって生活保護で医療を受ける方、色々おられますね。それは日本人でもそうすけれども、在日はもつとある意味格差

が大きいんじゃないかなという事は見ていて感じます。もはや在日が弱者で日本人が強者という図式だけで平等、不平等と語れないなという事をすごく思いました。その中で薬剤師の仕事というのを色々まじめに考えていつたらですね、一言で言えば、有効かつ安全な薬物療法を保証する仕事やと、その一言に尽くるという風に最近は考えています。薬物療法というのはお薬を渡すだけではなくて、どのように処方が決められて、薬がどのように患者さんに渡つて、そしてどのように効いて、どのような副作用が出て、どのように患者さんがよくなっていくのかという事を全て含みます。この全プロセスに関与するのが薬剤師という事ですね。しかし、薬剤師が薬物療法自体をやるわけではありませんし、それはお医者さんがやることなんですね。処方権というのはお医者さんになります。ただしそれが正しいものかどうか、この患者さんはあつてのかどうかという事をきちんと確認をして、危険があれば危険を防止して安全且つ有効に行われているという事をきちんと保証書をつけていくというような事ですね。それが本来の薬剤師の仕事やと思っています。

このことをどれだけできているかといわれると全然で、実は現場を見るとまだ寒いんですけれどそういう志だけは持つてやつていこうと思っています。それをやろうとするに当然、公正平等な医療を実践していかないといけないというものもありますし、在日から見てやっぱり平等な社会だというのと、平等に医療を受けられるという事は同じことじやないかという風にだんだん考えていくようになりました。特に親となって地域社会の活動、町内会とかにちゃんと参加したりしているうちに今言つたようなことが地域社会の中で意味合いが重なつて感じられるようになつたんですね。初めは分離していた両者が同じ器に収まつてくるように感じるようになりました。その器というのは、抽象的ですけれども公正や平等という普遍的な価値観やと思います。在日があるがままのあり方で地域社会に受け入れられる、その他在日だけではなくて、全ての違いを認めて受け入れて共に生きるという多民族多文化共生社会というのを目指すという事がその器なのかなという風に自分なりには今思っています。

医療の事を言うと受けられる医療とか介護の質や量というのが、やっぱり在日の一世や一部の在日の障害者は実は非常に制限されているという実態もあります。在日一世の方はコミュニケーションの問題がありますし、文化、風習の違いについての理解と/orいう問題もありますし、在日障害者の中には障害者年金を受けられない世代の方がおられますし、医療をきちんと障害に応じて受けるという事が困難な方もおられます。その点に対しても医療の専門職として

果たしていくべき役割があるんじゃないかと思つています。特に在宅医療のところで今いろんなところのグループで社会活動されている方が非常に良く頑張つてはるんですけど、医療の現場の人がもうちょっとと入つていかなければいけないんじゃないかなと、そこはまだ弱いんじゃないかとすごく思つています。自分がどれくらいできるかというのはあるんですが問題意識としてはそういうものを持っています。病院では、その事に関して具体的に何かやつているという事はないんですけど、韓国語は片言程度はできるので、ほんの少し聞き分けて一世の方の事を聞いて伝わりにくい事を伝えてあげたり、韓国からの旅行者がこられた時には必ず呼ばれるんですね。わからんからちょっと連れて来いと言つて呼ばれて、片言でわからないながらに何とか話をするという事があります。また、韓国の医療機関から見学ツアーみたいのがあつた時も一応案内係として対応します。「僕は在日三世です。」というと皆に大喜びされてしまうと親近感を持つて迎えてくれるんですが、その瞬間瞬間にただ単なる医療人というよりも在日の医療人だと実感するという事も度々ありました。

在日韓国人薬剤師として地域社会や在日の社会の役に立ちたいという想いがそういうことからだんだん膨らんできただんですね。別々のものではなくて一つのものとして。そんな時縁あつて、今、京都国際学園の学校薬剤師というのをやつております。京都国際学園はご存知の通り数年前に学校教育法上の一校になりました、それでいろんなところを整えなければならなくなりました。特に学校医や学校薬剤師が必要だという事で声をかけていただきました。学校では主に水質検査とか環境の検査とか薬品の管理とかやりながら、薬物乱用や喫煙の害についての啓発授業をしたりとかして、本当に僅かですけれども、同胞の薬剤師として生徒達とふれあうこともあります。

最後に先程日本名を名乗つてはいるという事を言つたんですが、名前のことに關してちょっととお話ししたいと思います。こういう風に医療人であるという事が一つの器に収まつてきただにもかかわらず、二つの名前で生きているという事で正直葛藤があります。そしてこの年齢になつてきますと、医療の仕事も病院内だけではなくて、特に薬剤師会などの業界団体とか、地域の薬局さんとの関係で深い仕事上の関係を持つていくことも非常に多くなってきますし、そうなつてくると日本名で活動する領域が勝らんできているのが今なんですね。かなり大きくなつてきています。あえて隠さないですけれども、積極的に名乗りもしませんので、当然相手方の人は、特になじみの少ない人は僕が日本人だと思つて対応してきます。ただ仕事の話ですのでそういうところまで話が及ぶこ

とはほとんどありません。しかし例えば薬剤師議員を応援する会とかで「来てくれへんか」となった時に「僕は韓国籍で選挙権ありません」と言つてもとりあえず頭数が欲しい。「かまへん、かまへん。黙つとつたらわからへんわ」とか言われて連れて行かれたりもすることもあつたりします。そういうときにはそんな話にもなるんですけど、やはり当然自分を日本人として認識していますし、もしそれを言つたとしてもほとんど記号的な意味合いでしか捉えてくれないです。日本名で言つているという事が大きいと思うんです。家庭では妻は日本名は使つていません。子供についても日本名はつけてません。親戚からは日本名つけないとかわいそうやと散々に言われたんですが断固拒否しました。子どもはひとつ名前で生きるんだと。それで何があるうがひとつ名前で生きるんだと決め、民族名で地域の公立小学校に通っています。住む所にはこだわりまして、東九条地域を選んで住んでいます。その理由の一つはこここの場を園長先生からご紹介いただいた由縁もあるんですねけれども、多文化共生保育を実践している希望の家力トリック保育園がありまして、そこで子どもを育てたいとすごく思つたからですね。

小学校からは民族学校も考えたんですけど、自分の場合次男に知的障害がありまして、それとどう向き合うのかと考えた時に、ただ単に民族性だけでは語れないところがあるので近所さんとか地域社会の中で理解を得ながら育てていこうと、地域の公立で育ててくことにしました。また、そこで見守られながら生きていくという事は子どもの為にもいいんじゃないかという風に色々考えた末、そういう選択をしました。

親族は皆日本名で暮していまして、妹は四人いて一人は嫁に行つていませんが三人は日本人と結婚していますし、そのうちの多くは日本国籍をとっています。学生の頃、特に大学生のころは日本名は唾棄すべきもの、本当に存在 자체が許せないと思つていまして、頑なに封印してきました。日本名を使つことになる時、例えば実家に帰るとかいう事はできるだけ避けて、親族も避けてほとんど行方不明状態で学生時代すゞしてましたんですけど、それは差別に負けず民族的に生きるか、民族を捨てて同化して生活するのかどうか or nothing の二者択一の選択を迫られた時代の観念というのが自分の中自分を支配していたんだろうなと。それで現実をどうするというよりもそつちの方がすごく強かつたんだと思います。日本名を名乗らなければ生きにくい社会、それを隠れ蓑にしてこつそりと受け入れている在日のあり方というのはそれはそれで問題やと思うんですけど、長年連れ添つてきてその名前で作った思い出とかもいっぱいあるわけですね。

最近は日本名 자체に妙な愛着を持つてゐる自分がいて、なんだ自分なんですけど、そういう歪みがあるなどいう事を最近は肯定も否定もせざ包含する、とりあえずあるなど置いておくという事にしました。決して無理やりつぶすような事はしないでおこうとふうことにしました。特に親兄弟や親族との絆を大事にするという意味からも父親の墓は日本名で建てまして、家紋のように民族名を彫り込むというちよつと姑息なやり方をして民族性のかけらを残しておこうかなという風な感じです。ただ、そういう風に自分で納得しているとはいっても二つの名前を使って外に対しても生きていくという事実については変わりありません。そのところについて、子どもたちがどういう風に思うのかという事について今後考えていかなあかんなど、上の子が中学生になるしそろそろそういうこと考えていかなあかんなと思います。こういう事についての実際に二つの名前を持っている葛藤というのを単に二者択一ということではなくて、きちんとしたかたちで整理していくようにきちんと生きていきたいなという風に最近思つてゐるところです。

薬剤師の話から大分はなれてしまつたんですけども、そういう資格があるから医療という事を考へ事ができます。ただし、ただ職業としての医療だけではなくて、人間の尊厳や生命を守る仕事やと考へた時に本当に民族的に生きるという事とそれはひとつのものでないとかんなと。一回だけますけどまじめに考へれば考へるほどそれがひとつになつてきたという事でこの職業を選べた事については本当によかつたなと今は思つてゐますし、これを活かしてこれからも在日の薬剤師としてやつていきたいなと思つております。以上です。どうもありがとうございました。

仲尾 宏：ありがとうございます。医療人として生きる。在日として生きる。その重ねあわせ方が一番大きな問題だというように定義されたと思います。それでは引き続きまして張潤実さんお願ひします。

張 潤実：共和病院の薬剤師をしております張潤実（チャン・ユンシル）と申します。今日はよろしくお願ひします。具先生のお話を聞いていてすごいなと。薬剤師として本当に立派な見識をお持ちだなということで、それに比べて僕なんかは薬剤師に



張潤実氏

なつてから一〇年目になるんですが職場では「なんちやつて薬剤師」なんていわれながら、薬剤師としての役割をちゃんと果たしているのかどうかという風には自分でもちょっと疑問があるわけで…とりあえず今日は即席でスライドを作つてきました。よろしくお願ひします。

まずは僕が現在勤めている共和病院の紹介から簡単にしておきたいと思います。医療法人同友会・共和病院は、大阪市の生野区にある二四二床の中型病院です。開設されたのが一九六七年三月一日で、地域の同胞たちからは「ウリピヨンウォン（私たちの病院）」と呼ばれ親しまれています。一九六〇年まで遡りますと、当時の在日朝鮮人は様々な差別問題に苦しんでいました。法的にも非常に不安定な存在で、医療の分野においても国民健康保険に入りたくても加入できないなどの政治的差別問題があり、このため、経済的に不安定な多くの在日朝鮮人たちは満足な医療を受けられず、命を落としてしまうという悲劇が少なからずあつたそうです。日本社会に朝鮮人の生命と健康を軽んじる差別問題が深く根ざしていることに非常に心を痛めていた俞順奉（ユ・ソンボン）医師を筆頭とした在日医療人たちは、それなら私たち在日同胞のための病院をつくろうじゃないかと…不当な差別と戦つて、そして将来を担う在日同胞医療人達が育つていけるような「ウリピヨンウォン（私たちの病院）」を私たちの手でつくろうじゃないかという事になつたんですね。もちろん地域の人達の理解と協力を得てスタートするのですが、当時の人たちは「私たちの病院のため」という想いから自分たちの貴重なお金を出し合つたり、建設現場で一緒に汗を流したりしながら、そういうみんなの想いで建てられた病院なんですね。

共和病院は同胞達の希望と愛情の歴史を受け継ぎながら今日に至つてゐるわけです。私たちの病院の非常に面白い特徴としまして、建設当初のスタッフは在日同胞ばかりで構成されていましたが、年々在日同胞の数が減少していることや地域密着型および朝日友好を理念として掲げているなど理由から、日本人スタッフの数も増えてきています。現在の割合で言うとおよそ六割が在日スタッフで四割が日本のスタッフです。病院の歴史もそうなのですが、やはり在日の患者様や在日の職員の数が多いということから院内では常にハングルの会話が飛び交つてゐるのですが、共に働く日本の職員はその環境に慣れてしまつて、時がたつにつれハングルの簡単な単語や会話をマスターしてしまつたんですね。お昼の食事にいくときも、日本の職員が「シッサ（食事）に行こう」と言つたり、消しゴムの事を朝鮮語で「チウゲ」と言うんですけれども「チウゲどこ行つたか知らん？」とか言つてしまふような場面も見られます。在

日の方がメインで参加するようなイベントにも日本の職員が積極的に参加したり、春には公園で焼肉を囲みながら一緒に宴を楽しんだりするような非常に面白い環境です。どういった病院なのかということで話を続けますと、当然「通常の病院」として機能しています。高度な医療に取り組む姿勢で職員の皆さん、日々努力を重ねています。

共和病院にこられる患者様の傾向で言うと、設立当初はそのほとんどが在日の方たちでした。現在は在日の患者様と日本人の患者様の割合はおよそ半々くらいです。それでもやはり在日一世の患者様のなかには日本語よりもハングルのほうがしゃべりやすいという方もおられて、これには積極的に在日のスタッフたちが対応するというかたちをとっています。これも共和病院の特徴のひとつですね。

共和病院の理念を紹介しておきます。「医療人にとって最も重要な事は、人間にに対する限りない愛情と患者に対する限りない真心です。」この理念のもと、私たち共和病院の職員は一丸となつて、患者様のために日々頑張つております。さて通常の診療業務はもちろんのこと、その他の特徴としてどういった事を行つているのかというと、地域の健康増進活動の一環として「健康教室」を開いています。月に一回のペースで一般の人たちを対象とした無料の勉強会です。糖尿病、高血圧、腰痛、栄養療法、薬の正しい知識など、様々なテーマについてわかりやすい内容で行われています。レクリエーションにおいては、外来や入院患者さまを対象とした「患者さまの集い」という病院スタッフによる演芸会なども行つています。通常の勤務を終えてから、スタッフが各々演目ごとに練習を重ねて、患者さまの前で披露するというような事をしております。やはり患者さまには在日の方が多いという事もあって、朝鮮の民族衣装を着ての民族舞踊や歌が披露されることが多いですね。職員の中にはフランクスや楽器ができる人もいますから、そういうものも取り入れて毎年楽しく行わっています。院外では「共和病院院長杯」という名のゲートボール大会も主催しており、今年で一五年と二五回の歴史を誇っています。このように医療以外の面においても深く地域に関わつていただけるような活動に取り込んでいます。また職員同士による旅行や海水浴、ハイキングなどの催し物を企画したり、サッカーやバレーボールなどのクラブチームもあります。もちろん在日の職員と日本の職員が一緒になつて行わっています。それでは次に僕の主な経験についてお話したいと思います。

本名は張潤実 一九七四年一〇月二四日、広島県に生まれます。現在三四歳、三人兄弟の末っ子として生まれました。在日朝鮮人三世で国籍は「朝鮮」です。一九八一年四月に園田朝鮮初級学校という本当に古い、百円玉落とした

ら床の隙間に落ちて二度と取り出すことができないような木造の学校で六年間を過ごしました。授業は全て朝鮮語です。性格はとてもおとなしかったと思います。勉強はそこそこに、その当時はサッカーに夢中でした。一九八七年に尼崎朝鮮初中級学校という小学校と中学校を合わせたような朝鮮学校に通うようになります。近辺の朝鮮初級学校を卒業した生徒達がここに集まつてくるんですね。当時は一クラス約三〇人、一学年三クラスで大体九〇人くらいです。当時は絵が好きだったという理由で美術部へ。後に部長に昇格するんですが、体のほうはとても細かつたと思います。あまり運動もせず、当時流行したファミコンやテトリスに夢中になつていました。

一九九三年四月に大阪朝鮮高級学校に入学。サッカー・ラグビーが強いことで有名ですね。今はかなり生徒数が減つているとは思うのですが、当時は一クラス約四〇人、一学年七クラスでおよそ三〇〇人くらいでした。その頃の僕はどこのスポーツクラブにも所属せず相変わらずのめじっ子でした。学校の後は日本の大学を目指し、塾に通いながら受験勉強をしていたと思います。当時ちょっとびっくりしたエビソードを紹介しておきますと、電車通学のためJRの窓口でいつものように定期券を買ったのですが、いつもよりたくさんのお釣りが帰ってきたときがありました。おかしいなあとつい、定期券を確認すると、いつもは表記されていない「学」という文字がついてたんですね。つまりこれは「学割」ということなんですね。僕は今まで学割されていなかつたということです。今回はたまたま受付の駅職員が間違えただけだったのです。朝鮮学校は日本の法律上、「一條校」ではない「各種学校」扱いですから学割が効かないのです。一応知識としては知っていたのですが、その時初めて「俺って普通の学生よりこんなに多く金を払つてたんや」と実感しました。余談ですが、このとき浮いたお金は親に返さずありがたく使わせていただきましたが・・・。国立大学を受験するために高校二年生の時に大検を受けようとするも、受験資格なしと拒否されるという出来事もありました。ご存知の方もいるかもしませんが、当時の朝鮮学校に通う学生たちは、大検の資格を取らないと高校を卒業したとみなされませんでした。だから大学の受験資格を得るためににはまず大検をとらなければなりません。大検に受かつてようやく全ての日本の国立大学、そして何校かの大学を受験できるわけですが、この大検を受けるためにも更に資格が必要なのです。大検を受ける資格を得るためにには、更に通信制の夜間高校に通わなくてはいけない。平日は朝鮮学校に通つてゐるわけですから、最低でも日曜日にはこの通信制高校に通わなくてはいけない。でもそれでは、大切な休日がなくなつてしまふ。そんなことはとてもじやないけどやつていられないと思つた

当時の僕は、大検の受付に書類を提出する際「通信制高校にはちゃんと所属していますよ」と嘘をついたんですね。これが見事ばれまして「帰れ！」とすぐ厳しい声を浴びせられ、何やらとても悲しくて泣きながら帰り道を歩いたことを今でも覚えていいます。

僕の父親は非常に厳格な性格だから、怒られることを覚悟してこのことを報告したところ、意外にもやさしい口調で「仕方がない……来年また受ければいいじゃないか」と言ってくれました。後日、母親から聞いた話では、父は自分の息子が自由に大学を受けることができない理不尽な差別にあつてることを、とても悲しんでいたようです。

なにはともあれ翌年には、通信制の学校に所属し、大検を受験したのですがこれが見事失敗しまして……。十二教科すべてに受からなくてはいけないから結構大変なんですね。その後、朝鮮学校の生徒でも受験資格を認める私立大学を数校受験するも全て失敗。一九九三年から浪人生活がスタートします。この浪人時代が人生で一番あそびたお

したときかもしれませんね。

翌年の一九九四年に摂南大学の薬学部に無事合格。日本の学校に通うのがこのとき初めてでしたから、すべてがとても新鮮にうつりました。日本の友達が沢山できました。初めて日本の女性に恋しました……成就しませんでもしあけれども。成人式の日には阪神大震災もありました。でも大学時代の一番の想い出は、在日本朝鮮留学生同盟、略して「留学同」という在日朝鮮大学生の全国サークルでの五年間の活動です。なぜ五年間かというと留年しているからなのですが。全国にたくさんの方々がいました。二三歳になって初めて在日の彼女ができるということもありましたが。一九九九年に無事大学を卒業し、共和病院に入社します。その年に薬剤師国家試験に見事合格、二〇〇〇年からは念願の病棟活動に従事。二〇〇一年からは院内の若手在日医療人の代表に就任。また、二〇〇五年には南・北・日・韓の医療人フォーラム、つまり韓国と朝鮮民主主義人民共和国の医療人、更に在日の医療人が一堂に集まる医療フォーラムに共和病院の代表の一員として参加させていただきました。また、院内の在日若手医療人の代表として、他施設の在日医療人との交流や企画にも積極的に携わっています。以上、とても大雑把ではありましたが、施設紹介を兼ねた自己紹介を終えたいと思います。

仲尾 宏：ありがとうございました。最後の方も本当はゆっくり見せていただきたいので、もし次の応答の中で閲

連するようなものがあつたらまたそ」で出していくだけだと思います。それでは第一セッションはこれで終わります。

司 会・第一部を終了します。三時一〇分に第二部を開催いたしまるのとそれまでの六つほどの質問が記入いただきましてこちらへお寄せください。お願ひします。

司 会・お待たせしました。第二部を始めさせていただきます。今回はこの質問が六つほどあります。それら内容にあわせましてお二人あるいは「一」ティネータのほうからお話をさせて頂きます。ではよろしくお願ひ致します。

仲尾 宏・それでは早速ご質問に対するお答え、あるいはご意見を頂きます。まず「共和病院は猪飼野ですが在日朝鮮人だけで運営されているのか。医師、薬剤師、他の職員」と書かれております。先程のお話では日本人の職員も四〇%ぐらいいるとおつしやつておましたけれども、運営という意味でどうかと云ふような事を少し追加して張さんのほうからお答えいただきます。

張 潤実・ご質問ありがとうございました。先程説明させていただいたように、設立当初は在日の職員ばかりでしたが、現在は職員全体の四割ほどが日本の方です。役職者も能力に応じて、在日の方だつたり、日本の方だつたりします。全員が共和病院の一職員、一医療人として、日々研鑽しています。

仲尾 宏・ありがとうございます。それでは次、次は具さんです。「大変勉強になりました。具明徳さんのお話の中に、世の中変えなあかん。より良い平等な社会をつくりたい。という言葉に感銘を受けました。できたら具さんもつと詳しく教えてください。」お願いします。

具 明徳・ちょっと言葉としてはかなり大風呂敷を広げたんですが、言つても小さなことからだと思うんで。世の



中全体的に、という風な事を学生時代特に強く考えていました。されども、自分の身の回りのところから社会を見るということからすれば、昔は逆やつたんですね。上部構造のところだけを見て、足元を見る事ができなかつたという事なんですが、今は逆に自分の足元のところから社会を見つめる中で色々考えているという事なんです。特に考えているのは自分の手に負える範囲という事なんですね。というと、やはり地域社会の中での平等です。と言いましても結果においての平等という事に対しても責任を負えるというのではなくと思うんですね。やはりプロセス、チャンスに対して平等であるという事やと思います。特に今私が非常に尊敬する在日の先輩が中心になつていろいろやつてきた東九条の取り組みがあるんですけども、その中のひとつに東九条マダンといふものがあります。多民族多文化共生を目指し、「対等」ということにして創る祭りで、私も実行委員として参加した事もあるんですけども、その中でも当初はすごい葛藤があつたんです。やはり在日の祭りに日本人が支援するという國式が僕の頭にあつたんですね。ちょうど八〇年代くらいの日韓連帯という中では在日に対して日本人が贖罪的に支援をするという國式から入られる方が正直多かつたんじやないかと思います。そういう方ばかりではもちろんありませんが、やはり対等じゃなかつたと思うんですよ。日本人と在日が祭り上げられて、逆に政治的に利用されたりという事もあり

ましたし、そういうこともあつて平等というのは対等であるということだなと思つていきました。その東九条マダンの中でも障がい者に対してもうなんだと。在日の中でも障がい者とそうでない人の二重三重の差別があると思うんですけれども、では男女はどうなのかという事も含めての葛藤だったと思います。これは本当に理想に過ぎないかも知れませんけれども、在日というのも社会においては一つの異文化であり、異質な存在ではあるけれども、地域社会といふのは異質な存在で集まつてできているんだ、というようが普通に受け入られるような状況になればと思つています。例えば下世話な話ですけれども僕ら特定の信仰は何もないんですが、地蔵盆の時とかでしたら「具なにがし」で子どものちようちんを作るわけです。ちようちんに風習も何もないですよ。お坊さんがいたら宗教がなくても頭を下げて在日韓国人として地域の祭りに参加する。それをつくる過程にも参加して一つ一つ細かい生活の中にある色々な感情的な対立とかそういう事を和らげる。もうちょっと落ち着いてお互いの事を考えられる環境ってそういうところからできてくるのかなと。近所づきあいをちゃんとしようとかですね。それは、ただ地域に溶け込んで日本人のフリをして近所づきあいをするんじやなくて在日韓国人としてしっかりと近所づきあいもしていきましょうと。そして相手の事を尊重しましょうと。例えば、日の丸、君が代をバーンと掲げる人であつたとしてもそのことでその人の人格を全否定するのではなくて、そのことはそのこととしてあるけれども近所の付き合いの時にはきちんとお付き合いをしてそういうベースを作つていふことが大事かなという感じです。こんなごつつい大層な事をいいましたけれども結局そういう感じの積み重ねで地域社会のありようが変わつていけばなと思っているところです。

**仲尾 宏**：この方は後半もう一つ質問がござります、私の年表で「一〇〇〇年のところにウトロのことが載つています。是非詳しく教えてください。よろしくお願ひします。」と書いてあります。これも長くなるのでごくかいつまんで申し上げますと、今、宇治市の通称ウトロと呼ばれている地域に在日の方々が約二〇〇人弱集住されています。ここは元々戦前に京都軍用飛行場があつたところです。そこで飛行場や弾薬や武器をつくつっていました。ここはもともと巨椋池の干拓地の中心です。今の宇治市西部と久御山町です。食糧増産のために使つていたのですが平べったいところですからそれを軍用飛行場に使うのが一番いいという事で京都府が仲立ちして国が買い上げて飛行場等関連施設を作つたわけです。ところがそこで働く労働者は戦中になつてきましたから日本人の若手がいなくなつて、日本に

渡つてきていた朝鮮の人達が労働者として働いていました。一九四五年八月一五日以降その飛行場は無用になりましたから日本人で一部働いていた管理者は一人もいなくなつた。朝鮮人だけが取り残されて生活していた飯場に住み続けていた。そしてその後その飯場を改造してバラック小屋にしたり二階建てにしていつたりというような事が続きました。ところが問題はその土地はもちろん朝鮮人の人達の土地ではなかつたわけですね。それは朝鮮人の方たちも知つていました。その土地は日産車体という日産自動車の関連会社に売られました。更にそこから地上げ屋に売られました。そういう転売を重ねて地上げ屋の段階で所有権のないお前達は出て行け、という事になつたわけです。それで住民は日本人の協力者を含めて裁判に提訴しました。確かに私たちに所有権はないけれどもここに住めといわれて住み続けた居住権はある。そしてこれは戦後補償を在日朝鮮人に対して怠つてきた日本政府の責任であるという論旨で裁判所に提訴いたしました。この間所有権がそういう状態ですから地元の宇治市は水道も下水も引かないという状況でした。そういうことも含めて最高裁までいつたんですけども原告敗訴となりました。そうするともう一回現在の所有者の地上げ屋がやつてきて立ち退けという動きが始まつたわけです。その様な動きを何とか食い止めないと行き場所がない。現に今も地価はドンドン上がつていますから少々お金をかけだ在日の人がそこにいたとしてもとても買いきれない。それで全国的にアピールし、韓国にもアピールした。それで韓国政府は集めた税金、つまり韓国人の納めたお金を韓国政府がウトロの人達に、在外同胞のために使うのは別に問題なろうという事で一部お金を出すという決議をしてくれて在日の人達に渡らうとしています。それから日本国内の在日の方もたくさん寄付をしてようやく五億円集まつて全体の土地の東の約半分を購入するという事でなんとか地上げ屋と折り合いがつきそうだとうのが現在の段階です。

ひとつ目の問題はウォン安が進みましてそのウォンがドンドン目減りしているという事です。西半分はそれつきりといふ事になつています。そこには公共施設を作つて皆で共同のマダン、広場もできるような地域づくりをしたいといふ事が今のウトロの人達の願いであつて、その運動が今も続いておりますけれども五億円でその土地を買いつたとしても建設費や公共施設、共通広場の建築といったところのお金がまだまだ足りないのですぐには実現はしない。しかししながら宇治市や京都府もそこを視察するという事が昨年ようやく実現したという段階です。これについてはまだまだ色々な動きがあると思いますが、とりあえずは新聞やテレビにご注目いただけたらと思います。その次はお二人

に答えていただこうと思ひます。「薬剤師として自分の調剤した薬品が不適当な使い方をされたような体験や失敗談があればお聞かせください。」という失敗談の話ともう一つが「在日のテーマから少し離れるかもしませんが、医療人として有効かつ安全な医療を目指しておられる中で不本意な思いをしたことがあればお聞きしたいのです。」簡単なまとめとしてで結構ですからまずは具さんからお願ひします。

具 明徳：いっぱいあります。例えば一番痛感したのは、具体的な話というよりはやはり仕事への取り組み方です。

薬剤師の仕事つてお藥を細かく數えたりとか、見てどの藥か識別して袋に分けて入れたりとか、まかい仕事が多いですし、似たような名前や種類の藥がいっぱいある中でそれを区分してやるというのがまずベースになるんですね。プラスアルファそれ以上の仕事があるにしてもそこがベースになります。そこをやっていく上ではまず正確にやる事を怠ると大変な事になるというのがあるんですね。ひとつは正確にやり手抜きをしない、きちんと確認をするという当たり前の事をやるという事なんですねけれど、もう一つは処方の内容に疑問を持ったときにきちんと確認するという事なんですね。その二つを怠つたがために患者さんのところまで行つて頭を下げてお藥を交換したというような事は何度もありました。例えばお医者さんが似たような名前の藥を出していると、なんとなく不自然やなあと思つたときに「医者が書いてるからまあいいか」と言って出したら実は違う薬だったと。患者さんが飲むべき薬と違う薬だったと。それを一週間ほど飲まれていて、たまたま現状には大きな問題はなかつたけれども、雑多な作業の中できょつと手を抜いてしまう、気を抜いてしまう、そういう「まあいいか」という一つの妥協によつて、こんなにも「有効且つ安全な藥物療法」とは全然違うことが行われてしまう、そういうようなことは沢山あります。

具体的にといふと幾つかあるんですけどもただ、不思議とそういう間違いをしたときの患者さんに集中するんですね。しかも不思議と、特に対応に注意するように言っていた患者さんとか、その人のときだけなぜか間違つんです。僕だけではなく他の人間も。何度も家まで謝りに行つたことがあります。やはり一番大きいのは先程言つたような薬剤師はちょっとした確認といふものが他の職種よりも特に求められる仕事なんですが、それを流れでやつてしまふとか、念のために確認をしておけばということを怠つたり、手を抜いてもまあ大丈夫だろうという風にしてし

まつた事によって起こったことが大体ほとんどですね。

仲尾 宏：それでは張さんもお願ひします。

張 潤実：そうですね。具先生が言われたような事を僕も沢山経験しました。ちょっとした心の緩みがミスを生み、それが取り返しの付かない危険につながることもあります。誤って処方された薬を一、二週間飲み続けてしまうといったアクシデントもあります。人間だからやはりミスをしてしまうのですが、薬剤師として、医療人としては決して起こしてはならないミスなんですね。より心を引き締めてミスを起こさないようにはしていますが、それでもやはりミスは起きてしまう。今現在、日本では医療安全の重要性が非常に呼ばれていて、その中のひとつに医療安全マニュアルや薬剤などの使用届類の作成及びその遵守が指摘されています。これらを徹底させることで、医療の高度な安全性を確保するのがその目的ですが、実際の現場においてはマニュアルを遵守しながらの作業、薬剤などの使用届類作成およびそのやりとりに多くの時間をとられてしまい、直接患者さまと接する時間が短くなってしまう側面があるんですね。

僕が病棟業務に従事し始めた頃は、土日以外の五日間は薬剤師が直接患者さまのもとに薬を届けていました。病棟ごとに担当薬剤師が決まっていて、僕は消化器病棟の担当が一番長かったです。がんの告知を受けた方やそうでない方たちなど、いろんな患者さまに直接相対することで、とても貴重な勉強をさせていただきました。非常に難しい仕事ですが、多くの時間を割き、患者さまと一対一で向き合いながら薬の事を一緒に考えるという事は薬剤師の貴重な役割であると僕は思うのですが、残念ながら今の医療はあまりにも管理上の安全が叫ばれ過ぎていて、あらゆる事項をマニュアル化そして効率化すれば安全と安心が保たれるだろうというような風潮があり、何ともいえない矛盾を感じています。

仲尾 宏：ありがとうございます。どんな仕事でもミスはあってはならない、起こしてはならないのだけれども、専門性が高まれば高まるほどそれだけ責任が重い。そういう緊張を強いられるながらマニュアル化してしまって、

マニュアルに依存すると判断を間違つたり手抜きになつてしまつて、というような事を改めてお聞かせいただいたように思います。次の方に行きましょう。二つあります。これは両方とも制度上の問題ですのと私がお答えしたほうがいいかと思います。「現在インターナショナルスクール、韓国人学校は大学入学受験資格ありとなつてゐると思いますが、朝鮮人学校、ブラジル人学校も同様ですが、一条校になつてないようです。その辺りの詳細をご存知でしたら教えてください。」「大検は誰でも受験できると思つていましたがそうではないことが分かりました。日本人のドロップアウトした子も通信制の高校に行つてゐるということでしょうか。」まずはあとのほうからお答えします。大学入学検定試験というのはなんらかの事情で高校を卒業していないという人に対して大学へ受験できる資格、つまり学力があるかどうかを測定するための試験です。例えば高校二年で中退した。その人は大学受験はできないですね。そういう人のためにありますからこれは日本人であろうとなかろうと、ドロップアウトであるうとその他の事情であるうと受験できます。しかし受験するためには高校に在学してゐる事が条件なんですね。朝鮮学校や韓国学校の関係で言いますと朝鮮学校は第一番の質問と関連しますが日本の法律、つまり学校教育法では高校と認めていな印度です。各種学校という扱いです。ですから朝鮮学校へ在学している人達が大学を受ける為にはどうすればいいか。まず日本の通信制、定期制の高校に在学する必要があります。そして在学をする中で大検を受ける。ところがそれをすつ飛ばされたためにはれてしまつたというような事だつたと思うんですけれども、そういう意味でこれは日本人、外国人に問わらず日本の大学を受験する場合の二つの条件として日本の高校に在学している事、それから大学検定に合格している事。もう一つは海外の高校卒業生が日本の大学を受験する。つまり留学生の場合は一二年の学年の教科内容を履修できているという事なんですね。国によつては一年制の国がある。そうすると一年足りないというような事になります。そういうよくなどきの問題も引つかつてきますが現在のところほとんどの国が一二年制になつてゐるので今のところこの問題については大きな問題はなくなりました。少し前は中国がそうだつたんです。それからインターナショナルスクール、韓国人学校の大学入学試験についてなんですが、今言つたような大学入学のために大検を受ける。あるいは日本の高校に在学していなければならぬといふことは非常に手書きも時間もお金もかかります。だから簡略して大学はどこでも入学のための非常に厳しい受験を強いるわけですから、それでいいではないかといふことから朝鮮学校、韓国学校に受験を認めて欲しいという運動が長い間展開されてきました。この場合は国公立

の場合です。

私立の場合は各大学の判断によつて当初から朝鮮、韓国学校の卒業生を受け入れておりましたからこれは別ですけれども國公立大学のことが問題になつたんです。ご指摘のようにインター・ナショナルスクール、歐米系の学校。例えばアメリカンスクールとかドイツ系の学校とかそういうところや、バカラレア試験という国際的な学力水準試験がありますが、それをパスしている生徒たちについてはそのまま大学受験資格があると認めたわけです。ところが韓国・朝鮮学校はそうでない学校ありました。例えば京都の京都国際学園中高はずつと各種学校だつたんです。ところが各種学校であると日本政府からの教育補助がゼロです。そこで地方自治体が一部援助しておりますけれどもそれも僅かで経営が苦しい。校舎の建て替えなどになつても私学振興財団の融資は受けられるけれども日本の学校であつたら私立であつても五〇%の国庫補助が出るんですけれども、それがでないという事で非常に経営が苦しい。したがつて生徒が集まらないという悪循環が繰り返されていた。それでとうとう京都の韓国学校は一条校、つまり各種学校であることをやめて日本の学校教育法第一条に定める中学・高校に転換しました。その転換がなぜ問題だつたかというと、一条校にならうと思えばカリキュラムは文部科学省の定めた学習指導要領に全面的に準拠すること。したがつて教育は外国語をのぞいて全部日本語でやること。それから教員は日本の教員資格免許を持つた人でなければだめだという事になります。そうすると民族学校らしい民族教育ができなくなるというわけですが、それでもやむをえない、背に腹は変えられないというわけで今から四、五年前に転換されました。しかし朝鮮学校のほうはそれでは民族教育ができなくなる。やはり各種学校の今まで行きたいという事から今も転換されていません。じゃあ朝鮮学校の人の大學受験資格はどうなるか。これは文部科学省が個々の大学の判断に任せることにしたんです。その結果多くの国立大学はそれでいいでしょ、朝鮮高級学校の卒業生を受験資格ありと認めるというように転換いたしました。中にはそうでないところもあるようすけれども。ですから二段構えにはなりましたけれどもインター・ナショナルスクールや韓国学校に統いて朝鮮学校も個別の大学ごとに受験資格があるという風に変わりました。これはここ数年前のことです。

先程張さんが言われた通学定期券もそうです。定期券もかつては各種学校ですから通学定期券がなかつた。子どもでも通勤定期券を使用していた。そうすると割引率が全然違いますから非常に高い通学費がかかつたという事もあり

ました。これもいろんな運動の結果、今から二〇年前くらいに改定されて朝鮮学校、つまり各種学校でも通学定期の適用をJ.Rが認めた。というような経過がございました。

それからブラジル学校ですが、ブラジル学校は京都府内にはひとつもありません。お隣の滋賀県には数校あります。このブラジル学校というのは昔の朝鮮学校のような存在です。滋賀県の場合に限つて言うと滋賀県の外国人は全部で三万人。そのうち二万人が日系のブラジル人、ペルー人なんです。在日の方は約六〇〇〇人くらいと非常に少なくなっている。つまり東海地方や首都圏と同じような構成になつてゐる。すると当然子どもたちもそれだけいるという事です。日本の学校に行つてゐる子ども達も達もいます。日本の学校へ行つてもポルトガル語やスペイン語がわかる先生がほとんどいない。滋賀県ではかつての同和加配と同じように加配教員の制度を作つてゐるんですけどもそれでも十分に行き渡らない。週に何回か巡回でみえているだけだと、二人三人の外国人しかいない学校はゼロのままでいうことで日本の学校に行つても子どもが幸せになれないと。そんなところから行かなくなる。そうするとこれは不登校、不就学のままになります。これはその子の将来の大きな問題です。ですから保護者達が自分達でお金を出し合つてアパートの一室を借りたり、あるいは倉庫を借りたりして学校として運営しております。それは託児所。つまり子ども達が学齢でない場合でも両親が共に働いてゐるケースが圧倒的に多いですか。まず託児所を用意し、それから幼稚園、小学校、中学校レベルの子ども達をそこで教える。そこで学ばせるという事にしていきます。ですからそういうような大変不十分な施設や校舎ですから当然学校教育法第一条に定める要件、自前の土地建物を持つということはとてもできないわけです。ですから各種学校でもない無認可の学校、学校と称してゐる存在だという風にしか文部行政は見れないんです。それでその子ども達が今も沢山行つております。先生は保護者で、時間のある人がパートタイムでやるとか、あるいは東海地方のような少し規模の大きいブラジル学校になると本国からの先生を一人二人招聘してやつておられるとか、あるいはその混合であるとかそういうことが実状なんです。

ところが昨年来の大不況によつて親が失業してしまつて、するとブラジル学校へ子どもを通わせるお金がない。日本の学校へも通わせるお金がない、日本の学校は小学校といえども給食費とか遠足費、その他色々なお金がかかります。そのお金すらないという事で行かなくなる。それでどうしてゐるか、国へ帰つた人は別ですけれども結局不就学のままだらうという推定でしかないんです。捕捉のしようがないというようなことがあります

して、今各地で非常に大きな問題になつております。ですからブラジル人学校の高校課程があつて日本の大学への道が開かれているという所はありません。みんな託児所兼、小・中のレベルで留まつてゐるんです。だからその辺りでいきますとその子ども達は日本の高校へ進学して日本の大学へ行かなきやならないんですけれども、そういう方は非常に少ないです。

滋賀県でもこういう例がありました。滋賀県の野洲高校でお父さんお母さんと一緒に来た子どもが大きくなつて高校を卒業しました。そして京都の外国语大学に進学して試験は無事にバスしたんです。だから日本の学校へ行つて日本語の教育をうけて、そして日本の大学へ行くという道はあります。ところがこの人は入学できなかつたんです。なぜかというとお父さん、お母さんがオーバーステイ、超過滞在でした。だから外国人登録済証を学校に出さなければいけない。ところがそれが出せない。それじゃあダメだ。オーバーステイ、「不法滞在」だという事から大学側から入学を断つてしまつたんですね。ですからいろんな意味で進学や教育を受ける事を阻害されてきたかつての一九四〇年代、五〇年代、あるいは六〇年代くらいの在日の方々の子ども達の姿と私はかぶつて見えてるんです。そういう状況が今日日本国内のあちこちで生まれている。現にブラジル人学校は滋賀県でもこの半年の間に子どもが三分の一に減つたというようなことが言われております。そういう状況も先程の朝鮮学校のかつての状態と合わせて少し知つておいていただければと思いました。

次に五番目の方に行きます。これも制度上の問題ですから私が説明させていただきます。「朝鮮も韓国も日本と同様に国籍は血統主義かと思います。そこでお一人に質問です。」これは私の説明の後にお二人の思いを込めて話していただきたいんですが、私は用語の説明だけしておきます。「もし国籍が出生地主義だつたらと考えられた事はありますか。また、国籍選択の必要がない二重国籍取得可能な国に生まれたとしたら二重国籍をとられたと思いませんか。私自身は徴兵制のない國なら国籍はいくらでも欲しいという気持ちです。徴兵制がある場合はまずは歴史を勉強して考えるでしょう。」こういうご質問です。

まずここで血統主義、出生地主義の説明をしておきます。この方が「存知のように朝鮮も韓国も日本も国籍は血統主義です。日本と韓国の場合は父または母が日本人の場合その子は日本国籍を取得するとこれが血統ですね。韓国も今そうです。かつては日本も韓国も父が日本人であればというような父系血統主義だつたんですが、日本は一九八五

年に両系になりました。韓国が両系になつたのは二〇一二～三年前の事だつたと思います。そういうわけで血統主義を採つています。朝鮮のほうはどうかという事は私は知りません。恐らく血統主義でないか、思います。つまりこの東アジアではそうした父方の名前や血統を大切にする文化、習俗が一般的でしたからそれを受け継いでいるんです。だから朝鮮も多分そうではないかと思いますが、もし張さんが知つておられたら答えてください。それから出生地主義というのはそうじゃない。どこで生まれたかになります。例えば両親が日本人あるいは片方が日本人で父ナダやアメリカ合衆国に生まれたらどうか。これはアメリカ国籍を取ることができます。そういう国籍取得の仕方を出生地主義と言います。そうすると血統は日本人あるいは韓国人でもアメリカ人になるという事が可能なわけです。そういう事を出生地主義と言います。二重国籍 国籍選択の必要がない二重国籍可能な地域。これは実はかなり多いんです。ヨーロッパなんかはかなりそういう色彩の国籍法に変わりつつあります。どこに生まれたか、どちらの血統を選ぶかという事は本人または子どもの間でしたら両親が決めればいいことだと。特にヨーロッパのように労働力移動がはげしい。ましてEUという一つの経済圏の中で生まれたところから別のところへ行つたり、また生まれた国へ戻つたりという生涯を繰り返す人がでてきます。すると血統だけで判断するという事が意味がないという現実になつてきてるんですね。アメリカの場合でもアメリカは移民の歴史が二〇〇〇年以上ありますから当然ですがオバマさんもそうでしょう。オバマさんはケニアのルオという民族の名前です。福井県の小浜市が同名なので贈り物あげたりしているけれども、ルオというケニアの民族名なんですよ。小浜市とは関係ありません。そして民族名のままでアメリカの大統領に当選する事ができた。日本人でもペルーのフジモリさんは日本名のフジモリさんで大統領になります。皆それは出生地主義で名前もそのままでいいという事からそういうことが出来ているわけです。日本の場合も実はそういう要素も取り入れてます。例えば日本人と韓国人の間のダブルの子ども達の国籍はどうか。生まれたときは赤ん坊に判断能力はありませんから両親の判断で日本国籍で登録をする。日本国籍で住民票を入れるかあるいは外国人登録をして韓国の国籍のままで行くかという事になります。これが満二〇歳まで続きます。どちらにしてもこの間は潜在的には二重国籍なんです。というのは二〇歳から二二歳の間にどちらかの国籍を取得する。どちらかの国籍を同時に捨てるという判断能力ができた二年間の間に決める事ができるんです。その時点で二重国籍状態は消えてどちらかという事になります。そんなわけですから二重国籍状態はおかしいというけれどもそれはおかしく

ない。むしろ現実的なんです。たとえばベビーシエルターに子どもが置かれていた。どう見ても両親が日本人じゃないという子どもがいたとしますね。これはベビーシエルターを設置した病院や自治体の判断で日本人として育てていらしくでしょう。当然日本国籍という事になりますね。日本文化だけで育つていくわけですから。だから完全に二重国籍を排除したり血統主義でいくというのは事実上無理になつてきているんですね。そういうことも含めてお二人が二重国籍、韓国籍あるいは朝鮮籍でありながら日本国籍も可能な出生地主義の国に生まれたらどうされますかという意味の質問だと思うので色々難しい判断もあると思いますが率直な想いだけで結構ですから具さんからお答えいただけますか。

具 明徳

・当然出生地主義だつたらと考えたことがありますし、二重国籍が可能であればと考えた事もあります。  
私は親が韓国籍だつたのでそのまま韓国籍なんですけれども、私が今韓国籍のままでいるというのは、あえて変える必要がないと思つてはいるという事ど、国籍＝民族という風に考えてはいるところが強かつたですし、韓国籍という事が自分の民族性を表すものだという風な部分が一〇〇%ではないにしても大きくなるという事です。それとやはり日本国籍の取得の仕方、プロセスに対して非常に抵抗があるという事があると思います。ただ、今のそういう日本の状況から見ると出生地主義だとか二重国籍だとかいうことは要らないと感情的に思つてしまふところがあるんですが、実際にそういうところを全部のけて考えると私自身は今日日本国籍という事については関心はあります。民族意識を持ちながらですけど「日本国籍をとつたんや」と気まずそうに言う友人もいるんですが、結局は日本の社会参加という事ですね。やはり日本国籍があつたらそれはそれでいいなと。出生地主義やつたらよかつたなどと思うときというのはそういうときですね。韓国の国政はどうかというのもありますけどやっぱり関心ありますし、地域社会で考えた時には地方の市長選挙とかに一票入れたいという気持ちもあるので、僕はやっぱり外国籍のまま選挙権を持つという事が望ましいと思うし、それはそうありたいと思うんですけれども。

仲尾 宏：張さんもお願いします。

張潤実：そうですね。この件に關しては不勉強ですが、自分の問題として考えた事はあります。もし日本で生まれたから日本人だつたらというよりも、話がずれるかもしませんが、もし自分が日本人として生まれたらどうだつたかと想像することがあるんですね。でもやつぱり僕は朝鮮人として生まれて本当によかつたと思つています。それはなぜかと言うと、朝鮮人として生まれたことでわかりえたこと、朝鮮人の立場だからこそ「眺められる景色」というものがありまして、そういつた「場所」から発言できることはそこに立つ人間だからできると感じるんです。マイノリティーというのは負のイメージもあるんですが、すごく貴重な存在なんですね。すぐ目立つし、何をするにしてもアピールしやすいという側面もある。僕はずつと本名を使つていたし、朝鮮人であることを武器にいろんな人たちとお互い立場を深めあい、また尊重しあえた、そういうた事をたくさん経験できたと言う意味で、本当に僕は朝鮮人で良かったなど、本当にあの両親のもとに生まれてきて、朝鮮人として育ててくれて本当に感謝しています。これはちよつと色々な意見があるとは思うんですが、僕としては将来の伴侶となる人はやつぱり同じ在日コリアンで、生まれてくる子どもも自分と同じように育てたいなあと、感情的な部分が強いかもしませんが、素直にそう思つております。

仲尾 宏：ありがとうございます。もう一つだけ追加しておきますと、私は一般的の外国人の方の国籍と在日の方の国籍問題とは分けて考える必要があると思うんです。例えばアメリカ合衆国や中国から日本にこられた方が日本国籍をとる。あるいは二重国籍でいたいというのは違うと思うんです。というのは、来年でちょうど一〇〇年目になりますが日本が一九一〇年に大韓帝国を日本に併合しました。それまでに生まれた人はもうほとんど「存命ではない」と思うけれども、生まれたときは大韓帝国の国民だつたんです。一九一〇年になつたら自分の意志に問わらず大日本帝国の臣民になつた。これがいつまで続いたかというと法律上は一九五二年四月二八日なんです。日本が独立回復したときに日本政府は台湾、朝鮮出身者はこの日を以つて日本国籍を失つたものとするという通達を出した。法律によつてではないです。その通達によつて日本国籍をなくされたんです。自分の意志ではありません。それで韓国として登録をする、あるいは朝鮮として登録というようになりました。そしてその後韓国国籍を取得される方もドンドン増えていつたという状態になっています。ですから、そういつた在日の方の歴史性、日本と朝鮮半島との歴史の中で国籍問

題が生じている。だから国籍に対する思いも民族に対する思いも、あるいは日本の国籍に対する思いも、他の国から来た人とは少し違うという事です。そこでいろんな考え方、あるいは希望あるいは想いが違つてくるのは当然なわけで、私達日本人としてはそういう在日の方の歴史的特殊性をみながら国籍問題を考えしていく必要があるのではないかと私は思います。もうひとつ最後に質問が来ましたのでお一人に答えていただきましょう。「福祉事務所のケースワーカーをしています。心不全の持病を持つ認知症の高齢者を担当しています。主治医から定期的な服薬が必要と指導を受け、訪問看護のサービス導入し投薬管理を試みたのですが、約束の日時に在宅することができず服薬ができません。あぐくに救急車で病院に搬送される事もしばしばです。何かいい方法はないでしょうか。」これはお二人が病院勤務という事で何かいいアイデアがあればという事だと思いますが一言つつ何かあればお聞かせください。

具 明徳：これはこれからもっと大きくなつていく問題だと思っています。個人的には色々と地域の薬剤師会の人達と話をする時にやつぱり医療の中で地域の薬局が果たす役割というのが在宅医療にあるやううと僕は思つていてるんですけども、その為に薬剤師が訪問管理をするということが必要だと思います。病院でもやつてているところはやつてているんですけども、ただ結局底のほうで一番ネットになつててるのは何かというと医師が往診するという事なんですね。現状は医師が往診をしてその結果、指示書を送るというような事をして初めて薬剤師が訪問管理をした分の診療報酬を頂く事ができる仕組みになつています。それを今、京都府薬剤師会でも府や市から頼まれて、一応在宅医療の管理をやつてている薬局に手を挙げてもらひ登録しようという事をやつてているんですけども、いかんせん往診が進まないという事がネックになつてています。今後訪問看護の方だけではやはり薬の管理というの是非常に難しいと思います。病院の中で薬剤師の指導なり管理の下での服薬介助に比べ自宅でされる場合に非常に管理が問題になつてくるんです。ただ薬剤師が入つたとしても多分せいぜい週一回プラスアルファなんです。その時にやはり家族の方とかヘルパーさんとか訪問看護師とかがきちんと薬剤師と連携をとつて管理をするというようなことが必要になつてくるんで、そういう枠組みをつくるなくちゃいけないのかなと思っててているんですが、まずは往診をしててくれる医師をどれだけ増やすかという事ですね。福祉事務所にお勤めという事であれば近所の医師会とかご近所の開業医の先生とかとの間で上手く進める事ができないでしようか。それに包括支援センターとかを通してそういう情報をもつともつと発

信じていいという事はこれから可能かと思うし、なんせんやつていかなければと思ひます。

仲尾 宏：張さんお願ひします。

張 潤実：非常に現実的な難しい問題で、先程具先生の言われたように包括的な周囲のサポートが必要だと思ひます。実際にこういったケースを一度に経験していまして、その時は電話で応対したのですが、本人は当然自分で薬を飲めないし、家族や周りのサポートもない状態、朝方に訪問して薬を服用させることしかできないから、夕方の薬も一度に服用させて良いかという相談でした。薬の内容を確認すると、糖尿病の内服薬が含まれていたんですね。糖尿病の薬というのは決まった時間に正しい容量で服用することがとても重要な薬で、誤った内容で服用すると生命の危険にかかることがあります。夕方にも糖尿病の薬が処方されていたので、それを朝方に一度に飲ませたりするのは非常に危険です。結局ドクターと直接掛け合つて朝だけの処方に変更をしてもらつたというようなケースがありました。それだけでは全面的な解決にはならないとは思うのですが、現場としてはそういう例もあるという事で、薬剤師の方との連携も何かと大切にしていただきたいなと思います。

仲尾 宏：ありがとうございました。先程控え室でお聞きしていますと、薬学部は従来は四年制でしたけれども六年制の薬学部ができて来年三月ですか。

具 明徳：一期生が今年の四月に四年生になつたので再来年に六年生、翌年四月に社会に出ます。

仲尾 宏：再来年の三月以降から六年制の薬学部を卒業した人が出てきてその人が薬剤師国家試験をパスすると薬剤師になつていきます。今の一人の話からもそうですがやはり薬剤師さんの専門性が高く求められるようになつた事。それからまた薬剤師の仕事をする責任も重くなつた。広くなつたというような今の日本の医療体制とも関係していると思うんですが、そのことも含めて薬剤師さんの果たされる役割というのは単に私たちが子どもの頃「お薬屋の

おじさん」と呼んでいたような時代とは違うような状況になつてゐるという事で大変重要な役割を薬剤師さんたちが働くられるという状況がよく分かりました。これからもお二人の活躍を期待したいと思います。今日はどうもありがとうございました。

司会：ありがとうございました。今週で二回終了致しました。本日は薬剤師というお仕事から見える又、日々の生活の中で考えられることなどを伺うことがでおましだ。次週は最終でござります。「裁判の中の在日コリアンと在日本コリアン弁護士である」とをお送りいたします。どうぞお待ちしております。



## 第四回 「裁判の中の在日コリアンと 在日コリアン弁護士である」と

パネリスト

梁 英哲氏（リヤン ヨンチヨル 在日三世・弁護士）

コーディネーター

朴 大俊氏（パク テジュン 在日三世・弁護士）  
仲尾 宏氏（ナカオ ヒロシ）

（京都造形芸術大学客員教授）

二〇〇九年三月六日（金）開催



司会：たゞいまより第一六回チョゴリときものを開催いたします。今年は専門分野に従事されている方々からお話を伺っていますが、お仕事を通じて社会に思うこと、またご自身の体験お考えあるいは今後の希望など限られた時間でお話ししたいとき、もっとお聞きしたいと思うことも度々ございました。

今回最終回は弁護士のお二人からお話を伺います。社会の構成員として、市民としての在日コリアン、裁判の現状、ご自身について、弁護士という立場からお話をいただきます。いつも申し上げておりますが、これは個人のご意見の場ということで代表でもありますんし、その様にお考えいただけたらと思います。

それでは本日のパネリストとコーディネータをご紹介いたします。向かって右よりお一人目、大阪難波で事務所を開設されいらっしゃる梁英哲（リヤンヨンチヨル）様。在日三世です。次にお話いただきますのは大津で事務所を開設されています。次にお話いただきますのは大津で事務所を開設されいらっしゃる朴大俊（パクテジュン）様です。

お二人は三世でいらっしゃいますが、それぞれ同じ年代とお伺いしていますが、お考えや弁護士という仕事に対する思いがそれぞれ違つたものになつております。コーディネータをお願いしておりますのはいつもの通り京都造形芸術大学の客員教授の仲尾先生です。それではよろしくお願い致します。

仲尾 宏：皆さんこんにちは。今年のフォーラムもはや四回



日、最終回を迎えるました。今日は司会の岡村さんから紹介がありましたが、「裁判の中の在日コリアンと在日コリアン弁護士である」という題をつけました。けれども、恐らくお一人のお話から出ていくかと思ふますけれども、日本国内で日本の法律に従つて弁護士活動をされてるわけだ、在日であらわゆる立場のよくな形でお仕事に結びつくるか。それはあまり期待しないほうがいいかもしません。しかし、やっぱ個々でやるのよくな事が在日社会の中で起こりしているのかという事も裁判を通じて見える」ともあるでしようし、そういうことはひとつ期待しております。

もうひとつは司法試験を合格しないと弁護士になれません。この司法試験に在日の方が合格されたのは一九七七年が初めてです。この前のときも少しお話を出されましたと思ひますが、金敬得（キムギョンドク）さんという方が合格されて、司法修習生を経て弁護士として開業されました。この方はいろんな方面で活躍されたんですけども、残念ながら一年前に亡くなられました。まだ非常にお若い方だったんですね。その方が一九七七年第一号の在日弁護士になりました。現在ではおよそ百人の在日弁護士が誕生しております。七七年から約二〇年です。やがてこの点では世の中少し変わったのかなという感覚があります。

その約百人の中でも「LAZAK」という組織があります、「Lawyers Association of ZAINITI Korean」と云ふお。そこには約七割くらゐの在日の方が所属されています。こんな勉強をされると聞いています。今日はまあお一人になりして法曹道に進むようになつたかと生立ちから話を聞いて頂いてお仕事の中身にも触れていただけると思います。それではまず大阪弁護士会所属の梁英哲さんからお願い致します。



梁 英哲：紹介にあずかりました梁です。早速ですけれども私が今どうこう状況で弁護士になつてどういう仕事をしているかについて簡単に自己紹介を兼ねてお話をさせていただきたいと思ひます。私が生まれたのは大阪市の生野区でして、いわゆる在日コリアンの集住地域、沢山住んでるところで、そこでは生まれ育つて朝鮮学校と呼ばれている朝鮮総連系の民族学校に日本でこう中学生の課程まで通つてその後一般の日本の学校に通つて弁護士になりました。それですね、よく弁護士という職業を選ぼうと思った動機はなんですかという事を聞かれることがあるんですね

れども、よくよく考えてみても単純にいうと現実的な選択肢かなというので選んだとこかなと思います。というのも現実的にはどうか分かりませんけれども、私が大学生だった一五年近く前になるんですけども、今よりもやはり一般企業に対する就職事情というのが外国人に対する厳しかったんじやないかなという感覚を持っています。それでどうしようかと考えた時と自分がどういう事をしたいのかという事を考えて、仕事として弁護士を目指してみようというで司法試験の勉強を始め、色々な仲間や先輩、後輩達に恵まれてこの仕事に就く事になりました。

それで弁護士になつた後はどうかというと、在日や韓国人だけが依頼者かというとそうではありません。私が事務所開設したところは五年前に難波で開設したんですけども、大阪でもやっぱり難波のあたりだと比較的コリアンに限らず外国人が非常に多いところでして、以前私の事務所の依頼者がどんな割合か調べた事があるんですけども、半分くらいが今日配られた資料の在留資格別外国人登録者数と書いてある資料があるんですけどもここでいう特別永住者の方が半分くらいですね。在日コリアンと呼ばれている特別永住者が半分くらいと残り半分のうち二〇%くらいが特別永住ではない、ここ十年くらいに来日した韓国籍を持つた外国人や、その他の国籍を持つた外国人。それで三〇%くらいは日本国籍を持つた日本人が依頼者の層です。

ただ、ほとんどが当然日本で仕事をしているわけですから、法律は日本の法律が適用されるので、ただ、クライアントの国籍がどうか、ルーツがどうかという違いだけで基本的には同じ日本の法律として仕事をします。ただ、ひとつそういう仕事をする中でせっかく自分の出自が在日コリアンであると。生まれ育った生活環境から得たものの中でも在日コリアン文化といえるものがあれば、生活パターンとか思考パターンからこういう風に言う人が多いなどいふような事は何となく意識はしなかつたんだけれども知識として身についているのでそういうものはやっぱり仕事に活かせるんだつたら活かしたいなという意識は持っています。

ちよつと抽象的になつたんですけども具体的にどんな事を考へているかというと、例えば最近はテレビとかでも法律相談の番組があるんで身近になつた感じがあるんですねけれども、私が仕事として相談を受けるときはまずは相談にこられる方はよほど弁護士に何回も頼んだ事があるとか、企業の担当者でそういうことに長けている方じやない限りは相談される内容というのは法律的に当然まとめてこられるわけじゃなくて、生のままの悩み事であつたり、生のままの事件といえるものを大体持つてこられてメモにされたり言葉にされて相談されます。そういうつた相談事の中から

法律的な意味での結論をだすことはほとんどの場合はそんなに難しいことではないです。恐らくどういった弁護士に相談しようとなれば難しい事例じやない限りは同じ結論が出るんじゃないかなと私は思つております。そういうひつの中で職業としての弁護士としての向上心と、もうひとつ、在日としてたまたま生まれ育つたという事をいかせないものかという意味で、法律相談とか法律的な相談事の中の更にもう一步踏み込んだところに何か解決できるかできないかわからんけれども依頼者が気にかかっていることであつたり答えて欲しいと思つてゐることであつたりを考えを持つて相談を受けるよつて心掛けています。

例えは相談内容に関してはただ単にお金の貸し借りの相談であつたりするんだけれど、よくよく聞いていくとお金の貸し借りはどうでもいいんだけどその人との人間関係が修復できたらいいとかそういう相談だつたりするわけですね。そういうようなことを意識し、持つて相談は受けられるようになります。多少なりとも韓国語ができるので韓国語で相談されにこられることもあるんですけども、やっぱりそうなると日本語がメインの言語なのでそこまで踏み込んでかたちで実際問題仕事できているかといふと、やはり韓国語ができる方は私の韓国語能力の限界があるので純粹な法律相談に近いところで終わつていいような気はします。そういう風に考えると、確かに在日コリアンの弁護士と呼ばれて、そういう在日コリアンの弁護士の集まりにも所属はしているんですけども自分はやはり日本の弁護士なんだなという風には思います。在日として意識してやつていることはそういうことぐらいです。

あと、名前が明らかに日本人ではないという名前でやつててるので、それと梁という名字は韓国人よりむしろ広東省とか香港とかの中国人に多い苗字みたいなので香港では「リヤン」と読まずに「レオン」と読むそうで中国の方からは自分と同胞だと思われて相談にこられることがよくあります。そういう意味では象徴された名前だけを見て選択してもらえるというのは自分が在日だったからかなと思います。そういう縁で仕事をスタートすることもあります。

自分が育つたところが生野区だったので当然自分の知り合いであるとかそういうのは在日の人が相当多い。日本人の友人でも日本人の友人のまた知り合いが在日であつたりとかが多いというので結局は半分くらい依頼者が在日コリアンになっているんですけども、色々と一般的の民事といわれる裁判もやつたんですけども、そういう中でも特に在日であるという事が関係するような裁判をいくつかやつたのを僕の経験の中で簡単に思い出して紹介すると、ひとつ今は大阪に住まわれているんですけども、京都市立の中学校に通われていてどういうわけか色々な経緯の中

で在日四世の「長男が退学という事になつていたと、そういうことに法的な問題がないかという裁判を他の弁護士と一緒にやつたことがあります。当然在日の弁護士だけやつたのではなく、弁護団は日本人の弁護士のほうが多いかったです。結論、大阪地裁でどうだつたかというと、一部勝訴しました。

その判決理由の中には一旦中学校の生徒として受け入れた以上は卒業認定を受けるという法的利益があるんだという口ジックを裁判所は使っていました。その裁判の中で私が非常に関心もつたのはやはり教育を受ける権利というのが外国人にどういう形で日本の法体系の中で保証されているかという事の議論をしたのですけれど、どんな文献さらつていってもあまり深く書かれている文献がなかつたというのが印象的でした。ただ、裁判官がそういう判断になつたのは当然入学を認めておいて出口は勝手にしてくれというような純粹な常識的な意味でおかしいという所が強かつたんかなと思うので、これだけ外国人が増えてきてこの在留資格別外国人登録者数というのを見ると永住者であるとか定住者が相当な人數いる中で、当然永住者定住者の中には未成年の子どもも沢山含まれてゐるわけですからこの子達の教育をどう考えるのかというのは日本にいる以上は外国人の子どもだから関係ないじやなくて全ての親の責任であつて、そういうことがもつと法律的な議論で私と他の弁護士がやつた裁判、それから勇気を持つて裁判に訴えようとしてくれた原告親子の思いが活きていたければいいなと思いました。その裁判に関しましては現在双方、こちら側も京都市側も控訴して大阪高裁でかかつてるのでどういう判決になるかは分からないです。ただ、恐らく教育を受ける権利、学校において外国人が教育を受ける権利に関する初めて判断をした裁判ではないかと思います。

それともう一件、つい最近判決が出たやつ。双方控訴しないという事で確定した裁判があります。どういつたものだつたかといふと、それは和歌山県東警察署という中で起きた事件ですね。在日コリアンの男性がその中で鎮静衣と防音具と法律上で呼ばれる戒具を使用されて死亡したという事件を担当をしました。その事件がなぜ私のところに依頼が来たかといふと、たまたまその方のお兄さんが私がよく行く韓国居酒屋の社長さんでかつ、以前勤めていた法律事務所の代表だつた弁護士のお子さん同士が同級生という感じの付き合いで純粹に個人的な付き合いでいっぺんこういう事になつたんで相談を受けたいという事になり他の九名の弁護士と合計十人の弁護士で一緒にやつた事件をしました。

その事件は和歌山で起こつた事件で、留置所の中で人が亡くなつてゐるというのですぐマスコミに迫いまわされ

たと言つたら怒られるんですけれども、そういう事件でなんていうんですかね。仮に当事者の方が日本人でなくとも同じように、そういうなくなり方をしたので大問題になる事件だつたんですかね。在日という形でどう考えるかなどいう所はやっぱり地方都市ですと生まれ育つて、大阪や京都と比較すると在日の少ないところで生活された方で遺族の中にはそういうことは思いたくないけどなくなられた被害者の方が韓国人、朝鮮人でなかつたのなら同じ目にあつていなかつたんじやないかなという思いが裁判では出さなかつたけど話をしていく中で非常に強く心の中に残つておられたなという気がしました。結論的にはその事件に関しては遺族に関しても亡くなられた命は戻つてこないので同じような事件が再発しない事を強く望むという強い思いを持っておられて、拘束施設、今回は警察の留置所が問題だつたんですけども留置所の中での待遇の問題についてかなり深い議論をして戒具の使用が非常にずさんに行かれているという事が法廷で明らかになりました。

というのも使用基準というのは当然あるんですけどもそれが間違つた使い方をしていると。使つてはいけない、廃止された戒具を使つたとかそういうことで人が亡くなつているというのが明らかになつて裁判所のほうも一步踏み込みが足らなかつたのかなという風な気がするんですけども、防声具と言われている、一般的な言い方でいう猿ぐつわのような戒具は廃止するのが望ましいというような趣旨のことも判決には書かれていて、廃止といふ所までは行かなかつたけれども遺族の方の気持ちは一つそれで肩の荷が降りたかなというような事をおつしやられていて、自分がまたまたまそういう事件に関わる事になつたきつかけも恐らく自分がコリアンだから知り合いになつたであろう知人の方から相談を受けてという事なんで单なる偶然ですけれども必然なのかなという気もしてます。

どういう形でまとめて喋つていつたらしいかわからぬですけれども、こういう感じでいつも仕事をしています。当然日本で仕事をしているので日本人の依頼者も多いんですけど特に何を意識するでなく普通に在日の依頼者ではないからとか、在日だからとか中国人だからとか意識しないでやつております。意識するのは法律面の違いであつてあと多少なりとも育つた環境が近い、在日と一くくりにしてもいろいろな環境の違いがあるので育つた環境が近い方には確かに法律面を超えた、例えば雑談の面でも一步踏み込んだ話しができるのは間違いないと思います。それは私が在日だからというより、日本人であつてもどこどこ県出身の人でどこどこ県の人から依頼を受けたら同郷の人だからといふので一步踏み込んで法律的な問題となつた背景の話ができると大きな違いはなくなつてきてるなんかとい

う気はします。

ただひとつ、そういうた裁判をする中でも自分でも意識できてなかつたけど依頼者に教えられたことが先程お話しした京都の事件に関しても色々と周りの方に相談していくて一度私のところに連れてこられた方が「例えば日本人の子どもに同じような事が起つたときに同じような対応をされたかどうか。それを考へると明らかにそういう対応されないだろうと。先生そう思いませんか?」と私は言わされました。そういうことは、これは外国人差別の事件なんですよ。非常にすごい単純な思考で私が事件を受けるべきかどうか迷つてゐる時に強くうならしてくれた事があります。確かに同じような感じでなつてゐるところはあるんだけれども、時々そういう形で在日であるとか外国人である事を意識せざるを得ない場面があるのも確かです。ちょっとまとまりのない話ですがとりあえず私のほうからは以上です。

仲尾 宏：ありがとうございました。今、本人からどうして弁護士になつたかという事と、二つの案件を通じて在日の人の問題という事を意識させられたという風なこともおつしやつていただきました。それではもう一方、滋賀弁護士会所属の朴大俊さんにお願い致します。

朴 大俊氏

朴 大俊：はじめまして。ただいま紹介に預かりました弁護士の朴大俊と申します。このような席でお話をさせて頂く機会を設けていただき、非常にありがとうございます。よろしくお願ひ致します。今日話をするにあたつて、何を話そうかずつと考えていたんですけども、なかなかいいものが思いつかなかつたんですね。と言ひますのも、ちょっと前に京都新聞にこの企画が出ていたんですけども、そこに「在日弁護士が語る在日社会」みたいな結構大それた見出しが載つていて、僕は今三三歳なんですけれども、在日歴は三三歳、弁護士歴も二年ちよいという事で、在日としても半人前という状況なので、「在日弁護士が語る在日社会」というにはなかなか経験が少ないので非常に困つています。ただ、せつから話せる機会をいただいているんで自由に自分の思つた事を話させてい

ただきたいと思います。

まず自己紹介なんですけれども、僕は京都で生まれまして、小学校中学校と梁先生と同じで総連系の民族教育を受けて育ちました。高校からは日本の学校に行つたんですけども、大学までずっと陸上競技をしていました。同志社大学ですので、先輩には北京五輪四〇〇メートルリレーで銅メダルを取られた朝原選手がおり、一緒にトラックで走らせてもらいました。その時、才能のある人間って本当にいるんだなと痛感し、初めて才能という壁にぶち当たった経験をしました。大学の時はとりあえず毎日走つていまして、司法試験のことであつたり資格のことであつたりはほとんど考えてませんでした。どうやつたら速く走れるのかそれだけを考えていれば満足だつたんですね。僕は短距離なんで四〇〇メートルトラックを何周も何周も毎日走るんですが、これがハムスターがコロコロコロコロと走るのに似ていて「なんで飽きないんだろう」と、今になつたら思います。

そんな陸上ばかりしていた毎日なんですけれども、司法試験を目指した動機。これはほとんど梁先生と同じであります。ここで、在日のために何か大きいことがしたくて、と言えればいいんですけど、なかなかそういう大それた理由があるわけでもなく、単に、手に職が欲しかつただけなんです。当時は、今からいわれると、失われた十年なんていわれている時代なんですけれども、就職状況も悪く、なにかステータスがあつたら在日としても生きやすいし、どうせやるんだつたら一番大きなステータスがいいなと思って司法試験を始めました。ただ、この時に軽く決めてしまつたことが後に受験を七年することになり、大失敗だつたなと思っています。失われた十年を避けるために入つた司法試験の世界なんですけれども、結局七年の青春時代を失つてしまつて、今となつてはいいのか悪いのかちょっと分からぬ状況ですね。そのあと無事に受かりまして、一年半修習を経て二年間居候弁護士という事で他の事務所で務め、その後去年の九月に独立する事になりました。独立歴はまだ四ヶ月か五ヶ月ということで、今は事務所の経営で頭がいっぱいなかなか仕事も手につかない状況です。

さて、弁護士としてどんな仕事をしているかという事なんですけれども、梁先生は今聞くと在日に特化した仕事をされていてすごいなと思っています。僕は、あまり、お客様が在日だから受ける、とかそういう考えはなくて、来て頂いた方の相談を聞いて、受けられそうだつたら受けれるというスタンスを取つています。特に在日のお客さんが多いという事ないので、仕事についてここで語れる事はあまりないです。ただ、せつかくですので僕自身が在日に対

して思つてゐる」とや、自分が在日として今後どう生きていくべきか、何ができるのか、とかそういう事を言おうと思ふので、聞ひていただければと思います。ただ、あくまでも個人的な考観なので、その点は」了承ください。

在田としてどう生きるかという「未来」の事を考えた時に、僕は「過去」と「現在」はどうなのかという事を考えてみました。「過去」在田がどういう風に生きてきて、「今」どう生きていて、「将来」どう生きていくのか、という視点で考えてみました。それぞれの時代について僕自身が持つてゐる在日のイメージと重ねてお話をしたいと思います。

「過去」の在田というのは、僕にとってはおじいちゃんおばあちゃんとかそういう方々、すなわち一世や二世の印象です。一世と二世というのは、私から見ると差別というのが非常にきつかった時代、これを肌で感じていた時代だと思います。その差別については、人によつていろいろな事を言われますが、曲がり角を曲がつたら五、六人に囲まれたとか、単純にそういう差別から始まり、社会的差別を擧げられる方もおられる。そういう方々が生きた時代というのでは、社会的にも在日の認識としても、実際に差別があつた時代だと思います。在田というものが社会的弱者だったことが、自他共に分かつていた時代だった。

ただ、私が過去の在日の方々を見て感じることは、「非常に強い」という印象です。

社会的には弱い存在である在田が、私からすると強い印象に映つてゐる。これはなぜか。日本の方は企業などに入つてサラリーマンとか安定した志向で仕事をされる方が多いんですけども、在田は職があまり無かつたという事で自ら事業を起こして金儲けをして、どんな事をしてでも生きてやる、と思っていた方が多い。何をしてでも、這いつくばつても生きるという強い意志を持つていて、その強さにつき、私は強い在田を感じます。それは無理に強いられたものかもしれないけれども、本当に在田は強かつたと思つています。

なので、過去の在田というのは、漠然とした印象なんですけれども、在田が社会的に認められていなかつたが故に、個々の人間として強く生きなければならなかつた時代、こういう時代だったなんじやないのかなと思つています。では、「現在」はどうなのかという事なんですかけども、現在、すなわち三世、四世くらい、僕らの時代というのは「過去」の在田である、一世、二世の在田から、差別はすこしごとくいう事をよく聞かされた世代なんですね。けれども、実際に社会でそれだけの差別があるかというと、過去程はない。そこにズレがある時代なんじやないかと思う

んですね。

僕自身も民族学校に通つて在日として生きてきて、朴大俊という名前をずっと名乗つてはいるんですけども、僕自身なにか差別にぶち当たつたことつていうのはあまりないです。細かい話をしだすと、あれがそうだったのかな、という程度はあるんですけども、それも個人の考え方の問題で、恐らく、日本の方でも三十年も生きていれば一つや二つ何か思われることはあると思うので個人の個性の範囲というか、これが差別なんだなということを思ったことは余りありません。これは私ども「現在」の在日というものが、「過去」の一世二世の方が非常に頑張られた利益を享受している、ということだと思います。ただ、実際には差別はないんですけども、残念な事に在日自身が、まだ差別はあるものとして日本の社会で振舞つてしまう傾向にあります。要するに、現実には差別はないけれども、当の本人はあると思っている。悪く言えば、被害妄想みたいなものがある時代なんじやないかと思います。ここには一世、二世の方の教育というものが影響していると思うので、それが悪いとは思わないんですけども、結局、認識と現実のギャップが、「現在」の在日にはあるんじゃないかなと思います。

人はあまり思つていらないのに自分がやられていると思うと、内にこもつて悲観的になりがちで、小規模にまとまり易いんだと思います。今時の在日の方に話をきいても、昔の在日のように、どんな事をしてでも生きてやるんだという強さを感じない。過去の在日に比べると若干弱くなつたのかな、という風に思つていています。なので、現在の在日はこのギャップがあること自体を認識しないといけないし、僕自身もそれを強く思つています。自分が在日だからといつてどうだとか、そういう発想はあまり持たないほうがいいんじゃないのかなと思つています。

さて、「過去」、「現在」がそうであるとして、「今後」在日がどう生きるのかという事なんですけれども、社会は非常にグローバル化して在日だと日本人だと、国籍というものはあまり問題になつてこない時代に進んでいくんじゃないかなと思います。在日というものが今まで以上にクローズアップされるというのはそんなにないんじゃないかなと思っています。

では、今後在日がどうあるべきかといいますと、まず現在の在日が強さをなくした原因は、在日自身が内にこもつたこと、自分達が特別な差別を受けているんじやない、ということをきつちりと認識すべきだし、僕自身もしないといけないと思っています。正しい認識を持つて正しい事実を把握すれば、正しい対策を練れるんじゃないかと思うの

で、まず、認識と現実のギャップを埋めることから始めていかないと不可以ない。在日が今後生きていくためには、もうともっと外に出て、日本の社会にどんどん入っていってその中で過去の在日達が持っていた「なんとしてでも生きてやる」という強い思いを持ち、それを外の社会で發揮すべきなんじやないか、と思つています。それは、僕が今後在日としてどう生きるかという事にもつながるんですけれども、とにかく強い思いを持つべきだと思つています。

最後に、私が在日として何をすべきかということですが、先程、現在の在日にはたいした差別はないんじゃないのか、という風に言ひはしたんですけど、唯一差別として思いつくのが選挙権ですね。選挙権がないという事が在日本の特殊性なのかなと僕は思っています。結局自分が何者なのかということを考えた時に、日本人ではない、これは確実ですね。じゃあ韓国人なのか、朝鮮人なのか、と考えても韓国でも選挙権はないし、自分達はどの社会に属しているんだろう、という風に思います。今、選挙権というのは法律で認めてもいいという状況で、今後認められる可能性はあるんですけど、その法律を定める議会に在日は入つていけないので、選挙権が与えられるのは現実的ではないのかなという風に思っています。やっぱり政治に参加して自分達の意思を反映してもらうということは、今後在日本にとって必要な事だと思うので、そこを認められていないのは中途半端に感じます。なので、自分がいま弁護士になつてできることというか、本当に可能性があれば携わりたい、というものは選挙権ですね。これについては、いずれ在日も選挙権が認められて、社会の中で在日として生きているな、という実感を得られるような社会が来ればいいなとは思つています。さりと話しましたけれども以上です。

仲尾 宏：ありがとうございました。在日による在日の過去、現在、未来という大変重要な、しかも我々日本人にとっても大事な問題を分かりやすくお話をいただきました。ひとつだけ付け加えさせていただきますと、選挙権の話が出来ましたが、広い意味での在日の国会議員がいるんです。東京で日本国籍をとつて帰化した白真穂さんという方がおられます。この方は日本国籍とられておりますから在日じゃないと言つてしまえばそうだけれども、しかし民族的出自を明らかにして政治に参加したい。そして無事に当選されているんですね。そういう意味で参政権の問題は国政も地方参政権もいろんな問題が今後出てくる可能性がある。いい意味での可能性があるんじやないかと思いました。そ

れではちょうど時間ですので休憩に入りましょうか。

司会：では一部を終了いたします。二部は三時五分から開始したいと思います。では今のお話をお聞きいただきましてご質問それからご感想等ありましたらいつもの通り意見箱によろしくお願ひ致します。

司会：お待たせしました。第二部を開催いたします。本日は七枚のご意見、ご質問を頂戴しておりますのでそれに基づいて説明させていただきます。よろしくお願ひ致します。

仲尾 宏：それでは到着順にお二人に答えていただきましょ  
う。まずお一人目のご質問「お二人が卒業された民族学校は  
制度的に日本の学校と大きな格差がありますが、このことにつ  
いて法律家としてどのように考えておられますか。」とい  
う事でお二人へのご質問です。民族学校というのは在日の場  
合、朝鮮学校ですね。京都でも韓国学校がありましたけれど  
も数年前に財政的に立ち行かないということが主な理由で学  
校教育法第一條に定める学校に変わられました。したがつて  
今の場合の民族学校はお二人のご卒業になつた朝鮮学校を指  
していると考えておいでください。それでは梁さんからお願  
いします。



梁 英哲：この問題なんですが、例えばひとつ意見として財政的に一般の日本の私立学校と同じ支援を行政から受けたいんだつたら学校教育法に基づいて一條校の要件を満たしてそういう風に運営すればいいんじやないかという意見が強くあると思うんです。それはそれで法律そのものが正しいかどうかという事を抜きにして法解釈だけを純粋にするとそういう意見のほうが説得力がすごくあるんですけども、先程もちょっとと外国人が日本で教育を受ける権利のことについて少し言及させてもらつたんですけども、日本の法体系の中に沢山の外国人が日本社会にいます。それで外国人達は外国人の教育をして子どもを育てますというような事をあまりこの学校教育法であるとか教育関係の法律ではあまりどころか全く意識してないような立法になつているように私は感じますので、朝鮮学校に対して一般の私立学校並みに助成金が欲しければ一条校になりなさいと言いきるのはあまりにも現状を無視した意見になるのかなと思います。この点に関しては根本的に日本が子どもの権利条約であるとか国際人権契約に定められているような外国人の子どもたちが教育を受ける権利をどういう風に日本の法律に反映していくかという立法レベルの話で変わつていくべきじゃないかという意見を私は持つています。ただ、具体的にどうこうという所まで言わると子どもにはそんなに知識があるわけではないので私の意見としてはその程度の意見という事です。

仲尾 宏：では朴さんお願ひします。

朴 大俊：そうですね。僕もこの分野についてそこまで勉強した事はないんですけども、一応法律家としてという限定がついているので法律家の性質をまず説明させて頂きますと、法律家というのは法律がおかしいとかおかしくないとかという事を争えるもの。ある法律を前提にその法律をどう解釈するかという事が仕事になりますので、梁先生のほうから先程お話をありましたけれども、立法レベルの問題で解決できるならばそれが一番いいと思います。

制度的に格差はあるんですけども、今ある立法の中で民族教育というものが私立学校として運営せずに民族学校として制度的に不利なまま運営するメリットというものをちょっとと考えた時に僕自身民族学校に行つて一番良かつた事は言葉を学べた事が一番良かつたと思う。自分のルーツであつたりとか、韓国人としての意識ですね、そういうものを見つかり一時間目から六時間目まで、若干思想の偏りはありましたけれども、そういう民族に触れられるという

時間が非常に大きかつたと思うので若干質問の趣旨とはずれてしまいますがけれども制度的な格差がある中で民族学校を維持するメリットはあるのではないかと思いますし、格差は今後制度ごと変えないと難しいのかなという風に思っています。以上です。

**仲尾 宏**：一昨年の十二月末の統計ですが、日本の外国人登録人口は二一五万人です。そのうち学齢人口を仮に八%とするとき六万人。一〇%とするとき一万人の子どもたちがいるわけです。そういう子ども達の教育は日本の学校へいくという事を親が希望する場合もあるでしょうし、自分達のルーツを大切にしたい。あるいは言葉を学ばせたいということから民族学校へ行かれる方も多いあると思います。近年ではブラジル人学校も非常に沢山増えています。そういう日本社会の中での外国籍の子ども達の教育について配慮が現行の学校教育法にはないというのがそもそもその原因だという現実をどう見るかという事に私は尽きるんじゃないかと思います。特に朝鮮学校卒業の方は今も朴さんおつしやいましたように完全バイリンガルなんです。それは大人になってもそのまま残っているという素晴らしい教育の一面向が成果としてあるという事も改めて思いました。次の方にまいります。「朴大俊さんへ。在日差別がないとおっしゃられ、被害者意識が弱くなつたという考えは分かりますが、慰安婦のことで裁判のことで認めてもらえないのは差別ではないですか。」これは、いわゆる「従軍慰安婦」の裁判で敗訴が続いているということを指しておられると思いますが、朴さんお願ひします。

**朴 大俊**：はい。まず、僕みたいな若輩者が在日について現在差別がないといったことについては誤解も生じると思うんですねけれども、この質問に関して僕自身が思つてるのは、慰安婦問題というものは現在顕在化している問題なんですけれども過去の差別ですね。過去の差別が今問題になつてゐるという事です。僕自身も過去に差別はあつたと思つていますし、それは事実として認識していますけれども、現在二〇〇八年、二〇〇九年という時代にこのような差別が起こつて後に問題となるかというと比較的過去より少ないだろうという風に認識しています。これが差別ではないかといわれますとこれは差別だと思います。ただこれは過去の差別であるし現在の差別についても全くないというよりは細かくはあるにはあるんです。ただ、それはあるけれども僕自身が先程考え方として述べたのはそれを僕

らが差別として捉えるべきではないんじゃないかという事ですね。それは個性の範囲で、日本の方でもどんな方でもやはり何か個性があつたらそれについて集中されて悪いこといわれることもありますしそれがいいように転じることもあります。ただまあ自分が持っている個性とふうものを自分が受け入れてそれに対してなにか弊害が生じた時であつてもそれを事実として受け入れてその上で生きていくのがいいんじゃないかという趣旨で述べさせていただきました。申し訳ありません。以上です。

仲尾 宏：それでは三番目の方に移ります。四点挙げておられて最後はご質問、ご意見を求められているわけです  
が、「①在日の方が本名で暮せる日本社会にする事が大事だと思ってやつてきました。」「②今日本社会は韓国ブームです。テレビドラマや食べ物、旅行等、ところが最近の京都市の調査によると本名使用は二四%程度、十年前から三%増加しただけ。在日コリアン弁護士会の書物によればサラリーマンの九〇%が通名とか。この状態と韓国ブームとの関係はどう理解したらよいのか。それぞれの方からご意見をお願いします。」ここで触れている京都市の調査というのは昨年に実施しました。京都市の外国人生活意識調査がありまして、そこから引用されていると思います。それからコリアン弁護士会の書物によればサラリーマンの九〇%が通名と。これは私は存じておりませんけれども一般的にこういう状況だという事はここに書いておられるこの通りだと思いますので。まずは梁さんからお答えいただきます。

梁 英哲・質問されている方も書かれていくように本名で何も気兼ねなく暮せる社会になることが大事だと私も思っています。それで、このことに関しては確かに私と同じ弁護士をやつている先輩が言っていた言葉があつて、たしかに苛烈、露骨な差別はなくなつてきてるのかなという実感もするんですけども「未だにずっと日本名で通してきた人がコリアンの名前、私はこの名前にします」という風に自分の親友の前で宣言するに当たつて涙なしには語れないような現状であつてやつぱりそれはおかしいでしょ。」ということをぐぐと言つていた先輩がいて、確かに本名を告白するというのではなくといふ人からしたら涙なしには語れへんという現状は、やつぱり使えないという社会があるのかなという気がします。

わたしもあまり意識して本名であるとか通名であるという言葉 자체を使つていなかつたんですが、最近読んだ本で水野直樹先生の「創氏改名」という本があつて、新書ではあるんですけどもかなり知らなかつたことが沢山書いてあつて創氏という氏の部分と改名という名の部分を分けて考へると、例えば在米コリアンとかは皆さん名前はアメリカ式の名前を持つていて普通で、ミッシエルであるとかピーターであるとかそういう名前で、アメリカ式の名前を持つていてるけど姓の部分はキムであつたりカンであつたり韓国人、アジア人であると明らかに分かる姓を使つていて日本は両方ですよね。姓は日本式の氏であつたり名前の部分も日本式であつたりという。同じように海外に住んでいる外国人という意味でもそこが大きく違うのかなと思います。それはやっぱり歴史的な創氏というような事をされきたことが影響してないとは言えないと思います。

私もたまたま生まれ育つた環境であるとかそういうものに恵まれて氣兼ねなく民族の名前で過ごしてますけれども、もし環境が違つたら多分人生のどこかで今でも日本の名前で過ごしてるのでどこかで涙ながら自分の親友であるとか、先輩後輩に「民族の名前を今日から使います。」どこかで告白しとつたんだろうなと思うと、そういうことが全く意識せんと出来る社会のほうがいいと思つています。

それから、韓国ブームとの関係と書いているんですけども、確かにすごいブームで僕も仕事の関係で韓国のアーティストの仕事をしたことがあつて、すごく高いディナーショーの券が飛ぶように売れて、一度招待してもらつた事があつて、すごく並んでいて、しかもそこでショード歌舞したあとに物売るんだけれども、それも飛ぶように売れてこんなに不景気やというのにというはあるんですけども、韓国ブームという事もあって民族の名前をこういう部分があることによつて名乗り易い環境になつてゐるんかなという気はします。大学入学したころと比較したら断然名乗りやすくなっていますし、その後に名乗つた人も沢山おるようになってるんだよなうに考えてるんで、これは先程申し上げたように日本式の名前を在日が名乗るようになつたのが長い歴史の中ですくられた経緯があるのでやっぱり長い時間かけてより自然な形に戻つていくべきやなと思つています。

朴 大俊：そうですね。韓国ブームについては日韓の交流が進んでいるという事で非常にいいんじゃないかと思いますね。やっぱり僕も同感で、日韓の交流が進んだことによつて在日韓国人というのが本名を名乗りやすくなつてい

ると思つています。なので今後もつと交流が進めばもっと増えてくるかもしれないと思うんですけれども、在日というのにはやはり特殊なところがあつて、どうしても通名を名乗らざるを得なかつた歴史というものがありますので、その歴史が本名を名乗りづらくしていいるのかなという風に思います。

僕自身も中学までは民族学校に通つていたので朴大俊という名前を名乗つていいたんですけども、日本の高校に行く時に父親から「差別をされるかもしけんけど名前どうする?」って聞かれました。僕は差別されたら殴つてやればいいぐらいの感じで思つていたので本名で行くよという風に言つたんですね。ただ、中高のときは簡単だつたんですけども、弁護士になるときにもう一度通名を名乗るか本名でいくかと本気で考えましたね。やっぱり在日の名前を名乗るという事はマイノリティーを自分から明らかにすることなので顧客を絞る事になるんじやないかなと。在日である事を自分がアピールした事によつて。周りからもこれを対象にしているんだな。これをアピールしているんだなという風に読まれるんじやないかなという疑問があつて、私自身は在日に特化した仕事をしたいと思っていなかつたのでこれはちょっとと考えました。ただ、今後在日として生きるか、日本に帰化して日本人に同化して生きていくかの分歧点だつたのかなとは思うんですけども、そのときも自分の代ではそれほど差別を感じていなかつたし、名前も気に入つていたし個性があるということで受け入れてやつていいこうと思いました。

ただその事務所を開設するときに本当は「朴大俊法律事務所」という事務所名にしたかった。実際僕の事務所は今「アクア法律事務所」といいまして名前が違うんですね。これはなぜかというと本当は名乗りたかつたんですけど電話帳に載せたときに朴大俊が読めないんですね。電話かけづらいんじゃないかということでそういう不便を感じいつも名刺にかなを振つてみたりとかして今工夫をしております。皆さんのが日本の社会の中で韓国語を勉強する方が増ええて普通に韓国語も読めるようになつていただければよいかなと思いますけれども。以上です。

**仲尾 宏**：前回も言つたかと思いますが私はオバマさんがアメリカの大統領になつた。これはあのひどい黒人差別から彼が努力し、そしてアメリカ社会も変わりつつあつてこういう風になつた。そこに一つの大きな意義があるといふ風に見ることができます。同時にオバマさんのオバマはアフリカのケニア共和国の中のルオという少数民族の名前なんです。そのオバマがそのままアメリカ社会で通用している。これは日本の在日社会では考えられないと言う事

を改めて痛感しました。福井県の小浜市が喜んでプレゼントするとかやつっていましたが、そんなことをするよりも日本社会でなぜ在日が本名で生活していけないというほうをもつと考えてほしいと思つております。日系人についてもシンセキさんという方がオバマ政権の退役軍人長官にシンセキという日本名そのままで日本でいう大臣クラスに入つておられるんです。そういう意味でアメリカもいろいろな問題を抱えて、けしからんところもある国だと思うけれども、そういうた面については日本が学ぶべきところがあるんじやないか。あるいは日本人の意識が変わらねばならないという問題もあるかと思います。

次へ進みます。「日本の弁護士は東京に就職したいという意志が強く、関西を含む地方では弁護士は不足がちだと聞きますが、お二人が関西で開業を決めた理由のひとつに在日が多い地域であることが関係あるんでしょうか。それとも単に地元だからという理由でしょうか。」こうふうお尋ねですので、またお二人に染さんから順にお答えください。

染 英哲：僕の場合は地元だからという理由で、ある意味安易に決めています。ただ、今から思うと東京で開業、勤務するのと東京以外でするのとは一つ大きな違いがあるのは、例えば東証一部に上場しているような企業の依頼を請けるような仕事をしたいのなら東京でないとほとんど不可能。ただ、それ以外の仕事だとある意味東京出向しようとやつているんですけどもちょっとマーケティング的には弁護士の少ないところで開業したほうが儲かるという報告もたくさんされているみたいです。私の場合はそこまで当時就職を考えていたときにどういう仕事をしたいかということに関して深く考えてなかつたですね。もし、どういう仕事をしたいかということに関して深く考えていたら東京も視野に入つていたかと思います。例えば、韓国の企業からの依頼もそこそこあるんですけども、関西で私以外にも韓国の企業からの依頼を受けているところもあるんですけどもやるとしたら基本的には中小企業なんですね。いわゆる韓國の大企業が日本に進出してメインで依頼するのは東京の在日や韓國語のできる事務所ではなく、英語ができるいいので渉外事務所というところに依頼する。なぜそういうところに依頼するかというとアメリカの大手で韓国の弁護士同士の人脈ができる。その人脈で韓國の弁護士を通じて東京の大手の事務所に依頼するというルート

が大体メインのルートみたいです。そういう韓国の仕事をより本国志向の強い仕事をしたいというのなら当然選択の視野にいれなあかんようになつているんやるなと思つたんですけれども、そこまでは。弁護士目指そうと思つたのも大学生のころになるうと思つたくらいなんが、そこまで意識して大学生になるまでの生活をしてこなかつたんで單に地元だからということで選びました。

仲尾 宏：では朴大俊さんお願いします。

朴 大俊：僕は元々弁護士になると決めたときに独立したかつたんですね。自分の事務所を立ち上げて、自分でやりたかった。これは親の教育によるところが大きいんですけれども、独立志向が高かつた。弁護士には修習というものを一年から一年半くらいして、そのときに就活のようなものをするんですけども、確かに東京かそれ以外という選択肢があります。東京でしかできない仕事がそれはあるからなんですね。それ以外というのはどこでやつても大体やりたいことはできると思っています。その中で独立するとなると地縁とか身内とかがいる地元が有利なので地元を選ぶことに私はしました。その中で僕は大津で独立したんですけども、僕が受かつた年は梁先生よりもずいぶん遅れてるので京都に弁護士が増え始めてる時期なんですね。京都とか大阪というのは弁護士自体が増えてきて、自分が割つて入るスペースが狭いんじゃないのかなと思いますして、大津は今もそんなんですけれども当時弁護士過疎率が全国二位だつたんですね。でも、大学を誘致したこととかいろんなことで人口は増えている年で独立に適しているんじゃないのかなという思いで滋賀に決めました。以上です。

仲尾 宏：はい、ありがとうございます。その次に入ります。「第四回講演の事で頭に浮かぶのは、在日で京都の聴覚障害者の金さんが年金訴訟で闘つていると思います。もしよかつたら詳裁判闘争における梁さん、朴さんの二人の意見を教えてください。」この問題については聴覚障害者の金珠榮（キム・スヨン）さんという方が原告団長になつて訴訟をされました。そして京都地裁、大阪高裁、そして今からいうと昨年の十二月二十七日に最高裁で敗訴という事で確定しました。この訴訟については京都の弁護士会の方々に献身的に努力していただいたんですけども、

論点は、原告側は在日の高齢者、あるいは聴覚障害者に年金を支給しないというのは国際人権規約の違反であるという事を論点にして争いました。今年は一九七九年の批准以来、国際人権規約が日本社会に取り入れられた三十年目の年なんですね。ところが三十年経つても日本の裁判所は国際人権規約を法的な根拠として認めた事はないのです。

この国際人権規約は簡単に言いますと、あらゆる基本的な人権は出生地や出生の民族、出身、門地、宗教などに関わらずこの規約を締約した国が保証するという文言が書いてあるんです。ですから日本国政府はこれを遵守し、そしてその地域に住むすべての人の人権を保証しなければいけないという文言になつていてあるんです。けれども、それは日本の国内法の下で適用するという言い方でもつて、この裁判は終止符を打たれてしまいました。けれども、今福岡市で福岡の在日の原告の方が同じく裁判闘争を始めておられます。

この国際人権規約というのは国連で決められた条約で、日本も批准をしているわけですがれども、こういうものを批准した場合に日本の法律とどちらを優先するのかという事があります。これについては、対外的な条約は国際的な信義を守っていくという日本国憲法の条項にもあるように日本の法律よりも上位、憲法秩序の下ですけれども、日本の法律よりも上位にあるというのが確定的な国際法学者の意見となつております。

もし各国の法律がこの国際人権規約に違反している、矛盾している場合は正さなければいけないという事になります。この結果正されたこともあります。例えば公営住宅、公団住宅への入居が事実上一九七九年まで日本社会では外国人に対しても門戸は開かれておりませんでした。児童手当三法も適用されていませんでした。それはそのあととの難民条約の発効と合わせて改正されたわけですがれども、この在日の無年金問題だけは依然として司法のほうも扉を開いていないというのが現状です。大掴みに私なりの知っている事を申し上げるとそういう経過ですが、これについてのご感想をお二人の方にという事ですのでまた梁さんから一言づつお願ひ致します。

**梁 英哲**：この無年金訴訟というのは私あまり詳しくないので感想程度になるんですけど、先程休憩前にお話した京都の中学校の退学裁判の判決理由の中で、今までも過去も外国人の人権であるとか権利とかを訴えた裁判では書かれていたような理屈がひとつ書かれていてですね、それが何かというとこういう括弧書きで余事記載みたいな形になつていたんですが、外国人であつても納税の義務を負うので義務の反対の権利があるのは当然だというよ

うな記載があつて、そのことから考えるとまさに、公的な年金というのは民間の保険と違つて、現在義務を負担している人達が支えているものなのでなぜもらえないのかなというの是非常に、純粋におかしいと思いますね。

若干余談も入るんですけども、もし自分が在日になかつたら違う選択をしていたなと思うことがひとつありますね。実は弁護士というのは自営業者なので実は年金払っていない人がかなり多いですね。それと国民保険に関してもあはらしくて加入していない人が非常に多いですね。例えば夫婦で弁護士していたら国民年金というのはかなり収入低いレベルでもほとんど最高額になっちゃいますから夫婦だと恐らく自治体にもよると思うんですけれども最低でも年間百万くらいの国民保険料があつて、例えば三十に弁護士スタートしたとしたら定年までにいくら払うか考えたら実際問題馬鹿らしい、払つてられるかという風な感じで周りに聞くと入つていない人結構います。

ただ、私はそれを考えた時に自分は在日でこういう無年金の問題などに関しておかしいと。自分達はきちんと社会に対して負担しているのでこの問題はおかしいという意見だったので、そういうことはせずにまじめに普通にやつています。そういう意味で僕が在日じゃなく日本人だつたらもしかしたら友達とかがやつていてるようになつとずるいですけれども、国民保険払わないとか。逆に経済的には強いのでちょっとした病気とかでしたら保険証持たず自費診療でやつている人が多いので、それから年金も払わないとかそういう選択肢をしていた可能性があつたんじやないかと思いますね。純粹に損得だけ考えたら。ただ、社会全体のこと考えたらそうやって納めたお金がまわつて今、結果的に困つた人に回つているということを考えたらそういう選択はできんなという風に考えた事在ります。

仲尾 宏：朴さんお願ひします。

朴 大俊：僕もこの裁判について詳しく勉強した事がないので具体的に判事が何をいつているのかとかそういう事はわからないのですけれども、この事案というかこの問題は在日である事のみを理由に本当に差別の問題だと思うので、正せるのであれば正したほうがいいんじゃないのかなと思います。ただ、そこに僕自身が思うのは、本当に僕がその様に真剣に思うのであれば弁護団に入つてきちんと働けば自分が思つた事を実現できる術があるのにそこまで、口ではおかしい問題だと自分で言いながら結局この訴訟に参加できていない自分というのは若干疑問ではあります。

なのでそのおかしいという言葉がそれ程説得力を持つてゐるとは思わないんですけれども、やっぱりそれは正すべき問題だと思います。

仲尾 宏：一つ追加しますと、この裁判の中で最初京都地裁は国際人権規約は無視しましたけれども、立法裁量の問題である。つまり国会で法案が出されてそれが可決されたら解決される問題であるというかたちで司法としての判断を避けたと。こういう事もあります。ところが国会でこの外国人無年金者のことについて一回もまだ法案が提出されてもおりません。その素案のような事を坂口さんが厚生大臣だったときにチラツといったことがあるだけで、全然問題にもしないという日本の政治の実状もあるということを付け加えておきます。この方はもう一つご質問があります。「あと外国人登録法について現在の状況をお二人の弁護士の意見を教えてください。私は外国人登録がなくなつて、日本人と同じようにして欲しいと思つています。選挙権も日本人と平等にするべきです。また来年もこのチョゴリときものの講演を受けたいと思います。」こういうご感想も含めてですが、外国人登録の問題と選挙権の問題。その二つについてのお考えのお尋ねがありますのでまた染さんからお願ひします。

梁 英哲：外国人登録法に関しては確かに特別永住者については制度を変えていくというような議論があつて、そういう方向に動いているようです。けど、私この分野もそんなに詳しいわけじゃないので個人的な意見になるんですけど、在米コリアンの弁護士と話し合つていたときに言われたことがあつて、「あなたは日本で生まれたんでしょ。国籍は当然日本なんんでしょ。」と聞かれますね。というのもアメリカの場合は出生地主義でアメリカで産まれたらアメリカ国籍が当然もらえると。「あなたが日本国籍がないことが日本の最大の差別じゃないか」と言われて、それに対してどう答えていいのかなというのは考えたことがありますね。

といふのも、法律解釈の話でいうと国籍というのは全ての権利が固まつた束のようなものであつて、色々な歴史的な経路から在日コリアンの人は日本の国籍を取得するという事に関する制度もあるんですけども抵抗が非常に強い人が多いのかなという気がしますね。国籍の問題もあるんですけども、例えば日本の中で生活しているんだつたら自分が何者かを示すというのが国籍も大事なのかわからないのだけれども、やっぱり韓国式の名前、朝鮮

式の名前、特に姓のほうかなと思いますね。ファミリーネームのほうが大事かなという意識を持つています。

私自身はまだ韓国の国籍ですけれども、そういう意味ではこの選挙権の問題であるとかこの辺はすごく弁護士の中でも意見が分かれるところなんですねけれども、やはり最近はつきつめて法律論を考えていくと、権利という意味で国籍というものを意識せざるを得ないです。とくに日本に戦前から住んでいない人。ここ十年ないし二十年位に来日した人は最終的な獲得目標は日本国籍という意識でおる人が私の依頼者も多いですね。まずは合法的な在留資格を持つて、次に定住者の資格を取る。そのあと永住者の資格を取ると。そのあとは日本国籍、帰化するという、今後日本で住んでいこうと考えている外国人はそういう意識です。逆に外国の話なんかを考えると日本だけ違う。日本にいた在日コリアンが違う意識を持ったことがなぜかなという事が自分の中でもテーマになつていて上手く説明がつかないんですけどもそういう意識ではあります。

朴 大俊：外国人登録法の存在 자체は特に意識したことは一度もありません。一定の年齢になつたら外国人登録証明書というものをもつていまして、僕も免許と一緒に常に持ち歩いている状況ではあるんですけども、自分がこられる法律があるからちょっとおかしいのかなと思つたことはないので、それ程思い入れのない分野です。すいません。日本の国がどのように外国人を管理するかという事なので、日本国民も基本台帳とかそういうものを管理していくと思うのでさして差はないのかなと思つてます。選舉権については先程も述べたとおりですので、難しいとは思うんですけれどもせめて地方の参政権は認められるようになればいいなと思つております。以上です。

仲尾 宏：

この問題についてはですね。実は今国会に外国人住民登録法案という法案が提出されました。これは現在は外国人に関しては入管法と外国人登録法の二つがあるんですが、外国人登録法は「外国人の公正な管理に資する」事を目的とするという目的条項があります。そして今朴さんがおっしゃったように外国人の登録をした人については外国人登録をした結果としてのカードを作つて、写真と署名入りのカード、家族事項等々も記載するものがあつてそれをいつももたなければいけないという義務があります。違反すると在日の方については行政罰、それ以外の方は刑事罰という大変重い罰則があります。このことについては限りなく日本の住民登録に近づけるべきだという意見

があつて、私まだ法案を見ていませんが今度、そのもとになつた審議会の答申を見ると限りなく近づけるという努力は書かれています。しかし、どうやら在留カードというものを全ての登録外国人に発行して、それを携帯させるという事になりそうです。その範囲に特別永住者である在日がいるのかは知らないのか。その辺はまだ見ておりませんけれども非常に微妙なところです。

要するに法務省としては日本にいる外国人がいつ、どこに住んでいて、どんな仕事をしていて、子どもの学校はどうなつていて、どうなつているかという事を瞬時に分かるという事を徹底させたいという所からこういう法案が出てきているという感じがいたします。一面、それは合理的なことのようではありますけれども、例えば就学しなくなつた子どもがどこに行つているか分からないという状況はこれによつて解消はするでしょうけれども、ところが、やはりいつでもどこにいるかという、管理の対象という点ではあまり本筋は変わつていないのでないかというようにも思います。そんな事もあつてこれは地方自治体にも大変大きな影響が出てきます。これから審議の成り行き、報道なども注目いただけたらと思います。

最後の方のご質問に移りましよう。これは未来の事に關ります。「(ア)自分にお子さんができたとき、すでにいらっしゃるかも知れませんがこれだけは大事にして欲しい事は何ですか。」そういう非常にはつきりしたご質問ですが梁さんいかがでしよう。

**梁 英哲**：これだけはと限るとファミリーネームの部分かなと思ひます。あとはまだ私子どもいらないんですけども子どもが育つていく日本になると今とどれくらい変化しているかわからぬですけれども、自分のルーツがなにかを示すものは、先程から色々話出でている外国人登録に關しても限りなく日本の住民登録に近づける方向で、当然外見に関しても日本ですつと生活しているので韓国にいつても当然日本人と思われますし、韓国以外の海外に行つてもパスポートを示す必要のないところだつたら当然日本人として話しかけられるんで、ただ日本人と何が違うんですかといふとこの「梁」という名前を名乗つてゐる事。今はまだ韓国籍持つてひまづから韓国というパスポートを持つてゐるという事だけなので、それにどれだけの意味があるのかといふと難しいんだけどそこは大事にして欲しいなどいう風に思つてゐます。

仲尾 宏：ありがとうございました。朴さんお願ひします。

朴 大俊：僕もまだ子どもはないんですけれども、何を大事にして欲しいかというと、やっぱりルーツですかね。ただまあ、僕が思うルーツというのは国籍とリンクしておりません。僕自身は今後日本国籍に変えることはないと思うんですけども、子供が日本国籍になつたとしても僕自身はいいと思っています。日本の社会で生きるうえで二十歳になつたときに子どもが日本人として行きたいと言うのであればそれはあまり僕にとっては対して抵抗感がないことですね。その子の人生なのでその子が選べばいいと思います。ただその国籍というのは自分についてのブレートみたいなもので、名前が変わらうと自分が先祖、先祖というとどれだけのスパンを見ればいいのかという問題もありますけれども、親から説明を受けられる範囲のルーツというのはきつちりと認識した上で、それを基礎にしてより大きく育つてほしいと。なので、苦労もそうですし、よかつた事悪かつた事全て含めてきちんと会話を大事にしてそれを前提に子どもが自分の意識の下育つて行くこと。これを一番大事にしたいと思っています。以上です。

仲尾 宏：ありがとうございました。以上で質問に対する回答は終わります。今日はこのようにお若い新進気鋭の弁護士さんお一人をお招きしましたけれども、それぞれの生い立ち、あるいは質問に対するご回答の中でお二人の生き方というか、あるいはどういう事が見えていたかということがつるさに分かつたように思います。そして、それを通じて在日の社会のいろんな問題がそれなりに多方面から浮かび上がって来たと思います。そういう意味で、今回のフォーラムの最終回を飾るにふさわしいお話を色々いただきました。ありがとうございます。また、来年もいろんなテーマで在日の方に登場していただけで、思いを共にしたいと思います。どうもありがとうございました。

司 会：では二〇〇八年度の連続フォーラムチョコゴリときもの四回終了いたします。本日はお足元の悪い中ありがとうございました。

といひやうござつた。来年も開催予定しておりますので是非お運びください。ありがとうございました。

京都市外国籍在職者数(2007年11月1日現在)

職種	職員数(人)	職種	職員数(人)
一般技術職	1	大学教員	2
薬剤師	1	高校教員	1
保健師	1	中学校教員	2
看護師	5	小学校教員	6
心理職員	1	小学校養護教師	1
保育士	3	技能・労務	19
栄養士	1	バス運転手	2
合計			46

\*嘱託職員は除く

●韓国朝鮮人のなまえの問題（京都市外国籍市民意識・実態調査 2007 年）から

「あなたは・・・本名を名乗っていますか」に対する回答。

1)地域・近所で 2)現在の職場や学校で

・以前から名のっている。 24.4 % 、名のっている。 23.2%

・現在は名のっている。 1.9 % 、名のっていない。 59.8%

・現在は名のっていない。 6.8 % 、使い分けている。 17.0%

・以前から名のっていない 48.6 %

・使い分けている。 20.3 %

★通名（日本名）のはじまりは1939年からの植民地支配下の「創氏改名」政策である。

●もっと関心を深めよう、とする方々に..。

・上田正昭 編『ハンドブック 国際化のなかの人権問題』2005年 明石書店

・仲尾 宏著 『Q and A 在日韓国・朝鮮人問題の基礎知識』2003年 明石書店

・水野直樹著 『創氏改名』2007年 岩波新書

## 外国籍市民と外国籍市民の人权

### —どうしたら仲良く暮らしていくか—

#### はじめに

あなたはどうして日本の国籍をもっていますか。

あなたや家族が外国で暮らすことになれば、何を一番望みますか。

1. 京都市でどれくらいの外国籍市民が暮らしているでしょうか。(90日以上の滞在者)

国籍別	総数	外/ 総人口	中国	韓国朝鮮	ブラジル	フィリピン	米国
全国	2,152,973 (1.69 %)	28.2%	27.6%	14.7 %	9.4%	2.4%	
京都市	41,119 (2.82 %)	8,308	27,060	150	876	933	
伏見区	8,312 (3.08 %)	2,854	4,743	30	165	81	
南 区	6,254 (6.33 %)	497	5,493	14	87	23	
左京区	5,785 (3.46 %)	1,501	2,715	30	66	268	

2. どうして外国籍の人びとが多い、住むようになったか。(留学生やビジネスマンを除く)

①韓国朝鮮人の場合⇒戦前、日本の植民地だったため、生活・仕事を求めて来日⇒永住。

現在一世は80歳以上。二・三世が働きざかり・子どもは四世以下。日本国籍者も多い。

②中国人(台湾)⇒1972年以降、帰國した日本人の残留婦人の家族など⇒永住。

国籍上は日本人でも、言葉・文化・生活習慣は中国。

③ブラジル人⇒1991年以降、日系人に限って日本での就労を認める⇒家族の移住。

(ペルー人も) 血統は日本でも、言葉・文化・生活習慣はブラジル(三世とその家族)。

3. 何が問題か。

①韓国朝鮮人 まだある差別 1)住宅入居 2)結婚⇒「帰化」のおしつけ 3)学校でのいじめ 3)就職(民間・公務員) 4)高齢者・障がい者の無年金など。

②中国人と③ 1) 不自由な日本語とほとんどない教育の機会⇒医療・育児・仕事など。

ブラジル人 2) 地域や学校で「除外者」扱いにされがち。

3) 就労機会の少なさ⇒子どもの進路が限定されている。

4. 多文化共生の道はどこに? ⇒異なる文化・人生の歩みを知り、認めあう。

1)行政のとりくみ・日本人の偏見や歴史意識をただす。多言語サービス。

制度上の差別撤廃、いろんな情報の提供、相談窓口の開設など。

2)地域・職場でのとりくみ・地域社会の一員・同僚として互いに努力・協力しあう。

3)学校で・先生が子どもの持っている文化・生活の背景を知って日本の子に教える。

## ○在日朝鮮人(韓国人・朝鮮人) 国際略年表

年	主要事項
一九二〇	「奉國併合」。朝鮮總督府設置・武斷政治開始。
一九二一	朝鮮教育令公布。
一九二二	土地開發令公布。
一九二九	三・一独立運動高揚。「文治政策」開始。
一九三〇	産業保護特權擴張宣言。
一九三三	關東大震災、多数の朝鮮人が官廳と自營田の手によりて虐殺される。
一九三七	「皇國五民論」などを題文で開説法要。日中戰爭本格化——侵韓進行。
一九三八	朝鮮へ國家活動實力適用を公布。朝鮮兒童特別防護令公布。教育令改正。
一九三九	中央公會合(本土の團體団体) 組成。國民教育令公布。朝鮮人學齋者の事業開始。
一九四〇	創氏改名を強行。
一九四一	太平洋戦争始まる。大韓民國臨時政府对日宣戰布告。
一九四二	朝鮮人方齋者事業の官隸旋開始。
一九四四	朝鮮で女子抵擋運動令公布。國民教育令適用。本土各地で朝鮮人學齋者の逃亡・抵抗続出。
一九四五	日本敗戦、朝鮮が日本領。ただちに韓國復まる。戸籍法の適用を受けない者の參政権停止。
一九四六	米占領軍司令部、「在日」は「解放國民と日韓國民」の両義性ありとする。在日本朝鮮人連盟設立。各地に國語講習所(民族学校) 設置が始まる。
一九四七	総司令部の指示により修國參讀者の交換開始。
一九四八	外國人登録令(勅令)(五・一)。日本國憲法施行(五・三)。
一九四九	阪神教育事件。朝鮮人の子は日本学校へ就学義務ありとする。
一九五〇	南朝鮮で單獨選舉、大韓民國成立。北朝鮮で朝鮮民主主義人民共和国成立。
一九五一	朝選に解職命令。民族學校解職命令。
一九五二	朝鮮戰争始まる。現行の生活保護法成立。外国人には「慣用」と限記。
一九五三	日韓子債会談開始。
一九五四	サンフランシスコ講和条約発効。在日韓國・朝鮮人の日本国籍制事が確定。
一九五五	韓國被擯者交付令。恩給法など成立。國籍未有の在日領地出身者は排除される。
一九五六	朝鮮休職確定關印。文部次官通達で韓國・朝鮮人の義務教育就學義務なし」とされる。
一九五七	外国人登録法による指紋押捺開始。
一九五六	日・朝赤十字社による「北朝鮮韓國難民」統括。韓國難民始まる。
一九六〇	日韓基本未有關印。在日韓国人の法定地位確定關印。文部次官通達で民族學校の各種學校認可を認めず、日本學校での受け入れ。「在日」児童の特別教科課程編成を否認。
一九六六	出入國管理特別法施行。「認定水性」申請開始。
一九七〇	大阪市教育委員会、当該年度学校教育活動中に外国人教育の項目を入れる。
一九七四	日立放送差別韓邦圖令で「在日」の廣告謹除。
一九七七	在日初の同姓學生誕生。

一九七九	国籍人権規約批准。発効。公営・公团・金融公庫議員の門戸開放。
一九八二	難民条約承認。国民年金に加入資格。児童手当三法の適用。
一九八四	国立大学教員の外国人任用法制定。入管法、出入国管理及び難民認定法の改正。
一九八五	郵便外務審査採用の国籍規限条項撤廃。
一九八六	国籍法改正。男女両系主義となるが「子は二〇歳まで一律日本国籍とされる。」
一九八七	指纹押捺拒否運動高揚。法務省は拒否者の在留更新を不許可とする。
一九八八	外国人登録法改正。看護等門戸の国籍規限条項撤廃。
一九八九	外国人登録法改正。指纹押捺は一回限りとする。
一九九〇	東京駅内令市一般事務職採用の国籍規限条項を撤廃。
一九九一	朝鮮人逮捕運送行者の關税増加。
一九九二	日韓外相「宣言」印中「在日」に特別永住資格(入管特例法認定)を認める。翌年法例は存続。
一九九三	公立学校教員は教諭を離れて「教諭離脱」となる。
一九九五	外国人登録法改正。在住者は指纹押捺を廃止し署名・捺印登録となる。
一九九六	「在日」への入居差別に対し大阪地裁が原辰勝訴の判決。大阪府岸和田市議会で、他の外国人地方参政権賛成派議員、そのうち九七年までに約一三〇人の地方議会が同様の決議。
一九九七	大阪地裁、元雇属からの賃貸借債務について原告敗訴とするが、遺言の疑いありとの判決。
一九九八	最高裁、地方参政権問題は憲法の被差別の問題と判断。
一九九九	白川自治組、地方公務員採用の国籍規限条項は地方自治体の判断に任せること表明。
二〇〇〇	大阪で国際的国民体育大会で在学者に限定されていた外国籍選手が不承認も参加できることになった。
二〇〇一	日本弁護士連合会が政府と国会に対して民族学校卒業生の国立大学受験資格と寄付金の助成等について勧告書を送付。
二〇〇二	北朝鮮の「ミサイル」発射報道から、各地で朝鮮総聯事務所等が襲撃され、民族学校生徒らも脅迫を受けれる。
二〇〇三	国連人権委員会が「終極目標」として民族学校の未承認、再入国許可条件の撤廃等、在日本の人権にかかるる報告を採択。
	改正外国人登録法が国会を通過。一年以上滞在の外国人に対する指紋押捺の免除、「不法渡留解禁」などの新設を盛り込む。
	ウトロ訴訟、最高裁判理ですべて敗訴。在日側の敗訴となる。
	金大中韓国大使館が平壤を訪問して朝鮮民主主義人民共和国の金正日総書記と会談。その結果り一つとして緑蓮系の在日朝鮮人が韓国を初訪問。また各地で民団と緑蓮系の各種団体の交流が行われる。
	民族学校卒業生の大後受験要件について、文部省は日本の高校在籍要件をはずす、と決定。
	石原真京都知事「三四八」などと民族差別にかかるる発言をするも遺憾せず。
	平壤で日朝首腦会談。国交正常化をめぐますが、日本人拉致問題により停滞。日本国内で民族学校生徒や団体事務所へのいやがらせ・暴行が頻発。
	国立大学の受験資格について、文部科学省は改米系および韓国学校などの受験資格を認めるが、朝鮮学校については個々の大学が受験生の申請により許可の判断を行へ、と決定。

## ◆ 知事権限の資格

資 格 名	国籍条項の有無	所管課
准看護師	無	医療課
栄養士	無	医療課
調理師	無	生活衛生課
ふく処理師	無	生活衛生課
二級建築士	無	建築指導課
危険物取扱者	無	消防安全課
消防設備士	無	消防安全課
高圧ガス製造保安責任者等	無	消防安全課
火薬類取扱（製造）保安責任者	無	消防安全課
電気工事士	無	消防安全課

京都府

在留資格別外国人登録者数 (2007.12.31 現在 入管協会)

都道府県	全国	東京	愛知	滋賀	京都	大阪	兵庫
総 数	2,084,919	364,725	208,514	30,451	54,213	212,528	102,188
永 住 者	801,713	109,922	78,963	9,027	37,331	147,867	69,473
うち一般永住者	358,669	58,164	42,277	3,283	5,511	30,614	16,270
特別永住者	443,044	51,758	36,686	5,744	31,820	117,253	53,203
☆特別永住者=1952年サンフランシスコ講和条約発効以前に日本に居住していた者・子孫							
非 永 住 者	1,283,207	254,833	129,551	21,424	16,882	64,661	32,715
日本人配偶者等	260,955	40,454	25,535	5,393	2,646	12,826	6,068
定 住 者	268,836	20,739	46,373	10,117	1,193	11,411	5,653
留 学	131,789	40,536	6,753	735	4,637	12,342	3,860
家 族 滞 在	91,344	34,897	8,525	286	1,566	4,851	3,449
輿 行	21,062	2,265	1,902	348	464	614	416
研 修	70,519	1,736	7,158	1,143	537	2,192	2,126
人文知識国際業務	57,323	22,532	3,117	203	972	5,247	1,783
就 学	36,721	16,667	1,151	49	1,436	2,265	1,643
技 術	35,135	13,481	1,951	124	216	1,431	772
技 能	17,869	6,350	1,955	58	268	991	538
企業内 転勤	14,014	6,470	1,093	45	60	621	324
永住者配偶者等	12,897	2,568	1,378	119	224	1,415	611
教 育	9,511	1,063	292	133	232	502	590
教 授	8,525	1,876	629	64	743	615	337
そ の 他	209,964	-	-	-	-	-	-

■国籍別外国人登録者①韓国朝鮮 598,219 ②中国 560,741 ③ブラジル 312,079

④フィリピン 193,488 ⑤ペルー 58,721 ⑥米 国 51,321

☆その他のは在留資格 宗教、芸術、報道、投資、経営、法律、会計業務、医療、文化活動  
短期滞在、特定活動、一時庇護、未取得者、その他

☆韓国のうち、特別永住者 438,974(戦前に移住してきた人とその子孫=在日一～五世)

在日韓國・朝鮮人 民事法関連年表

年	日本	大韓民国	朝鮮民主主義人民共和国
1945	昭和20・10・15民事甲452号民事局長通達 (内外地戸籍交流の停止)	米軍政令21号(11・2) (親族相続法は旧法下の法令適用)	司法局布告2号(11・16) (植民地法の廃止を宣言)
1946	「日本国籍法」公布(11・3)	「朝鮮姓名復旧令」(軍政法令第122号)施行(10・23)(創氏改名を含む氏制度の無効)	臨時人民委員会「公民証に関する決定書」(8・9) 同「男女平等権に関する法令」(7・30) 同「男女平等権に関する法令施行細則」(9・14)
1947	命令「外国人登録令」(5・2) (朝鮮人を外国人とみなす) 「日本国籍法」施行(5・3)	大法院、妻の訴訟行為能力を認める (9・2)	
1948	新「民法」施行(1・1) 新「戸籍法」施行(1・1)	大法院、婿養子制度を無効(2・26) 南朝鮮臨時政府「国籍に関する臨時条例」施行(5・11) 大韓民国樹立(8・15) 「国籍法」施行(12・20)(初の国籍法典)	朝鮮民主主義人民共和国樹立(9・9)
1949		「在外國民登録法」施行(11・24)(在外国民の把握)	
1950	新「国籍法」施行(7・1) 昭和25・12・6法務府民甲3069号民事局長通達(内地人が外地人を、外地人が内地人を認知しても戸籍の移動は生じない)		
1951	「出入国管理令」施行(11・1)		
1952	昭和27・4・19法務府民甲438号民事局長通達(サ条约発効と同時に朝鮮人は日本国籍を喪失、朝鮮人は朝鮮戸籍に在る者など) 「外国人登録法」「出入国管理法」施行(4・28) 「ボツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基づく外務省関係諸命令の措置に関する法律」(法律第126号)(昭和20年9月2日以前から在留している在日は在留資格がなくても在留できる)		
1955	4・27 外国人登録者の指紋押捺制度の開始		内閣決定「公民の身分登録に関する規定」(3・5)
1956			内閣決定「協議離婚手続を廃止して裁判離婚のみによる規定」(3・5) 司法省「離婚事件審理手続に関する規定」(3・8)
1960		58年「民法」施行(1・1) (初の民法典) 「戸籍法」施行(1・1)	
1961	最高裁、昭和27・4・19民事局長通達の合意判決(4・5)		
1962		「涉外私法」施行(1・15)(初の国際私法典)	

1963			最高人民委員会政令「国籍法」施行(10・9)(初の国籍法典)
1964	「遺言の方式に関する準拠法に関する法律」施行(8・2)		
1966	「日本國に居住する大韓國國民の法的地位及び待遇に関する日本國と大韓國との間の協定の実施に伴う出入国管理特別法」施行(1・17)(協定永住資格の創設)		
1967		「在外國民就籍に関する臨時特例法」施行(在外國民が簡易な方法により戸籍整理を図る目的)	
1973		「在外國民就籍・戸籍訂正及び戸籍整理に関する臨時特例法」施行(6・21) (その後の改正を経て2009年12・31まで延長)	
1979	国際人権規約の発効(9・21)	77年「民法」施行(1・1) (協議離婚は家庭法院の確認要、相続分の改正、遺留分の新設など)	
1981	80年「民法」施行(1・1) (寄与分の新設など)		
1982	難民条約の発効(1・1) 「出入国管理及び難民認定法」制定(特例永住許可制度の新設)		
1983			中央人民委員会政令「民事規定(暫定)」(12・7)
1984		「女子差別撤廃条約」批准(12・27)	
1985	84年「国籍法」施行(1・1) (父系優先から父母両系へなど) 女子差別撤廃条約の発効(7・25)		
1986	「扶養義務の準拠法に関する法律」施行(9・1)		中央人民委員会政令「民事規定(12・7)
1988	87年「民法」施行(1・1) (特別養子制度の新設など)		
1990	89年「法例」施行(1・1) (個人法に常居所地法を一部導入、準拠法を男女平等に、など)	国際人権規約「市民権規約」加入(4・10)	常設会議「民法」制定(9・5)(初の民法典) 常設会議「家族法」施行(12・1)(初の家族法典)
1991	「日本國との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法」施行(11・1)(特別永住権の創設)	90年「民法」施行(1・1) (骨格を変更する大改正)	
1993	92年「外国人登録法」施行(1・8)(特別永住者などの指紋押捺廃止、家族事項制度)		常設会議「家族法」一部改正(9・23)
1994	児童の権利条約発効(5・22)		
1995			常設会議「国籍法」一部改正(3・23) 常設会議「对外民事關係法」制定施行(9・6)(初の國際私法典)

1996	人種差別撤廃条約発効(1・14)		
1997			常設委員会「公民登録法」制定(11・26)
1998		97年「国籍法」施行(6・14) (父系優先から父母両系への変更など)	常任委員会「对外民事簡便法」一部改正(12・10) 常任委員会「公民登録法」一部改正(11・18)
1999	在外外国人指紋押捺制度全廃(8・13)	「在外同胞の出入国と法的地位に関する法律」施行(12・3)(在外国民と外国国籍同胞の韓国内の法的処遇)	常任委員会「国籍法」一部改正(2・26) 常任委員会「民法」一部改正(3・24)
2000	民法一部改正法施行(4・1) (成年後見制度など)	「在外国民の就籍・戸籍訂正及び戸籍整理に関する特例法」施行(12・19)	常任委員会「公民登録法」一部改正(7・24)
2001		「国籍私法」施行(7・1)(「涉外私法」を全部改正)	
2002		「民法」一部改正法施行(1・14)(特別限定期承認他)	常任委員会「相続法」制定(3・13)
2005	民法全部改正法施行(4・1) (現代語化ほか)	「民法」一部改正法施行(3・31)(戸主制廃止、父姓継承の修正、親養子制度等の大改正)	
2007	「法の適用に関する通則法」(1・1)(法例の現代語化を含む全部改正)		
2008	戸籍法一部改正法施行(5・1)(創設的届出の本人確認、戸籍原本等の交付制度等)	「家族関係の登録等に関する法律」(1・1)戸籍法の廃止、個人別複製、コンピュータ化、目的別証明書、交付割取等)	
2009	国籍法一部改正法施行(1・1)(認知のみによる国籍取得)	「公職選挙法」等改正法(2・5国会可決)(在外国民に大統領・国会比例区選挙権等)	

2009/2/20 京都市国際交流会館

司法書士 李 光雄

### 1. 自己紹介

1955年1月生

在日3世。祖父母が、父を連れて戦前に渡日。

1979年（昭和54）、司法書士試験合格。2年後開業。

司法書士西山慶一氏との出会い。「定住外国人と家族法」研究会

韓国民団京都府右京支部副團長

### 2. 「定住外国人と家族法」研究会

国籍法の勉強から始まり、在日を取り巻く、主に家族法上の研究を継続。

改正国籍法施行、1985年（昭和60）1月1日

父母両系血統主義へ

第2版「在日」の家族法Q&A（2006年1月、日本評論社）

### 3. 「在日」の相続

「在日」の個々人の遺産の承継も広義の権益擁護に含まれるという視点。「在日」の遺産が日本に存在する限り、日本の司法書士が対応すべき課題である。

#### ① 30年ほど以前には「在日」司法書士はほとんどいなかった。

日系移民や「在日」の相続、すなわち外国人の相続であろうとも、日本人司法書士に依頼するしかなかった。日本人なので日本人の相続はわかるが、「在日」の相続はよくわからない。韓国・朝鮮人は当然韓国・朝鮮語ができ、韓国や朝鮮人の相続の法律問題は韓国・朝鮮籍の司法書士ならわかるのか。

「在日」司法書士なのに、その相続がわからないことによる苦悩、葛藤。このような感性すら共有できない「在日」の増加。

② 「在日」が死亡した場合の相続に適用される法はどこの国の法律か。

韓国法の内容。

相続登記に添付すべき「相続証明書」とはいかなるものか。

大きさに言えば、そもそも「在日」はどのような背景で登場し、どのように生きてきたのかわからないと、相続の法律問題も適切には判断できない。

### ③ 事例

ア. 内地人女性の戸籍に、「朝鮮慶尚北道〇〇郡〇〇面〇〇里〇〇番地 戸主 岩本貞男ト婚姻届出、昭和16年〇月〇日京都市中京区長〇〇〇〇受付同月〇日送付除籍」との記載がある場合。

イ. 戦前、内地人男性Aが、外地朝鮮（現在の朝鮮民主主義人民共和国の地域）へ商売のために行った。そこで朝鮮人女性と婚姻し子が生まれた。妻と子はAの日本の戸籍に入籍している。Aはすでに死亡している。Aの兄が死亡し、Aの子が代襲相続人となる。

ウ. 終戦直後、内地人女性Aが、朝鮮人男性Bと内縁関係となり、昭和22年に子Cが生まれた。昭和25年にも次の子Dが生まれた。Aの日本の戸籍には、Dは入籍しているが、Cは入籍していない。

立命館大学講師・司法書士 趙 慶濟

1 「在日韓国・朝鮮人 民事法関連年表」を読む

1945 年～1952 年	
1960 年代	
1970 年代	「第三の道」1979
1980 年代	「方法としての「在日」」1985 「事実としての「在日」」1985 「ごく「普通」の在日韓国人」1986 「沈みゆくものの光景」1988
1990 年代	「複合的アイデンティティの可能性」1994
2000 年代	「在日韓国人の終焉」2001 「可能性としての「在日」」2002

2 「在日」の婚姻・離婚法の適用について

婚姻の成立とその効力 (婚姻の方式)

- 韓国人夫婦
- 北朝鮮人夫婦
- 韓国人・北朝鮮人夫婦
- 韓国人(北朝鮮人)・日本人夫婦

離婚の成立とその効力 (離婚の方式)

- 韓国人夫婦
- 北朝鮮人夫婦
- 韓国人・北朝鮮人夫婦
- 韓国人(北朝鮮人)・日本人夫婦

3 「在日」の家族法に何処の法域の法律を適用すべきか

## あとがき

どうのような仕事に従事する場合も、自身と対象に真摯に向き会つた時に社会と深くつながっていきます。しかしながら日本の日本社会には、未だ在日コリアンにとり、法律や制度・慣習における構造的な壁が存在することも否めません。

「医療と介護」に統いて今回テーマとした「専門分野」では、当然のことながらその専門能力が求められます。パネリストの方々にとって、『民族性や環境、仕事に向ける熱意』などが人となりを形づくる要素であるとすれば、専門性を裏付ける『資格』は日本社会でそれを要する職業に就く前提であると言えます。言い換えれば、在日コリアンあるいは在住外国人という特性を持つて日本社会に貢献する各専門家であるということです。

四日間に亘るお話には、自らの在日コリアンとしての存在に「信頼」を置くことにより、社会に残る壁を超えて新たなものを築いていくことをする選択がありました。加えて、近年来日されたパネリストのお話は、現在の地域社会が民族や国籍以外に、いかに多種の条件や要素を持つ人々で構成されているかを再認識する機会となりました。

互いに補い、助け合いながら各自の持つ力でせいいっぱい地域に参加・貢献するとき、「知らずにいること」に気付くときが、社会の変化、前進のときかもしません。発行に当たり、ここに各々の「今」を伝えてくださったパネリストの皆様およびコーディネーターに改めて感謝申し上げます。ありがとうございました。

(財) 京都市国際交流協会  
事業課 岡村敦子

---

アジアの風文庫 25  
「チヨゴリときもの」  
専門分野の現場から

2010年2月 第1刷発行  
編集・発行 財団法人 京都市国際交流協会  
〒606-8536 京都市左京区粟田口鳥井町2の1  
TEL. 075-752-3010  
印刷 株式会社 アルファ・プリント社

---





＊財団法人 京都市国際交流協会  
KYOTO CITY INTERNATIONAL FOUNDATION